

目 次

第1章 総則	1
第1条	目的
第2条	競技規則の基本的理念
第3条	定義
第4条	規則の適用
第5条	国際競技団体との関係
第6条	規則の補足
第2章 選手規範	
第7条	基本精神
第8条	協力と理解
第9条	安全管理
第10条	大会期間中の言動
第11条	交通ルールの遵守
第3章 選手の資格等	
第12条	ドーピング
第13条	大会出場資格
第14条	国外の大会への出場
第15条	未成年者の大会出場
第16条	大会出場資格の譲渡
第17条	誓約書の提出
第18条	身分証明書
第19条	大会保険
第20条	応援活動
第4章 大会	
第21条	競技部門の設定
第22条	表彰
第5章 競技共通事項	
第23条	コース等の把握
第24条	コース離脱と復帰
第25条	逆走・停滞の禁止
第26条	指示・注意
第27条	個人的援助の禁止と外部からの支援
第28条	交通ルールの遵守と安全確保
第29条	優先進路
第30条	時間の厳守
第31条	レースウェア
第32条	レースウェアへの表示
第33条	ITU大会におけるユニフォーム
第34条	日本選手権におけるユニフォームへの表示
第35条	レースナンバーの割り当て
第36条	予選でのナンバーリングと選手の配分
第37条	予選スタートシステム
第38条	決勝へのレースナンバーの割り当て
第39条	ボディマーキング
第40条	競技用具の安全管理
第41条	使用禁止用具
第42条	使用条件付き競技用具
第43条	新技術を用いた競技用具
第44条	競技用具の検査

第45条	貸与品
第46条	計測される時間
第47条	競技の一時停止
第48条	競技の中止・棄権
第49条	制限時間
第50条	エイドステーションでの補給
第6章 スイム (水泳)	
第51条	スイムコース
第52条	スイムの競技方法
第53条	小休止
第54条	緊急時の心得と合図
第55条	禁止行為
第56条	着用義務用品
第57条	使用禁止用品
第58条	ウェットスーツの着用
第59条	ウェットスーツの着用基準
第60条	ウェットスーツの形状
第61条	ITUワールドカップ及び世界選手権におけるウェットスーツ
第62条	日本選手権等におけるウェットスーツへの表示
第63条	スタート手順
第7章 トランジションエリア	
第64条	トランジションエリアの定義
第65条	競技用具の置き方
第66条	競技中の着替え
第67条	持ち込み禁止・制限品
第68条	入出制限
第69条	バイクシューズ
第70条	トランジションエリアでのバイク乗車禁止
第71条	バイク乗車方法
第72条	バイク降車方法
第73条	ヘルメットの着脱
第8章 バイク (自転車)	
第1節 バイク共通事項	
第74条	バイクコース
第75条	バイクの競技方法
第76条	禁止行為
第77条	安全の確保
第78条	バイクの基本構造
第79条	ホイールとタイヤ
第80条	装備の取付
第81条	取付禁止装備
第82条	ハンドルバーとブレーキ
第83条	サイクルメーター
第84条	小中高校生の選手のバイク
第85条	ヘルメット
第86条	小中学生のヘルメット特別規定
第87条	ドラフティングガイドライン
第2節 ドラフティング禁止レース (Draft-illegal Race)	
第88条	ドラフティング禁止レース
第89条	ドラフティングの定義
第90条	キープレフト走行

第91条	並走の禁止
第92条	集団走行の回避
第93条	ドラフトゾーンへの進入
第94条	ブロッキング
第95条	追い越しと手順
第96条	追い越すときの注意義務
第97条	追い越しの奨励事項
第3節	ドラフティングレース (Drafting Race)
第98条	ドラフティングレースの開催
第99条	安全走行義務
第100条	周回遅れ
第9章	ラン (ランニング)
第101条	ランの競技方法
第102条	ランコース
第103条	フィニッシュ
第104条	コース再進入の禁止
第105条	同伴フィニッシュ
第10章	罰則 (ペナルティ)
第106条	罰則の適用
第107条	罰則の種類
第108条	指導
第109条	指導の手順
第110条	タイムペナルティ及びストップ・アンド・ゴー
第111条	タイムペナルティの手順
第112条	ストップ・アンド・ゴーの手順
第113条	失格
第114条	失格の手順
第115条	資格停止
第116条	追放
第11章	オフィシャル
第117条	オフィシャル
第118条	審議委員会
第12章	抗議 (プロテスト)
第119条	抗議
第120条	制限事項
第121条	抗議の手続
第122条	抗議の期限
第13章	上訴 (アピール)
第123条	上訴
第124条	制限事項
第125条	上訴手続
第126条	上訴申立書
第127条	預託金
第128条	上部団体への上訴
第14章	仲裁
第129条	仲裁
附 則	
参考資料	
競技種目	
誓約書の内容例	

トライアスロンと関連マルチスポーツ（I T U 特定競技実施ルール）

1. インドアトライアスロン
2. ミドルとロング大会
3. チームリレー
4. パラトライアスロン
5. ウィンタートライアスロン
6. クロストライアスロンとデュアスロン
7. 予選ラウンド形式での競技
8. タイムトライアル予選形式での競技
9. アクアバイク

附則 A：レース距離と年齢要件.....

附則 D：用語の定義.....

附則 F1：ユニフォーム規則

附則 F2：権利と責任

付則 K：罰則と違反

競 技 規 則

社団法人日本トライアスロン連合定款第4条第5号の規定に基づき競技規則を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条

この規則はトライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン及びそれらの関連マルチスポーツ（以下、これらを総称して「トライアスロン」という。）の実施において、必要な事項及び選手の権利・義務に関する事項について規定することによって公平かつ安全に実施するための競技環境を整えとともに、誰もがトライアスロンをはじめとするスポーツを謳歌（おうか）することができるようにすることを目的とする。

（競技規則の基本的理念）

第2条 選手は一人の社会人である。従って、この規則のほかに、道路交通法などの国内法規、各所轄機関並びに団体の規則、道徳及びマナーを理解し、遵守するとともに第2章に掲げる選手規範の精神を尊重するものである。

2 トライアスロンをはじめとするスポーツの普及・振興や大会の発展を促し、よりよい競技環境づくりのために、自由闊達な意見交換を行うものとする。

（定義）

第3条 この規則に関する規定の解釈については、他に定めがある場合を除くほか、次の定義に従うものとする。

- （1） 「トライアスロン」とは、スイム（水泳）、バイク（自転車）、ラン（ランニング）の順に行う複合競技（異なる種目を連続して行い総所要時間を競う競技をいい、「マルチスポーツ」ともいう。以下同じ。）をいう。
- （2） 「デュアスロン」とは、第1ラン、バイク、第2ランの順に行う複合競技をいう。
- （3） 「アクアスロン」とはスイム、ランの順に、又は第1ラン、スイム、第2ランの順に行う複合競技をいう。
- （4） 「ウィンタートライアスロン」とは、ラン、マウンテンバイク、クロスカン트리スキーの順に行う複合競技をいう。
- （5） 「関連複合競技」とは、トライアスロンの競技形態を基本に、種目又は競技用具を変更して行う複合競技であり、以下のとおりとする。
 - a) インドア・トライアスロン 室内特設コースにおいて行うトライアスロン
 - b) 模擬トライアスロン プール、エルゴメーター、トレッドミルで行うトライアスロンの模擬競技
 - c) カヌー・トライアスロン カヌー、バイク、ランの順に行う複合競技
 - d) マウンテンバイク・トライアスロン マウンテンバイクを使用するトライアスロン
 - e) リレー・トライアスロン スイム、バイク、ランをそれぞれの種目ごとに異なる選手が行いリレーを行うトライアスロン
 - f) トライアスロン駅伝 複数の選手でチームを組み、それぞれのチームごとに一人の選手がトライアスロンを行って同チームの次の選手に受け継ぎ、総所要時間を競う競技
 - g) その他関連複合競技 a から f に掲げる関連複合競技のほか、トライアスロンの競技形態を基本に、種目又は競技用具を変更して行う複合競技
- （6） 「大会」とは、トライアスロン等の競技会をいう。
- （7） 「大会スタッフ」とは、大会役員、運営スタッフ、審判員、ボランティアなど大会にかかわるスタッフの総称をいう。
- （8） 「大会期間」とは、会場における選手受付開始の日など大会公式行事が始まる日から始まり、

大会終了の日又は表彰式・閉会式など大会公式行事が終了する日までのいずれか遅い方の日までの期間をいう。

- (9) 「大会規程」とは、大会の開催、出場資格、その他大会出場に関する諸条件の規定をいう。
- (10) 「公式大会」とはJTU又は加盟団体が公式大会と認めた大会をいう。
- (11) 「ITU公認大会」とは、世界選手権、ワールドカップ、その他国際トライアスロン連合（以下「ITU」という。）イベント大会をいう。

- 2 前項第1号から第5号に定める複合競技は、競技形態や競技を行う際の環境などの制約により、種目変更のためのインターバルを設けることができる。

（規則の適用）

第4条 この規則は、国内で開催される大会において適用される。

- 2 練習中など大会期間以外であっても、この規則の規定を尊重し、守るものとする。

（国際競技団体との関係）

第5条 この規則は、ITU競技規則（Competition Rules）に準拠し、制定される。

- 2 ITU競技規則の改定があったときは、これを準用する。

〔参考〕

ITUホームページ <http://www.triathlon.org/>

（規則の補足）

第6条 大会固有の環境又は条件を補足するため、必要に応じ、この規則を基準とした「ローカルルール」を策定することができる。

- 2 ローカルルールは、競技開始前に選手へ通知しなければならない。
- 3 この規則及びローカルルールに規定されていない事案が生じた場合は、トライアスロン等に関連する種目の競技団体の規則を準用する。

第2章 選手規範

（基本精神）

第7条 選手は、次の各号に掲げる基本精神を尊重する。

- (1) スポーツマン精神とフェアプレイの精神により競技を行うこと。
- (2) 日ごろの鍛錬により競技力の向上と体力の増進をめざすこと。
- (3) 選手一人一人がこの規則を守り、違反を行ってしまったときは自ら申告する精神を培うこと。
- (4) スポーツ活動を通じて社会人としての健全な精神の育成をめざすこと。
- (5) 勝利を至上とすることなく、主義主張を越えて理解しあい、友好を結ぶこと。
- (6) トライアスロン等に対する、スポーツとしての品格と社会認識を高めること。

（協力と理解）

第8条 選手は、トライアスロンをはじめとするスポーツの総合的な発展のために、次の各号に掲げる事項について理解し、協力することが求められる。

- (1) 選手の保護と育成を目的とする競技団体の活動
- (2) 性別、年齢を問わず、生涯にわたってスポーツを謳歌できるようにするための環境づくり

（安全管理）

第9条 選手は、競技上の安全を確保するため、次の各号に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 自らの安全に責任をもち、競技を行うこと。
- (2) 他の選手の安全に配慮すること。
- (3) コース及びその周辺に存在するすべての人及びものに対して安全の配慮をすること。
- (4) 自らの競技能力、体調、経験及び周辺状況や環境に応じ、的確な判断をもって競技すること。

(大会期間中の言動)

第10条 選手は、大会期間中、次の各号に掲げる事項を守るものとする。

- (1) 社会人として責任ある言動に心がけること。
- (2) 身だしなみを整え、大会公式行事には節度ある態度で臨むこと。
- (3) 道路交通法などの国内法規を守ること。
- (4) 大会会場付近の住民の方への感謝の気持ちを持つこと。

(交通ルールへの遵守)

第11条 選手は、練習中又は大会会場への移動中であっても、道路交通法をはじめとする交通ルールを守り、特にバイクに乗車するときは次の各号に掲げる事項を守るものとする。

- (1) ヘルメットをかぶること。
- (2) キープレフト（道路の左端を走ること）を守ること。
- (3) 周囲への注意を怠らないこと。
- (4) 併走を行わないこと。
- (5) 安全な車間距離を保つこと。
- (6) 信号を守ること。
- (7) 歩行者を優先すること。
- (8) 他の車両に注意すること。

第3章 選手の資格等

(ドーピング)

第12条 ドーピング行為は禁止する。

- 2 禁止物質、禁止方法及び検査方法などアンチ・ドーピングに関する規定は、ITUアンチ・ドーピング規則 (ITU Anti-Doping Rules) 及び世界アンチ・ドーピング機構 (WADA) の定める世界アンチ・ドーピング規定 (The World Anti-Doping Code) による。

[参考]

ITUホームページ <http://www.triathlon.org/>

WADA ホームページ <http://www.wada-ama.org/>

財団法人日本アンチ・ドーピング機構 ホームページ <http://www.anti-doping.or.jp/>

(大会出場資格)

第13条 大会に出場するときは、大会規程の出場資格を満たさなければならない。

- 2 JTU公式大会への出場はJTUの登録会員でなければならない。
- 3 外国籍の選手は、所属国の競技団体から登録選手資格と出場許可証明書を得てJTUに提出することによりJTU公式大会に出場できる。ただし日本に6ヶ月以上居住し、JTUの登録会員となっている場合は、これらの書類の提出を要さない。

4 出場停止となっている選手は、どのITU競技大会にも参加できない。

(国外の大会への出場)

第14条 国外で開催される大会に日本を代表して出場する場合は、所属する加盟団体を通じてJTUから資格証明書の発行を受けることとする。

- 2 日本を代表しないで国外で開催される大会に出場する場合であっても、大会主催者から大会に出場する資格証明を求められたときは前項に準ずる。
- 3 前2項の資格証明書は、大会が開催される国の競技団体によって承認された大会のみ発行される。
- 4 出場停止となっている選手は、どのITU競技大会にも参加できない。ITU加盟団体による競技大会やITU競技規則に基づいて実施される大会にも出場することができない。
- 5 選手の年齢は、大会該当年の12月31日時点の年齢になる
- 6 15歳から17歳の選手は、ユース部門に出場する資格がある。
- 7 16歳から19歳の選手は、ジュニア部門に出場する資格がある。

- 8 18 歳から 23 歳の選手は、U23 部門に出場する資格がある。
- 9 異なった出場資格基準は、附則 E に記されている。コンチネンタル選手権出場資格は、ITU コンチネンタル連合によって確立されており、www.triathlon.org に掲載されている。
- 10 主な大会や公認大会に関する特定の出場資格については www.triathlon.org に掲載されている。
- 11 選手はスタンダードディスタンスやそれよりも長い距離の大会に参加した時は、36 時間以内にトライアスロンや関連するマルチスポーツ(附則 I 参照)に 1 つ以上参加することができない。例外は、スーパースプリント(16. 1. a 参照)で定義されているチームリレーと、PTVI 選手とガイドとアクアスロンがある。
- 12 年齢制限：選手は附則 A で示した通り、ITU 大会に参加する最少年齢を満たしていなければならない。コンチネンタル競技機関は、コンチネンタル選手権や、スーパースプリント大会のあるコンチネンタルユース選手のために、年齢制限を別途設定するかもしれない。附則 A で示した年齢制限は変えることができない。
- 13 年齢に合致しない部門に参加した選手や、36 時間内に許可されない距離の大会に参加した選手は、大会参加が無効となる。いかなる賞、賞金、ポイントもはく奪される。
- 14 性転換手術を受け、ITU 大会に参加を希望する選手は、参加する前に IOC(国際オリンピック委員会)や WADA が確立している現在の状態や基準に合致していなければならない。性転換手術を受けたことを表明した上で ITU 大会への参加希望は、参加を希望する大会日の少なくとも 30 日前に ITU メディカル・アンチドーピング委員会へ意思表示をしなければならない。ITU メディカル・アンチドーピング委員会は現在の IOC や WADA の基準に合致しているかどうかを決定し、選手に書面で理由を記した決定を与える。いかなる参加資格の決定もレベル 3 アピール(13 章参照)として訴えられる。
- 15 可能性のある高アンドロゲン血症が原因で女性選手の資格が疑問視され、正式な書面による要求がそう示している場合、ITU メディカル・アンチドーピング委員会や他の専門家は、女性のアンドロゲン過剰症の疑いがある事例を評価する。そうすることで、ITU メディカル・アンチドーピング委員会は、リクエストされた時点で有効な女性アンドロゲン過剰症に関する現在の IOC 規則を尊重し適用すべきである。次に ITU メディカル・アンチドーピング委員会は、当該選手に決定理由を書面で通知する。いかなる出場資格の決定もレベル 3 のアピール(13 章参照)として訴えられる。
- 16 ITU 傘下で競技する選手は、国内競技団体の関わる大会に移ろうとしている性で参加する。そのような選手は、表彰、賞金、ポイントの点で、他のどの選手とも同様の権利を有して競技する。

(未成年者の大会出場)

第 15 条 大会当日において未成年者の大会出場には、法定代理人（保護者など）による大会出場の同意を必要とする。

(大会出場資格の譲渡の禁止)

第 16 条 大会出場資格を他の選手に譲渡することは禁止する。同様に、他の選手から譲渡された出場資格で大会に出場することも禁止する。

(誓約書の提出)

第 17 条 大会規程に定めがある場合は、大会出場に対する誓約書を提出しなければならない。

- 2 前項の誓約書には提出する日の日付を付すものとし、かつ、選手本人による署名又は捺印を必要とする。
- 3 大会当日において未成年者の大会出場には、前項の署名のほか、保護者による署名又は捺印を必要とする。

(身分証明書の提示)

第 18 条 大会出場にあたっては、写真付きの身分証明書を提示するものとする。

(大会保険)

第 19 条 選手は、大会主催者が契約している保険の内容を十分理解し、了承した上で大会に出場する

ものとする。

- 2 大会主催者が契約している保険以外については、選手本人が対応するものとする。

（応援活動）

第20条 選手は、その選手個人に対する応援者が、この規則に反する応援又は支援を行わないよう配慮しなければならない。

- 2 J T U公式大会においては、選手の応援旗、スポンサー表示旗又はこれに類するものを使用する場合、事前に大会主催者の承認を受けるものとする。
- 3 J T U公式大会以外の大会であっても、選手の応援旗、スポンサー表示旗又はこれに類するものの使用は、大会スポンサーに配慮しなければならない。

第4章 大会

（競技部門の設定）

第21条 大会規程により、年齢に応じた競技部門を男女平等に設けるものとする。

- 2 選手権大会の部門は、男女別のエリート部門と男女別年代別のエイジグループ別選手権部門とする。
- 3 前項のエイジグループ選手権部門は大会当日の満年齢を基準とし、5歳ごとに区分する。
- 4 選手権大会以外の大会であっても、前3項の規定に準じ、エリート部門とエイジグループ部門を設けることが望ましい。
- 5 前項のエイジグループ部門は、参加者の人数に応じて区分を統合することができる。
- 6 ジュニア部門の区分は男女別に次の表のとおりとする。

区分	対象
ジュニア（小学生低学年部門）	大会当日において小学校1年生から3年生の者
ジュニア（小学生高学年部門）	大会当日において小学校4年生から6年生の者
ジュニア（中学生部門）	大会当日において中学生の者
ジュニア（高校生部門）	大会当日において高等学校、高等学校に準ずる学校又は高等専門学校の第1学年から第3学年に在籍し、かつ、大会が開催される年度（毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。）において満16歳から満18歳となる者
I T U ジュニア部門	大会が開催される年の12月31日現在の年齢が、満16歳以上満19歳以下（中学生を除く。）の者

- 7 アンダー23部門（U23部門）は、大会が開催される年の12月31日現在の年齢が18歳以上23歳以下の者によるものとする。

（表彰）

第22条 表彰及び賞品の授与は男女平等に行わなければならない。

- 2 エリート部門及びエイジグループ部門それぞれの区分ごとに上位3名にメダル、トロフィー又は盾を与え栄誉を称えるものとする。ただし小学生及び中学生の部門については学年ごと、高校生の部門については大会が開催される年度に迎える満年齢ごとに表彰するものとする。
- 3 団体競技は上位3チームを表彰するものとする。
- 4 トライアスロンの発展に関し特に顕著な貢献が認められた選手には特別表彰を行うものとする。

第5章 競技共通事項

（コース等の把握）

第23条 選手は、コース及び競技環境を事前に把握し、かつ、自らの責務でコースを確認し、競技を行うものとする。

（コース離脱と復帰）

第24条 コースを離脱したときは、離脱した地点に戻って競技を再開するものとする。

（逆走・停滞の禁止）

第25条 正当な理由がある場合を除くほか、コースの逆走及びコース上で停滞をしてはならない。

（指示・注意）

第26条 選手は、大会スタッフ及び警察官の指示に従い、自ら安全を確認しながら競技を行わなければならない。

- 2 大会スタッフは、次の各号に掲げる事項について選手に対して注意を与えることができる。
 - （1） ルール違反が起こることが予想されるときであって、違反をする前に改善を求めるとき。
 - （2） 安全確保のため選手に指示を与える必要があるとき。
 - （3） 軽微なマナー違反やモラル欠如に対して改善を求めるとき。
- 3 選手は、注意が与えられたときは速やかに大会スタッフの指示に従わなければならない。

（個人的援助の禁止と外部からの支援）

第27条 大会スタッフや審判による支援は許可されるが、その支援は技術代表または審判長の承認を前提に、飲み物・栄養物、メカニック支援、医療支援に限定される。

- 2 応援者又はコーチが特定の選手と伴走又は追走することは個人的援助とみなす。
- 3 応援者又はコーチが、拡声器を使って特定の選手に対し応援、指示又は他の選手との時間差を伝えることは個人的援助とみなす。
- 4 同じレースで競技する選手は、それに制限されないが、エイドステーション通過後の栄養サプリーや水、空気入れ、替えチューブラータイヤ、インナーチューブやパンク修理キットなど、互いに支援できる。
- 5 同じレースで競技する選手は、本人がレースを続けることができなくなるような物や機材を提供しあうことはできない。この品目には、靴、自転車一式、フレーム、ホイールとヘルメットなどがあるが、これに限定されない。これによる罰則は、両選手ともに失格となる。

（交通ルールの遵守と安全確保）

第28条 選手は、競技中であっても道路交通法をはじめとする交通ルールを守り、次の各号に掲げる事項について注意して安全を確保しながら競技を行わなければならない。

- （1） 交通規制の状況を理解し、これに応じて競技を行うこと。
- （2） バイク及びランではキープレフトを保ち、車両に注意して競技を行うこと。
- （3） 観客や通行人のコース横断に注意して競技を行うこと。
- （4） 緊急車両の通過があるときは、左端に寄って徐行又は停止して進路を譲ること。
- （5） 交通規制されている場合を除き交通標識を守ること。ただし、別に指示がある場合はこれによる。

（優先進路）

第29条 選手は、他の選手の優先進路（競技を実施するにあたり想定される進路をいう。以下同じ。）を速やかに判断し、競技のスムーズな流れを確保するよう努めなければならない。

- 2 他の選手の優先進路を妨害する行為（以下「ブロッキング」という。）をしてはならない。

（時間の厳守）

第30条 大会規程による選手受付、競技説明会、ボディナンバーの記入、スタート地点への集合、その他公式催事（以下、これらを総称し「大会プログラム」という。）は決められた時間を守らなければならない。

- 2 大会プログラムに出席できない場合又は遅れて出席する場合は、あらかじめ書面で申請し、書面により許可を得なければならない。ただし、緊急な事由により書面で申請できない場合は、電話等で大会本部に連絡し、正当と判断され、かつ、運営上の対応が可能なときに限り、あらかじめ書面で申請することを免除される。

- 3 競技のスタート時間を遅れて大会に出場することはできない。

(レースウェア)

第31条 競技の際に着用するレースウェアは、機能性、安全性に優れ、競技にふさわしいものを使用するものとする。

- 2 仮装すること及び公序良俗に反するレースウェアは使用してはならない。ただし、大会規程により仮装を認める場合は、競技に著しい支障をきたすもの及び公序良俗に反するものを除き仮装することができる。
- 3 バイク及びランでは上半身及び下半身ともレースウェアをしっかりと着用しなければならない。レースウェアがまくれ上がった状態で競技をすることはできない。

(レースウェアへの表示)

第32条 ウェアへの文字及びロゴの表示は、別にこの規則又は大会規程に規定がある場合を除き表示できる。ただし、レースナンバーを容易に確認できなくするようなものであってはならない。

(ITU大会におけるユニフォーム)

第33条 ITU大会におけるユニフォームの規定は次の各号によるものとする。

- (1) ITU大会に参加する全ての選手は、ITUユニフォーム競技規則(附則F参照)に準じたユニフォームを着用しなければならない。
- (2) ITUユニフォーム規則は商業的ロゴを含む選手のユニフォームのスペースの制限を設ける。
- (3) 選手は競技中や表彰式でユニフォームを着用する。長袖や長ズボンは表彰式で着用してもよい。
- (4) ユニフォームは胴前面全体をカバーしなければならない。ただし、上半身背面はカバーしなくてもよい。
- (5) 異常な気象状況を除き、腕はカバーしてはならない。この場合において、長袖を着用可とするか、必須にするかは技術代表又はメディカル代表(参加している場合に限る。)と相談し、決定する。
- (6) ウェットスーツ着用の場合、腕を覆うことはできるが、手を覆ってはならない。
- (7) スーパースプリント、スプリント及びスタンダードトライアスロンを除く、ITU大会に参加する選手は、肩までのユニフォームは着用できるが、肘を覆ってはならない。
- (1) PTWC クラスでパラトライアスロン競技をする選手は、総てのITU大会において肩までのユニフォームは着用できるが、肘を覆ってはならない。
- (2) ウェットスーツ禁止時のスイムでは、ひざ下を覆うユニフォームを着用してはならない。
- (3) ワンピース型ユニフォームが好ましい。ツーピースを使用する場合は、上と下のあいだの素肌が見えないようにすること。選手はレース中、胴体全体をユニフォームで覆っていないといけない。
- (4) スーツのジッパーは背面になければならず、この長さは 40cm 以内とする。(ミドルやロング大会を除く。)
- (5) ユニフォームは競技中、両肩の上にかかっていなければならない。
- (6) エリート、U23、ジュニア、ユース、パラトライアスロンの選手は、スタンダード及びそれよりも短い大会ではスタートからフィニッシュまで同じユニフォームを着用してなければならない。
- (7) 技術代表が認めた場合は、雨天用ジャケットを着用できる。この場合において、雨天用ジャケットはユニフォームと同じデザインと同色か、または透明な素材でなければならない。
- (8) ユニフォームに関するITU競技規則に準じていない場合、選手は、ITU提供のトライアスロンスーツを着用しなければならない。技術代表は選手に対し、競技規則に準じていないユニフォーム上のロゴを、消えないマーカーやあるいは他の方法で、きっちり隠すよう要請できる。もしレース中や表彰式で、選手が競技規則に準じていないロゴのついたユニフォームを着用した場合、その選手は失格とする。
- (9) 宗教上の理由で、選手は次の要件を満たした場合、(顔を除く)全身をカバーすることができる。ユニフォーム素材はFINA(ウェットスーツ禁止スイムで適用できる素材)が承認したもの

であること。このユニフォームはバイクメカニズムに支障がないこと。エキストラレースナンバーは、技術代表の指示に従ってユニフォームに取り付けなければならない。

2 前項に規定する姓、国コード、及びロゴ等の位置及については、下記附則によるものとする。

(日本選手権等におけるユニフォームへの表示)

第34条 日本選手権及び世界並びにアジア選手権選考大会におけるユニフォームへの表記は、第33条の規定を準用する。

(レースナンバーの割り当て)

第35条 レースナンバーの割り当て

1 総則

- (1) 選手のレースナンバーは、前の同様の大会の結果に基づいて、最も関連のあるランキングやポイントリストをつかって、割り当てられる。
- (2) エリート男子とエリート女子の大会は、ロング大会を除いて、数字の1から番号を付す。
- (3) 13番は使用しない。

2 特定大会のナンバーリング基準

- (1) 世界トライアスロンシリーズ(WTS)とグランドファイナル
 - ・第一基準：現在の WTS ランキング
 - ・第二基準：ITUポイントリスト
 - ・第三基準：ランダム
- (2) トライアスロン U23 世界選手権
 - ・第一基準：現在の WTS ランキング
 - ・第二基準：ITUポイントリスト
 - ・第三基準：ランダム
- (3) ジュニア-いずれの大会も
 - ・第一基準：ITUポイントリスト
 - ・第二基準：適応できるコンチネンタル(ETU や CAMTRI など)ジュニアランキング
 - ・第三基準：ランダム
- (4) トライアスロン世界大会
 - ・第一基準：ITUポイントリスト
 - ・第二基準：ランダム
- (5) トライアスロンコンチネンタル大会
 - ・第一基準：ITUポイントリスト
 - ・第二基準：同じ大陸内のコンチネンタルポイントリスト
 - ・第三基準：ランダム
- (6) トライアスロンエリートコンチネンタル選手権
 - ・第一基準：前年の関連したコンチネンタル選手権のクラシフィケーショントップ10
 - ・第二基準：ITUポイントリスト
 - ・第三基準：同コンチネンタル大会でのコンチネンタル別ポイントリスト
 - ・第四基準：ランダム
- (7) トライアスロン U23 コンチネンタル選手権
 - ・第一基準：ITUポイントリスト
 - ・第二基準：ランダム
- (8) マルチスポーツ-すべてのエリート大会
 - ・第一基準：ITUの関連するランキング
 - ・第二基準：ランダム
- (9) エイジグループ-すべての大会
 - ・第一基準：年齢別のエイジグループ
 - ・第二基準：主催国を最初にし、以降はアルファベット順に国ごとのグループ化
- (10) パラトライアスロン-すべての大会

- ・第一基準：以下の競技クラスの順番—PTVI 女性、PTVI 男性、PTS5 女性、PTS5 男性、PTS4 女性、PTS 男性、PTS3 女性、PTS3 男性、PTS2 女性、PTS2 男性、PTWC 女性、PTWC 男性
- ・第二基準：パラトライアスロンポイントリスト
- ・第三基準：ランダム

(1 1) チームリレー—すべての大会

- ・第一基準：国ごとに 1 つのチーム
- ・第二基準：前年と同じチーム大会
- ・第三基準：ランダム

- 3 予選ラウンドフォーマットを伴い大会の決勝のレースナンバーは、決勝でのナンバーは、第一基準として、準決勝での順位に基づき割り当てる。第二基準として、準決勝のタイムに準じる。第三基準では、ITU ポイントリスト順位、そして第四基準はランダム配分とする。

第 3 6 条 予選でのナンバーリングと選手の配分

- 1 レースナンバーは競技規則 2.10 章に則って選手を割り当てる。
- 2 選手は降順で、予選でタイムがかかった順に一人ずつスタートする。
- 3 選手がスタートしない場合またはレースナンバーがいくつか割り当てられなかった場合、使用されなかったナンバーに割り当てられたその時間に選手がスタートしているとみなし、スタートを連続して進める。
- 4 スタートリストは以下のモデルのように作られる。

Race number	First Name	Last Name	NF	Start time
102	Grzegorz	Zgliczynsk	POL	09:00:00
101	Andrew	Farrell	USA	09:00:30
100	Todd	Martin	AUS	09:01:00
99	Gervasio	Da silva	BRA	09:01:30

第 3 7 条 予選スタートシステム

- 1 ITU 競技規則 4.7 に設定されている原則を適用する。
 - (1) 選手は時間にスタートラインに居る責任がある。
 - (2) ビデオカメラが全てのスタートを記録するために使用される。
 - (3) スタート審判は自身の時計とタイム記録係の時計を一致させる責任がある。
 - (4) スタート審判は全ての選手が正しい時間にスタートできるように機会を提供しなければならない。アシスタントはスターターの近くに居て、何かの違反の詳細を記録する責任がある。選手の正確なスタートタイムは、選手が不可抗力な理由でスタートが遅れたことを審議委員が決めるケースのために、電子的装置と手動で記録されなければならない。
 - (5) 選手はスタート順に並ぶ。選手は自身のスタート時間の少なくとも 2 分前にプレスタートエリアで待機しなければならない。
 - (6) 選手は、スタートの 15 秒前と 5 秒前に、スタートまでの残り時間をスターターによって知らされる。
 - (7) スタート審判は電子/手動ホーンを用いてスタート時間を知らせる。
 - (8) スタート時間前にスタートした選手はスタートラインに再び呼ばれる。再びスタートラインに戻らなかった選手は失格となる。スタート時間後にスタートした選手はスタートするためにスタート審判に承認を得なければならない。これらの選手のスタート時間はすでに設定されたスタート時間になる。

第 3 8 条 決勝へのレースナンバーの割り当て

決勝のレースナンバーは予選のタイムを第一基準として割り当てられる。予選で最も速いタイムが決勝でレースナンバー 1 番を受け取る。同着の選手はランダムにナンバーを振られる。

（ボディマーキング）

第39条 大会規程による指示に従ってボディマーキングを受けるものとする。

- 2 指定されたナンバー以外を身体に書き込むことは禁止する。
- 3 指定又は許可されたシール以外のものを身体に貼り付けることは禁止する。
- 4 大会実行委員会はボディマーキング転写シールを配布する。選手は競技開始前に貼らなければならない。
- 5 ボディマーキングは、競技説明会でITUの技術代表による特別な指示が無い限り、それぞれの腕と脚に付けなければならない。
- 6 複数の数字を使用するボディマーキング、または転写シールは、上下になるようにし、横並びとしない。
- 7 エイジグループとオープンパトライスロン
 - （1）ボディマーキングはITU技術代表が競技説明会で特別な指示をしないかぎり、両腕に施す。
 - （2）複数の数字を使うボディマーキング、または転写用シールは横並びではなく上下で配置する。
 - （3）片方のすねに、もしユニフォームでカバーされていなければ、選手のカテゴリーと性別をマークする（例えば、M25は男性の25から29歳カテゴリー、F25は女性の同じカテゴリー）

（競技用具の安全管理）

第40条 競技用具は、製作メーカー指定の取扱方法を守って使用するものとする。

- 2 競技用具の整備は、選手自らの責任で行い、常に整備された状態で使用するものとする。
- 3 競技中の転倒などで競技用具に損傷を受けたときは、選手自ら適切な処置を行うものとする。ただし、処置を行った場合であっても、危険が予測されるときは競技を中止するものとする。

（使用禁止用具）

第41条 次に掲げる用具の使用は禁止する。

- （1）危険を生じさせるおそれがある用具（ガラス製品、ヘッドフォン等）及び装飾品
- （2）無線機、携帯電話、ナビゲーター等の通信機器。ただし、大会規程において緊急時の使用が認められている場合を除く。

（使用条件付き競技用具）

第42条 ワセリン、オイル類、保湿クリーム及び日焼け止めなどは、無色のものに限り使用できる。ただし、ボディマーキングを受ける前に使用してはならない。

- 2 スプレー類は、他の選手に影響を与えないように使用するものとする。
- 3 ウォーターバッグは、レースナンバーが隠れないように使用しなければならない。
- 4 ベルトタイプの冷却材は、頭部と首にそれぞれ1個を使用できる。ただし、見苦しくないこと及びフィニッシュの手前で取り外すことを条件に複数個使用することができる。

（新技術を用いた競技用具）

第43条 新技術又は革新的な技術を用いた競技用具は、事前に許可を受けなければ大会で使用することはできない。

（競技用具の検査）

第44条 大会規程に定めがある場合は、指定された競技用具の検査を受けなければならない。ただし、この検査は、この規則に適合しているかどうかを確認するものであり、競技用具の安全性を保障するものではない。

- 2 前項の検査を受けた後に、競技用具の変更及び改造することはできない。ただし、変更又は変更予定のある競技用具も同時に検査を受けた場合は変更できる。
- 3 大会当日、競技用具の故障又は天候の急変により検査を受けた競技用具が使用できない場合は、審判長の許可を受けて変更することができる。
- 4 大会規程により指定のあった検査のほか、大会スタッフから指示があったときは、事前検査の有無

に関わらずいつでも検査に応じなければならない。

（貸与品）

第45条 タイミングベルト（計測器具）などの貸与品は指示に従って使用し、競技終了後は返却しなければならない。

（計測される時間）

第46条 トライアスロン等の記録として計測される時間は、スタートからフィニッシュまでに要した時間とし、トランジションエリアにおいて次の種目に移行する時間も含まれる。ただし、大会規程により、種目変更のためのインターバルが設けられる場合は、種目変更のための時間は計測される時間に含まれない。

（競技の一時停止）

第47条 選手は、危険回避、体調保全又は競技用具の整備のために、競技を一時的に停止することができる。この場合において、一時停止している時間は計測される時間に加算される。

（競技の中止・棄権）

第48条 大会スタッフは、選手が過度の疲労、競技力不足又は事故等により競技の続行に支障があると判断したときは、選手に対し、競技の中止を指示することができる。

- 2 大会スタッフに競技の中止を指示されたときは、これに従わなければならない。
- 3 選手は、競技続行に不安があると感じたときは、自らの意思で競技を棄権するものとする。
- 4 競技の棄権したときは、大会本部にその旨申告しなければならない。この場合の申告方法は、大会規程又は大会スタッフの指示による。

（制限時間）

第49条 制限時間内に各種目のフィニッシュライン又は指定箇所（関門）を通過できなかった場合は、競技を中止しなければならない。ただし、運営上の問題がないと判断された場合に限り競技の続行が許可されることがある。

- 2 制限時間内に完走できなかった場合の記録は未完走（略称：DNF）とする。

（エイドステーションでの補給）

第50条 エイドステーション付近では、安全な速度まで減速し、周囲に十分注意して補給を受けるものとする。

- 2 補給を受けるときは次の各号に掲げる方式による。
 - （1）受取方式 大会スタッフより補給物を直接受け取る方式。手を上げるか口頭で受け取れることを合図して受け取る。この場合において、大会スタッフは止まって補給物を渡すことを基本とする。
 - （2）取上げ方式 テーブルに置かれた補給物を選手自ら取り上げる方式
 - （3）ピット方式 ピットにエイドステーションが設けられる方式。この場合において、選手は一旦停止して補給を受けるものとする。

第6章 スイム（水泳）

（スイムコース）

第51条 スイムは、海、湖沼、河川又はプールなどに設定されたコースで実施する。

- 2 スイムの距離は泳ぐ距離を基準とし、スタート、周回コースにおいて一旦陸上に上がる部分及びスイムフィニッシュ（スイムの終了地点をいう。以下同じ。）前後の走る距離を含まない。
- 3 スイムで計測される競技時間は、スタートからスイムフィニッシュのラインまでに要した時間とする。

(スイムの競技方法)

第52条 スイムは、状況に応じた最良の泳法により競技することができる。

- 2 プールでのスイムは、状況により水底に足を付けてもよい。ただし、歩き、又は水底を蹴りながら推進してはならない。

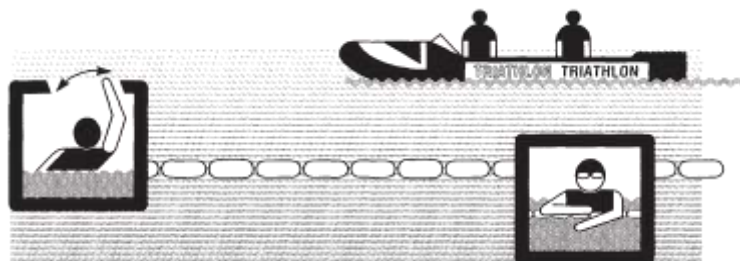
(小休止)

第53条 危険回避や体調保全のため、競技を一時停止してブイ、コースロープ、フロート類及び停止中のボートにつかまるなどの方法により小休止をとることができる。ただし、これらを利用して推進することを禁止する。

(緊急時の心得と合図)

第54条 スイムでは、緊急時に備えて余力を残して競技し、自ら安全を保てるよう心がけなければならない。

- 2 救助を求めるときは、図のように、**競技を停止し、片手を頭の上で振り、声を出して救助を求める。**
- 3 一度救助された選手は、原則として競技を再開することはできない。



(禁止行為)

第55条 スイムでは、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 不正スタート (フォールス・スタート)
- (2) スタートエリア外からのスタート
- (3) ブイ又はコースロープなどによって示されたコースの内側をショートカットして泳ぐこと。
- (4) コースロープなどでコースが区切られている場合は、このコース外を泳ぐこと。
- (5) 危険行為 (肘打ち、蹴る、のしかかるなど)

(着用義務用品)

第56条 スイムでは、支給されたスイムキャップ及び指定用品を着用しなければならない。

- 2 スイムキャップを2枚使用しようとするときは、支給されたスイムキャップを外側に着用しなければならない。
- 3 スイムキャップへのスポンサーロゴは、ITU/大会実行委員会が定めたもの以外は許可されない。
- 4 選手はいかなる場合でもスイムキャップを変更することはできない。
- 5 公式スイムキャップの無着用、または公式スイムキャップの変造は、失格を含むペナルティの対象とする。
- 6 選手は、ウェットスーツ禁止の場合は、承認されたトライスーツを着用しなければならない。選手が複数のトライスーツ着用を選択した場合、いずれも規定に準じていなければならない。また、外側のトライスーツは、ユニフォーム規則に準じていなければならない。競技中の全般にわたり脱ぐことはできない。ただし、ミドル及びロングディスタンス大会を除く。
- 7 トライスーツには、いかなるネオプレン(合成ゴム)の部分があってはならない。
- 8 ウェットスーツ着用禁止のときは、肩よりも下の腕の部分や膝下の脚部を衣服で覆うことを禁止する。
- 9 プリントロゴは認められたスペースのみに配置することができる。

(使用禁止用品)

第57条 スイムでは、次に掲げる用品の使用を禁止する。

- (1) 足ヒレ又はパドルなど推進を補助する効果が得られる用具
- (2) 浮力を得られる用品
- (3) グラブ、ソックス、シュノーケル及びガラス製品
- (4) 保護のための耳栓を除き、耳の中に挿入又は耳全体をカバーするヘッドホン、ヘッドセット並びにイヤホン
- (5) 他の選手や自身を傷つけると思われる宝石(選手はそれらのアイテムを取り外す様要求される場合がある)
- (6) 禁止時にウェットスーツを着用、ウェットスーツの一部を利用すること
- (7) 承認されていないスイムスーツ
- (8) レースナンバー(ウェットスーツ禁止スイムの場合)

(ウェットスーツの着用)

第58条 ウェットスーツは安全のために有効であり、着用を推奨する。ただし、別に指定がある場合はこれによる。

- 2 低水温や不安定な環境が予想されるときは、ウェットスーツの着用を義務付けることがある。この場合においては、競技開始前に公式掲示板等により通知される。

(ウェットスーツ着用基準)

第59条 ウェットスーツの着用基準は次のとおりとする。

エリート、U23、ジュニアとユース選手

スイムの距離	禁止	必須
1500m 以下	20℃以上	15.9℃以下
1501m 以上	22℃以上	15.9℃以下

エイジグループ

スイムの距離	禁止	必須
1500m 以下	22℃以上	15.9℃以下
1501m 以上	24.6℃以上	15.9℃以下

2 水中に留まる最長時間

スイムの距離	エリート、U23、ジュニアとユース	エイジグループ
300m 以下	10 分	20 分
301m 以上 750m(31℃未満)	20 分	30 分
301m 以上 750m(31℃以上)	20 分	20 分
751m 以上 1500m	30 分	1 時間 10 分
1501m 以上 3000m	1 時間 15 分	1 時間 40 分
3001m 以上 4000m	1 時間 45 分	2 時間 15 分

3 距離修正

- (1) スイム距離は次の表により短縮または中止とすることがある。

設定されたスイムの距離	水温						
	32℃以上	31℃-31.9℃	15.0℃-30.9℃	14.0℃-14.9℃	13.0℃-13.9℃	12.0℃-12.9℃	12.0℃未満
750m	中	750m	750m	750m	750m	750m	中止

	止						
1500m	中止	750m	1500m	1500m	1500m	750m	中止
3000m	中止	750m	3000m	3000m	1500m	750m	中止
4000m	中止	750m	4000m	3000m	1500m	750m	中止

確認：上記の温度は、必ずしも最終決定に使用される水温ではない。水温が 22℃未満、気温が 15℃未満である場合、次表に従って、実際の水温の修正を行う。

(*)		気温(全て℃)										
		15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
水温(全て℃)	22	18.5	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	中止
	21	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	中止
	20	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	中止
	19	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	中止
	18	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止
	17	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止	中止
	16	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止	中止	中止
	15	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止	中止	中止	中止
	14	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止	中止	中止	中止	中止
	13	14.0	13.5	13.0	12.5	12.0	中止	中止	中止	中止	中止	中止

- (2) 強風、大雨、温度変化、潮流など気象条件により、技術代表とメディカルデリゲートは、スイム距離やウェットスーツの使用可否を決定する。技術代表は、最終決定をスタート 1 時間前に行い、選手に明確に伝えなければならない
- (3) アクアスロン(一般的にはラン-スイム-ラン)の場合、LOC は水温が 22℃より低いと思われる場所ではスイム-ランの計画にすべきだ。ラン-スイム-ランのアクアスロンを予定している大会で、大会当日の気温が 22℃を下回る場合、予定をスイム-ランに変更する。
- (4) 水温は大会のスタート 1 時間前に計測する。計測地点はスイムコースの中間点と他の 2 カ所で、水深は 60 cm とする。最も低い測定温度を公式水温とする。

(ウェットスーツの形状)

第 60 条 ウェットスーツの着用が義務付けられている大会及び着用することができる大会においては、次の各号に掲げる条件を満たす形状のものを使用するものとする。

- (1) 身体によく合ったサイズであるもの。
- (2) 手首及び足首より先を覆わないもの。
- (3) 下半身のみを覆う形状でないもの。
- (4) 厚さが 5 mm を超えないもの (各部の厚さはこの範囲内であれば制限を設けない。
ウェットスーツが 2 ピースの場合、重なる部分の厚さも 5mm の制限を超えてはならない。
- (5) 表面に推進力又は浮力を向上させるような加工が施されていないもの。
- (6) 内部に浮力を向上させるものが入っていないもの。

2 頭部を覆うヘッドキャップは、前項の条件を満たすもののみ使用できる。

(ITU ワールドカップ及び世界選手権におけるウェットスーツ)

第 61 条 ITU ワールドカップ及び世界選手権エリート部門、U 23 部門、ジュニア部門におけるウェットスーツは、別に定めがあるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 事前に ITU から許可を得たモデルであること。
- (2) 正面及び背面に表記できるロゴ等は製造者のもののみとし、それぞれ面積 80cm² 以内である

こととする。

- (3) 前号の規定はウェットスーツの外側及び内側とも適用される。
- (4) 複数の製造者のロゴ等を組み合わせて表記する場合、その面積の合計 80cm^2 を超えてはならない。
- (5) 側面にロゴ等を表記する場合においてその面積は、正面又は背面に表記できるロゴ等の面積 80cm^2 以内に加算されるものとする。

(日本選手権等におけるウェットスーツへの表示)

第62条 日本選手権及び世界若しくはアジア選手権選考大会におけるウェットスーツへの表記は、前条の規定を準用する。

(スタート手順)

第63条 スタート位置選択(エリート/U23/ジュニア/ユース選手)

- (1) 競技スタート前に、選手は、競技説明会後に再割り当てがない限り、そのスタート番号順に整理する。
- (2) 選手はポンツーンに入ったら、選択した番号に直接進み、スタート手順が始まるまで、プレスタートラインの後ろで待機する。選択した位置は、スタート位置選択過程の間に変えることはできない。選手は、複数のスタート位置を占めることはできない。
- (3) スタートライン審判は、各選手のレースナンバーと選択した場所を記録する。
- (4) すべての選手がスタート位置についたらスタート位置選択は終了する。

2 スタート手順(エリート/U23/ジュニア/ユース選手)

- (1) すべての選手が適切に位置についたことがスタートライン審判によって確認され記録された後に、「オン・ユア・マークス！」の発声があり、選手はスタートラインに前進する（ラインを踏まない）
- (2) この発声の後にスタート合図としてホーンが鳴らされ、選手は入水するまで第一ブイの方向へまっすぐに進み競技を開始する
- (3) スタート手順を担当する審判は以下の通り
 - ① 2名のスタート審判が、選手の後ろのスタートエリア中間地点に、隣同士に立つ。
 - ・ 第一スタート審判は『オン・ユア・マークス！』という責任をもつ。
 - ・ 第二スタート審判はスタートの合図をする責任をもつ。
 - ② 2名の不正スタート管理審判は、スタートがはっきり見えるスタートエリアの両サイドに立つ。
 - ・ エアホーンが不正スタート合図として使用される。(短く繰り返し鳴らす)
 - ・ 写真/ビデオカメラは早くスタートしたことを証明するために使用する。
- (4) 不正スタート:不正スタート（スタート合図の前に数名の選手が前に動く）の場合、選手は自分が選択した位置に戻らなければならない。この場合において、スタートライン審判がコントロールし、スタート手順を再度行う。
- (5) 不正スタートした選手がいても有効スタートとみなされる場合:僅かな選手が不正スタートした場合、レースが続行可能であり、審判長がスタートを有効であると決定することができる。不正スタートをした選手は、第1トランジションでレースの距離に応じたタイムペナルティ（スプリントディスタンスで10秒、スタンダードディスタンスで15秒、ミドル及びロングディスタンスで30秒）を受ける。リレーイベントでは、チームの最初の選手がタイムペナルティを受けなければならない。
- (6) 同様の手順は、他のマルチスポーツ競技大会で、スイムからランに代わった場合のスタートでも適用される。

3 スタート手順(エイジグループ/パラトライアスロン選手)

- (1) 選手は競技クラス・スタートウェーブ毎にプレ招集所に集まる。
- (2) 選手はスタートエリアでレースナンバー（または名前）が呼ばれ、審判の指示に従ってスタート位置につく。
- (3) 全ての選手がスタート位置についたのち、『オン・ユア・マークス！』と言う。
- (4) 言った後に、スタートの合図としてホーンを鳴らされ選手は競技をスタートする。
- (5) 不正スタート:不正スタート（スタート合図の前に、数名の選手が前に動く）の場合、選手は自分が選択した位置に戻らなければならない。この場合、スタートライン審判がコントロールし、スタ

ート手順を再度行う。

- (6) フライングした選手がいても有効スタートとみなされる場合: 僅かな選手がフライングした場合は、レースが続行可能で、不正スタート審判が、スタートを有効であると決定できる。フライングした選手は、第1 トランジションでレースの距離に応じたタイムペナルティを受ける。
- (7) 同様の手順は、他のマルチスポーツ競技大会で、スイムがランに代わった場合のスタートでも適用される。
- (8) 自分の割り当てられたウェーブよりも早い全てのウェーブで競技開始した選手は失格とされる。
- (9) 自分の割り当てられたウェーブに遅れた選手はスタート審判からスタート許可をもらう必要がある。但し、競技開始時刻は本来のウェーブの開始時刻とする。

4 スタート手順(インターバルスタートシステム)

- (1) 選手は時間通りにスタートラインに立つ責任がある。
- (2) ビデオカメラは全てのスタートを記録するために使用される。
- (3) スタート審判は自分の時計をタイムキーパーの時計の時刻と合わせなければならない。
- (4) スタート審判は全ての選手に対して正しい時刻にスタートできる機会をあたえなければならない。スタート違反の詳細を記録する補助審判はスターターの近くに位置しなければならない。審議委員が選手のスタート遅延が不可抗力かどうか決定するために、選手の実際のスタート時刻は電動及び手動計時され記録されなければならない。
- (5) 選手は審判の指示に基づき、スタートエリアに召集され、スタート位置をとる。
- (6) スタート時間 10 分前に、全ての選手はスタートエリアで準備している。
- (7) スタート時間 5 分前に、選手はスタートエリアで自身のポジションを選ぶように指示される。
- (8) スタート時間 1 分前に、選手は水中に入り、スタートラインに近づくように指示される。
- (9) 全ての選手がスタートポジションについたら、『スタート手順』が開始され、『オン・ユア・マークス!』と言う。
- (10) スタートの合図(ホーン音)がウェーブの正確なスタート時刻に鳴らされる。
- (11) 『有効なスタート』において『早くスタートした』選手は、スタートラインに戻されない。
- (12) 早くスタートした選手はトランジション 1 でタイムペナルティを受ける。
- (13) 『スタート手順』の開始前にスタート又は、割り当てられたウェーブより先にスタートした選手は失格になる。
- (14) 割り当てられたウェーブより後にスタートする選手は、スタート審判にスタートするための承認を得なければならない。
- (15) 選手のスタート時刻は自分が割り当てられたウェーブのスタート時刻であり、その選手のスタート時刻の調整は認められない。

5 スタート手順(ローリングスタートシステム)

- (1) このスタート方式は、大人数が参加するロングディスタンス競技において適切である。ロングディスタンスでなくとも、ドラフティング禁止競技や選手が安全にスイムを開始できるための十分な空間がないスタート状況においてもこの方式を採用できる。
- (2) この方式はエイジグループにおいてのみ適用することができる。
- (3) 大人数のスタートではない。
- (4) スタート審判はいつでもスタート手順を中断することができる。
- (5) スタート審判はスタートの突発的事由に対応して、いかなる選手のスタート時刻も決定できる。
- (6) もし選手に複数のスタート時刻が記録された場合、最も早い時刻のものが有効とされる。
- (7) 選手が割り当てられたウェーブよりも早いウェーブでスタートした選手は、失格になる。
- (8) 割り当てられたウェーブに遅れた選手は、スタート審判に承認を得る必要がある。選手のスタート時間は、元々割り当てられた選手のスタート時刻となる。

第7章 トランジションエリア

(トランジションエリアの定義)

第64条 トランジションエリアは、選手が次の種目に切り替えるための場所をいい、コースの一部とする。

- 2 トランジションエリアの範囲は、スイムフィニッシュからバイク乗車位置まで及びバイク降車位置からランスタートまでとする。
- 3 すべての選手は、バイクスタート時、ラックから外す前から、バイク競技終了時にバイクをラックに掛けるまで、ヘルメットのストラップをしっかりと締めなければならない。
- 4 選手は、指定されたバイクラックのみを使用し、バイクを掛けなければならない。
- 5 選手は、トランジションエリアのフローゾーンに立ち止まることはできない。
- 6 トランジションエリアで、位置などをマーキングすることを禁止する。マーク、タオル又はマーキングの目的で使われるものは、選手への通告なく撤去される。
- 7 バッグドロップシステムが設定されている大会では、全ての用具は大会実行委員会が提供している用意したバッグの中に預ける。例外として、バイクシューズはいつの時間でもペダルに固定したままでよいことである。

(競技用具の置き方)

第65条 競技用具はトランジションエリア内の指定された場所に置くこととする。この場合において、競技用具は他の選手の邪魔にならないよう、最小限の広さに収めておかなければならない。

- 2 前項の場所がナンバーシールの貼付などにより指定されているときは、ナンバーシールの貼付してある側に競技用具を置き、更衣などのトランジションを行うものとする。
- 3 前項の方法により場所が指定してある棒状のバイクラックを使用するときは、ナンバーシールの貼付してある側にハンドルバーがあるように向けて、バイクラックにサドルを掛けることを基本とする。
- 5 伝統的なバイクラックでは、バイクは次のように掛けなければならない。
 - (1) 第一トランジション: サドルの前方が水平方向のラックバーに掛かった直立した状態で、前輪がトランジション通路の中央に向かうように置く。ただし審判は例外を適用することができる。
 - (2) 第二トランジション: どちら向きでも良いが、ハンドルバーの両側、両方のブレーキレバー、またはサドルは、ラック番号またはネームプレートの0.5 m以内の場所に置かれなければならない。バイクを他の選手の進行を妨げるようにおいてはならない。
- 6 独立したバイクラックでは、第一トランジションで、バイクは後輪をラックし、第二トランジションでは前輪又は後輪のどちらかをラックする。
- 7 選手がデュアスロン競技の第二ランにおいて同じ靴を使用したい場合、トランジションエリアの用具入れに入れる必要はない。しかし、競技中いかなる時も1組のラン用靴のみを地面に置いておいてよい。ラン用靴は選手用具入れ(レースナンバー/名前プレート)の0.5m以内に置かなければならない。
- 8 バイクシューズ、メガネ、ヘルメットおよびその他のバイク用具をバイク上に置くことができる。

(競技中の着替え)

第66条 更衣テントなど指定された場所以外で、みだりに裸になってはならない。

- 2 スイムからトランジションに向かう際にスイムキャップ、ゴーグル及びウェットスーツなどを脱ぐことはできるが、指定された場所に置かなければならない。

(持ち込み禁止・制限品)

第67条 使用が禁止された用具や競技に直接必要でない物(着替え、バッグ類及び貴重品など)をトランジションエリアに持ち込んではならない。

- 2 クーラーボックス又は耐寒用ウェアは、必要最小限の大きさであって競技の邪魔にならないことを条件に、事前に審判長又はトランジションエリアを統括する審判員の許可を得て持ち込むことができる。

(入出制限)

第68条 選手は、競技中を除き、トランジションエリアに立ち入るときは大会スタッフの許可を得なければならない。

- 2 トランジションエリアの競技用具は、許可があるまで持ち出すことはできない。ただし特別な理由

があるときに限り、審判長又はトランジションエリアを統括する審判員の許可を得て持ち出すことができる。

- 3 トランジションエリア内は、競技中及び競技前後にかかわらず選手及び許可された大会スタッフ以外の立ち入りを禁止する。ただし、やむをえない理由がある場合に限り、審判長又はトランジションエリアを統括する審判員の許可を得て立ち入ることができる。

（バイクシューズ）

第69条 あらかじめペダルにバイクシューズを付けておくことができる。ただし、バイクスタート直後のコース状況によっては、これを禁止することがある。

（トランジションエリアでのバイク乗車禁止）

第70条 トランジションエリア内では、バイクの乗車を禁止する。ただし、バイクパート中（トランジション内を通過するコース設定の場合）を除く。

- 2 サドルに乗っている状態、バイクにまたがっている状態及びペダルに片足を乗せて走行している状態は乗車している状態とみなす。
- 3 トランジションエリア内（乗車ラインの前と降車ラインの後）にいるときは、バイクは手だけで押し進めなければならない。乗車又は降車の際に選手が靴やその他の用具を落とした場合、審判が回収し、ペナルティの対象とはしない。乗車ラインと降車ラインは、トランジションエリアの一部である。

（バイク乗車方法）

第71条 バイクの乗車は、選手の片足が乗車ラインを越えた後に、完全に片足が地面についてから乗車しなければならない。

- 2 乗車ラインを通過してからもバイクを押して走ることができ、乗車ラインを越えた直後に乗車しなくてもよい。

（バイク降車方法）

第72条 バイクの降車は、選手の片足が降車ラインの手前の地面に完全についてから降車しなければならない。

- 2 降車ゾーン（降車ラインから後方に向かって長さ5mを基準とするゾーン）が設定されている場合においては、選手のバイクが降車ゾーンの手前において、選手は片足が降車ゾーンの手前の地面に完全についてから降車しなければならない。

（ヘルメットの着脱）

第73条 ヘルメットのストラップは、バイクスタート前においてはバイクラックからバイクを外す前にしっかりと締め、バイクフィニッシュ後においてはバイクラックにバイクを掛けてからストラップを外さなければならない。

- 2 ヘルメット着用前にあらかじめストラップをつないでおくことは禁止する。

第8章 バイク（自転車）

第1節 バイク共通事項

（バイクコース）

第74条 バイクコースの距離は乗車ラインから降車ラインまでとする。

- 2 バイクにおいて計測される競技時間は、スイムフィニッシュのラインからランスタートのラインまでに要した時間とし、トランジションエリアにおいて要した時間も含まれる。ただし、トランジションにおいて要した時間が別に計測される場合は、乗車ラインから降車ラインまでに要した時間とする。

（バイクの競技方法）

第75条 バイクの競技方法は、バイクに乗車して行うことを基本とする。

- 2 コースの路面状況、急坂又は機材の故障などの理由によりバイクに乗車したまま競技を行うことが困難なときは、降車し、押す、持ち上げ又は担ぐなどの方法により競技することができる。ただし、ホイールを伴わない状態でフィニッシュすることはできない。

(禁止行為)

第76条 バイク競技中は次に掲げる行為を禁止する。

- (1) バイクコースの逆走（誤ってバイクコースから離脱し、又はコース上に落とした用具を拾うなど正当な理由によりバイクコースを戻らなければならない場合は、バイクから降りて押して戻らなければならない。）
- (2) 直に胸などの胴体部分をハンドルバーに接触させつつけて走行するフォーム
- (3) バイクから離れて走行すること。
- (4) 道路が完全規制された一方通行であるコースを除き、センターラインをはみ出して走行すること。
- (5) 他の選手をブロックする。
- (6) 上半身裸でバイクに乗る。
- (7) バイクなしで前に進む。
- (8) バイクチェックイン時と異なるバイクを競技で使用する。

(安全の確保)

第77条 バイク競技中は、常に周囲に対して注意を払わなければならない。

- 2 徐行・減速・停止などによりいつでも危険を避けることができるよう心がけるものとする。
- 3 選手は審判が別の指示をしない限り、大会開催当地の交通規則に従わなければならない。
- 4 安全上の理由のために、競技コースを離れる選手は、アドバンテージを得ることなく、競技コースに戻らなければならない。これにより、もしアドバンテージがあった場合は、エイジグループ選手では、トランジションエリアでタイムペナルティを受け、その他の区分の選手は、ランペナルティボックスで同ペナルティを受ける。

(バイクの基本構造)

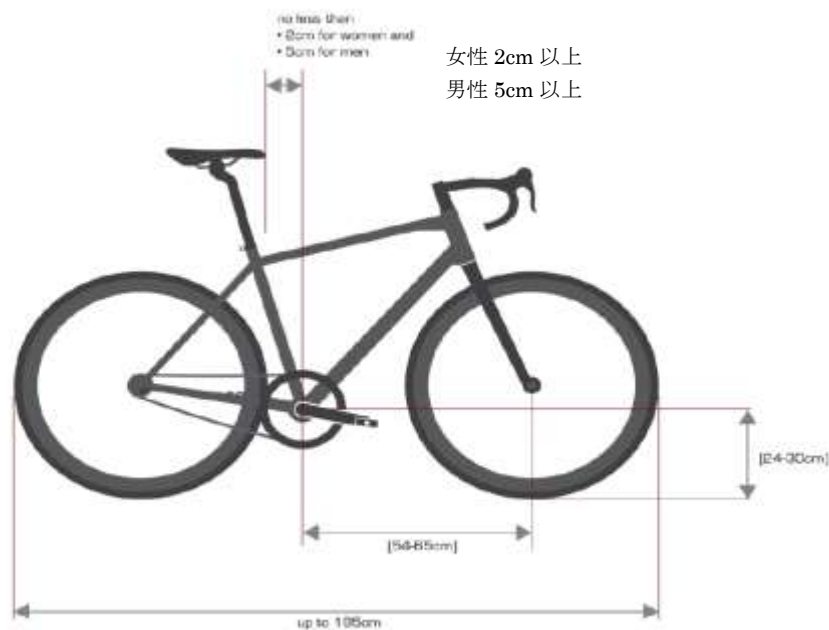
第78条 競技に用いるバイクは、ロードレーサーを基本とする。

- 2 原則として、該当年の1月1日時点のUCI規則を、競技中、試走セッション、公式トレーニング中に適用する。
 - (1) UCI ロードレース規則を、トライアスロンやデュアスロンのドラフティング許可レースで適用する。
 - (2) UCI タイムトライアル競技規則を、トライアスロンやデュアスロンのドラフティング禁止レースで適用する。
 - (3) UCI マウンテンバイク競技規則を、ウィンタートライアスロン、クロストライアスロン、クロスデュアスロンで適用する。
- 3 自転車は同径の2つの車輪を持つ人力で動く車両である。前輪はハンドル操作が可能であり、後輪はペダルとチェーンで構成されたシステムによって稼働するものである。自転車はバイクと表現し、次の特性を備えていなければならない。
- 4 エリート、U23、ジュニアとユースのドラフティング許可レース用には、
 - (1) バイクのフレームは、メイン三角形を中心とする伝統的なパターンでなければならない。これは直管またはテーパー付きチューブ（断面形状が円、楕円、扁平、涙滴形状等）を構成材として構成され；各構成材の中心線は、常に直線でなければならない。フレームの構成材は、次の形態に適合した接合部をもって配置されなければならない： トップチューブはヘッドチューブの上端とシートチューブの上端に接続する；シートチューブ（これからシートポストが延長する）はボトム・ブラケット・シェルに接続する；ダウンチューブはボトム・ブラケット・シェルとヘッドチューブの下端に接続する。後ろ三角は、チェーン・ステイ、シート・ステイおよびシートチューブにより構成され、シート・ステイはトップチューブの傾斜に許されている範囲内で、シートチューブに固定しなければならない。

ない。各チューブの最大径は 8cm、最小径は 2.5cm。チェーン・ステイとシート・ステイにおいては、最小幅を 1cm とする。フロント・フォークについても 1cm とし；フロント・フォークは直線状または曲線状とする。

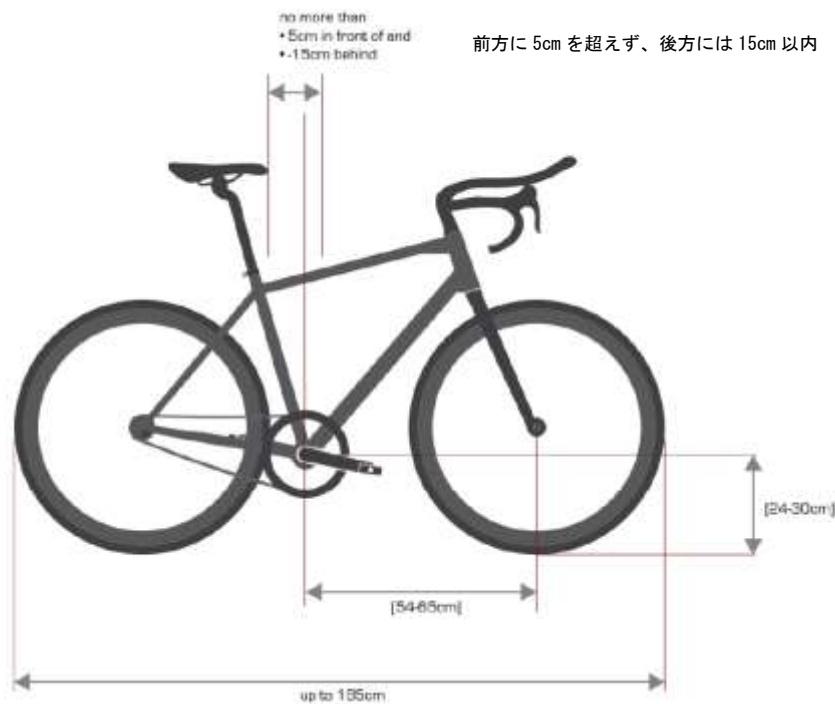
- (2) バイクは全長 185cm 以内、幅 50cm 以内でなければならない。
- (3) チェーンホイール軸の中心は地面から 24cm から 30cm の範囲とする。
- (4) チェーンホイール軸を通る垂直線と前輪軸の中心を通る垂直線の間は、54cm 以上 65cm 以内でなければならない。
- (5) フェアリングは禁止。空気抵抗を低減したり、空気抵抗を低減する効果を持っていたり、あるいは人工的に加速させたりすることを目的とした、保護スクリーンや胴体状のフェアリング、あるいは同様の機能を持ついかなる部品もバイク本体に組み込んで서는ならない。
- (6) UCI 承認ラベル（コード RD）が付いたバイクは、この第 78 条（1）で示した項目に反していても、ITU ドラフティング許可レースでは常に許可する。
- (7) UCI タイムトライアル承認ラベル(コード TT)が付いたバイクは、上記にリストされていない場合は、禁止される。
- (8) U23 とエリート大会のサドルポジションのサドルの最前面のポイントに触れる垂直線は、チェーンホイール軸の中心を通る垂直線の後方、男性は 5cm 以上、女性は 2cm 以上とし、選手は競技中にこれらのラインを超えてサドルを調整してはならない。
大腿骨から脛骨の理想的な割合はおおよそ 56%から 44%になる。選手の大腿骨と脛骨の割合が 50 対 50 に近い場合は、例外が考えられる。
この競技規則の例外的要請はレースの 30 日前に選手の国内競技団体によって、以下に構成される委員に行う。

- ITU 技術委員会に指名された 1 人
- ITU コーチ委員会に指名された 1 人
- ITU メディカル・アンチドーピング委員会に指名された 1 人



- (9) 非伝統的、通常でないバイクは大会の少なくとも 30 日前に ITU 技術委員会に提出された詳細が無ければ禁止、規定されているその他全ての ITU 競技規則の基準に合致し、画像を含む機材の詳細を ITU 技術委員会に提供しなければならない。全ての先に提出された用具のカタログは承認されたか非承認だったかの結果をウェブサイトを確認することができる。承認申請希望の選手は ITU ウェブサイトのフォームを入手できる。
- (10) 生産に関するバイクのロゴのみが選手のバイクに付けられる。ロゴの配置は、バイクフレームのレースナンバーの邪魔になってはならない。

- (11) ITU または大会実行委員会が提供するバイクレースナンバーシールは、変造することなく、指示に従ってバイクに付けなければならない。
- 5 ドラフティング禁止レースとエイジグループのドラフティング許可レースの場合
バイクの構造は次の各号に掲げる規定を満たすものでなければならない。
- (1) 全長 185 cm 以内、幅 50 cm 以内であること。
 - (2) ハンガーセットの中心と地面の間隔は 24 cm 以上 30 cm 以内であること。
 - (3) ハンガーセットの中心を通る垂線と前車軸との間隔は 54 cm 以上 65 cm 以下であること。
 - (4) ハンガーセットの中心を通る垂線とサドル先端の間隔は、後ろに 15 cm 以内、前 5 cm 以内とし、競技中にサドル位置を変更することができるシートピラーの使用はこの範囲内において使用できる。
- 6 前 2 項の規定にかかわらず、マウンテンバイク・トライアスロンのバイクは大会規程によるものとする。
- 7 リカンベント並びに選手本人の力以外で推進する動力又はアシスト機能を有するバイクの使用は禁止する。
- 8 バイクのフレームは伝統的形態、すなわち直管またはテーパー付チューブ(断面形状が円、楕円、扁平、涙滴形状等)を構成材として構成されていなければならない。ダウンチューブの無いダイヤモンド形状、またはトップチューブとダウンチューブの先端部分で接続されていない後三角で構成されたバイクは、容認される。
- 9 UCI 承認ラベル(コード TT)が付いたバイクは、この第 78 条 5 で示した項目に反していても、ITU ドラフティング禁止レースでは常に許可される。
- 10 ディスクブレーキは以下の ITU 大会で許可される。
- (1) 全てのドラフティング禁止トライアスロンとデュアスロン大会
 - (2) クロストライアスロンとクロスデュアスロン
 - (3) 冬季トライアスロン



(ホイールとタイヤ)

- 第 79 条** ディスクホイールの使用を禁止する。
- 2 加速を促すようなホイール構造は禁止する。
 - 3 ホイールカバーの使用は禁止する。
 - 4 タイヤはしっかりと装着する。特にチューブラータイヤはリムセメントなどを用いて容易に剥がれ

ないよう接着しなければならない。

- 5 それぞれのホイールにはブレーキが付いてなければならない。
- 6 ホイールは設置されている公式のホイールステーションでのみ交換することができる。
- 7 ホイールステーション担当の審判は選手に適切なホイールを提供する。選手はホイールを交換する責任を持つ。他の選手やチームのために特別に指定されたホイールは使用することができない。
- 8 エリート、U23、ジュニアやユースのドラフティング許可の大会では、ホイールは UCI の承認した非伝統的ホイールリストに含まれるホイールを使用するが許可される。(2つのリストが提供されており、1つは 2016 年 1 月 1 日以前に承認されたリスト、もう 1 つのリストは 2016 年 1 月以降に承認されたリスト)。このリストにないホイールは以下の基準を満たさなければならない。
 - (1) タイヤ部分を含めて、最大直径 70cm、最小直径 55cm。
 - (2) 両方のホイールが同じ直径。
 - (3) ホイールは少なくとも 20 本のスポークがあること。
 - (4) リムの最大寸法は前後とも、25mm まで。
 - (5) リムは合金でなければならない。
 - (6) すべてのコンポは識別でき、商業的に入手できるものでなければならない。
- 9 エイジグループのドラフティン許可レースでは、ホイールは以下の特性がなければならない。
 - (1) ホイールは少なくとも 12 本のスポークがあること。
 - (2) ディスクホイールは許可されない。
 - (3) ドラフティング禁止大会では、後輪のカバーが許可されるが、この規定は強風などの安全面から技術代表が変更する場合がある。

(装備の取付)

第 80 条 バイクに取り付けることができる装備は、スペアタイヤ、空気入れ (インフレーター)、バイクボトル、ボトルケージ及び補給食など必要最小限のものとし、かつ、走行中容易に脱落しないよう取り付けなければならない。

(取付禁止装備)

第 81 条 次に掲げる装備はバイクに取り付けてはならない。

- (1) 空気抵抗を減らすフェアリングなどの風防機能を有する機材 (風防機能を有するバイクボトルを含む。)
- (2) 装着することによって、バイク競技に支障をきたし又は危険性を伴う装備
- (3) 前照灯、リフレクター、ベル、泥除け、スタンドなど競技に無関係な装備。ただし、前照灯、リフレクター及びベルについては一般公道で開催される大会において大会規程により装着義務となることがある。

(ハンドルバーとブレーキ)

第 82 条 ハンドル形状は、ドロップハンドルを基本とする。

- 2 エリート、U23、ジュニアやユースのドラフティン許可レースでは、以下のハンドルバー規則を適用する。
 - (1) 伝統的なドロップハンドルだけを許可する。ハンドルバーは先端を塞がなければならない。
 - (2) クリップオンハンドルバーは、ブレーキレバーの最前部を超えてはならない。
 - (3) クリップオンの前方の両先端は、市販の硬質ブリッジでつながれているか、双方が接触していなければならない。
 - (4) ブレーキレバー又はギアレバーは、クリップオンハンドルバーに取り付けてはいけない。クリップオンハンドルの最高部と最低部の差は 10cm を超えてはならない。
 - (5) ウォーターボトルとそのホルダーはハンドルまたはクリップオンハンドルバーに取り付けてはいけない。
- 3 エイジグループのドラフティング許可大会では、以下のハンドルバー規則を適用する。
 - (1) 伝統的なドロップハンドルバーのみが許可される。ハンドルバーの先端は塞がなければならない。
 - (2) クリップオンは許可されない。

- 4 ドロップハンドルは3つのグリップポジション（ハンドル上部、下部及びブレーキブラケットそれぞれの箇所を握るポジションをいう。）をとれない形状もの及び3つのグリップポジションがとれないよう切断したハンドルバーの使用を禁止する。
- 5 ドロップハンドルを逆向きに取り付けることを禁止する。
- 6 前輪と後輪に、それぞれハンドル部のブレーキレバーで制御できるブレーキが装着されていなければならない。
- 7 ハンドルバーにはバーテープを巻き、バーエンドはエンドキャップでしっかりとふさがなければならない。
- 8 エアロバー（DH バー、クリップオンバー）は使用できる。
- 9 ブルホーン型ハンドルの使用はドラフティング禁止レースにおいてのみ使用できる。
- 10 フラットバーハンドルの使用は禁止する。ただし、マウンテンバイク・トライアスロン及び初心者向けの大会については大会規程による。
- 11 ハンドルバーに装着できるものは次の各号に掲げるものとする。
 - (1) エアロバー及び肘あてパッド
 - (2) ブレーキレバー
 - (3) ギヤシフトレバー
 - (4) サイクルメーター
 - (5) バイクボトル
 - (6) 小物専用バッグ
 - (7) 補給食

（サイクルメーター）

第83条 周回コースで行われる大会においては、大会規程によりサイクルメーターの装着が義務付けられることがある。ただし、装着が義務付けられていない大会であってもサイクルメーターの装着を推奨する。

（小中高校生の選手のバイク）

第84条 小学生及び中学生のエアロバーの装着を禁止する。

（ヘルメット）

第85条 バイク競技では、常にバイク競技用の硬質ヘルメットを、その取扱説明書に従い正しく着用していなければならない。

- 2 着用するバイク競技用硬質ヘルメットは、次に掲げる基準に適合したものを奨励する。
 - (1) Snell Memorial Foundation スネル記念財団
 - (2) American National Standard Institute (ANSI Z90.4) 米国規格協会
 - (3) U.S. Consumer Product Safety Commission (16 CFR Part 1203) 米国消費者製品安全委員会
 - (4) CEN European Standard (EN1078) CEN 欧州標準
 - (5) The National Swedish Board of Consumer Policy スウェーデン消費者機構
 - (6) 財団法人日本自転車競技連盟 (JCF)
- 3 ひび割れ、表面の不良及びストラップの不良などがあるヘルメットの使用は禁止する。
- 4 レース中、コース試走、トレーニングなどの公式の場では、選手がバイクに乗る際はヘルメットを着用しなければならない。
- 5 顎ストラップなどの変造や外側の布カバーなどのヘルメットの一部を取り外すことを禁止する。
- 6 ヘルメットは、バイクを保持しているときは、常にストラップをしっかりと締めなければならない。バイクを保持しているとは、バイクスタート時にラックから取り外すときから、バイクフニッシュ時にラックに掛けるまでである。
- 7 何らかの理由でコースを外れ、バイクを移動した場合、選手はバイクコースルートの境界線の外側まで出て、降車するまでストラップを外すことはできない。さらに、バイクコースに戻る前、または乗車する前に、ヘルメットを頭にかぶり、ストラップをしっかりと締めなければならない。
- 8 ヘルメットは ITU ユニフォーム規則に従わなければならない。

（小中学生のヘルメット特別規定）

第86条 小中学生においても第85条で規定されるヘルメットを使用するものとする。ただし、ロードレーサーを使用せず、かつ、伸縮しないストラップのある構造である場合に限り、バイク競技用以外の硬質ヘルメットを使用することができる。



ドラフティン禁止レースでは以下のハンドルバー規則が適用される。

- ・前輪の最先端を超えないハンドルバーとクリップオンバーを許可する。2つに分かれたクリップオンバーをつなぐ必要はない。全てのハンドルの先端は塞がなければならない。

第2節 ドラフティング禁止レース (Draft-illegal Race)

（ドラフティングガイドライン）

第87条 一般的なドラフティングガイドライン

ドラフティングの許認可により2種類のレースがある。

- (1) ドラフティング許可レース
- (2) ドラフティング禁止レース

2 この表により、ドラフティング許可または禁止が示される。

	Junior and Youth ジュニア、ユース	U23	Elite エリート	Age Group エイジグループ	Paratriathlon Elite and Open パラトライアスロン エリートとオープン
TRIATHLON トライアスロン					
Team Relay チームリレー	Legal 許可	Legal 許可	Legal 許可		

Sprint Distance スプリント	Legal 許可	Legal 許可	Legal 許可	Both options 許可と禁止	Illegal 禁止
Standard Distance スタンダード		Legal 許可	Legal 許可	Illegal 禁止	Illegal 禁止
Middle and Long Distance ミドルとロング			Legal 許可	Illegal 禁止	Illegal 禁止
DUATHLON デュアスロン					
Team Relay チームリレー	Legal 許可	Legal 許可	Legal 許可		
Sprint Distance スプリント	Legal 許可	Legal 許可	Legal 許可	Both options 許可と禁止	Illegal 禁止
Standard Distance スタンダード		Legal 許可	Legal 許可	Illegal 禁止	Illegal 禁止
Middle and Long Distance ミドルとロング			Illegal 禁止	Illegal 禁止	Illegal 禁止
AQUATHLON アクアスロン					
WINTER TRIATHLON ウィンタートライアスロン				Legal 許可	
CROSS TRIATHLON AND DUATHLON クロストライアスロンとデュアスロン				Legal 許可	
AQUABIKE アクアバイク				Illegal 禁止	

3 ドラフティング許可レース

- (1) 性別の違う選手へのドラフティングは禁止する。
- (2) オートバイや車へのドラフティング行為は禁止する。

4 ドラフティング禁止レース

- (1) 他の選手や自動車両へのドラフティングを禁止する。選手は、他の選手のドラフティング行為の拒否を試みなければならない。
- (2) 選手は、他の選手に接触することなく、任意のポジションに最初に入ったことを前提に、コース上の任意のポジションを確保したとみなす。ポジションを確保した選手は、他の選手のために、接触することなく正常に動けるスペースを与えなければならない。追い越す前に、十分なスペースが確保されていない限り。
- (3) 接近によりドラフティングのアドバンテージを得ることになる選手は、ドラフティングを回避する責任がある。
- (4) ドラフティングを行うとは、バイクや自動車両のドラフトゾーンに入ることである。

(ドラフティング禁止レース)

第88条 一般の大会及びロングディスタンスの大会はドラフティング禁止レース（バイク競技におけるドラフティングを禁止するレースをいう。）とする。

(ドラフティングの定義)

第89条 「ドラフティング」とは、他の選手又は車両のドラフトゾーンの中に入って走行する行為をいう。

- (1) ミドルおよびロングディスタンスのドラフトゾーン：バイクのドラフトゾーンは、前輪の先端から測定して縦 12m である。選手は、他の選手のドラフトゾーンに入ってもよいが、そのゾーン内を進行しているように見えなければならない。他の選手のゾーンを追い抜くために、最大 25 秒を許可する。
- (2) スタンダードあるいはこれより短い距離の大会：バイクのドラフトゾーンは、前輪の先端から測定して縦 10m である。選手は、他の選手のドラフトゾーンに入ってもよいが、そのゾーン内を進行しているように見えなければならない。他の選手のゾーンを追い抜くために、最大 20 秒を許可する。
- (3) オートバイドラフトゾーン：オートバイの後ろ 12m をドラフトゾーンとする。これはドラフト許可レースにも適応される。
- (4) 車両ドラフトゾーン：車両の後ろ 35m をドラフトゾーンとし、バイク競技中の全ての車両に適応さ

れる。これはドラフト許可レースにも適応される。

2 左側通行の道路規制が適用される大会については、以下の図を参照。



（キープレフト走行）

第90条 ドラフティング禁止レースにおいては、「キープレフト」を守り競技を行うものとする。

2 キープレフトとは路肩あるいは競技コース左端から1m以内を基準として走行することである。

3 前項の規定にかかわらず、完全交通規制が敷かれ、コース幅が十分に広いときは、競技コース幅の左端より1/3を基準して走行することができる。

4 バイクコースが全面交通規制で、かつ、一方通行などの特別な条件である場合を除き、道路のセンターラインを越えて走行してはならない。

（並走の禁止）

第91条 ドラフティング禁止レースにおいては、並走したままバイク競技を行うことを禁止する。ただし、危険回避のためにやむをえないときはこの限りでない。

2 前項ただし書きにより併走したときは、危険が回避された場合、直ちに並走を解除しなければならない。

（集団走行の回避）

第92条 ドラフティング禁止レースにおいては、ドラフトゾーンに進入しているかどうかに関わらず、集団走行とならないよう心がけながら競技をしなければならない。

（ドラフトゾーンへの進入）

第93条 ドラフティング禁止レースにおいて選手は、他の選手のドラフトゾーンに進入することを禁止する。ただし次の各号に掲げるときに限りドラフトゾーンへ進入することができる。

（1） **第95条**に規定する方法で先行する選手を追い越すとき。

（2） 危険回避のためにやむをえないとき。

（3） トランジションエリアの出入り口及び合流地点の付近を通過するとき。

（4） 減速指示又は追い越し禁止の指示がある鋭角ターン及び折り返し地点の付近を通過するとき。

（5） 道路幅の減少、工事区間、迂回路、その他安全上の理由により、大会スタッフから指定された区間を通過するとき。

（6） **エイドステーションやトランジションエリア前後の100m**

2 前項ただし書きの規定により、他の選手のドラフトゾーンに進入するときであっても、必要最小限の時間とし、かつ、安全確保に努めなければならない。

3 車両ドラフトゾーンへの進入は、危険回避のためにやむをえないときを除き、禁止する。

4 選手は、自ら他の選手のドラフトゾーンへ進入しないよう心がけながら競技をしなければならない。また、他の選手がドラフティング走行をされているときは、これを拒否することができる。

（ブロッキング）

第94条 ドラフティング禁止レースにおいては、第29条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる行為をブロッキングとみなし禁止する。

（1） 選手は、コースの端を走行し続け、ブロッキング状態をつくってはいけない。ブロッキングとは、後続の選手が、前を行く選手の走行位置が不適切で、追い抜けない状態である。ブロッキングしていることが審判に確認された選手は次のバイクペナルティボックスでストップ・ア

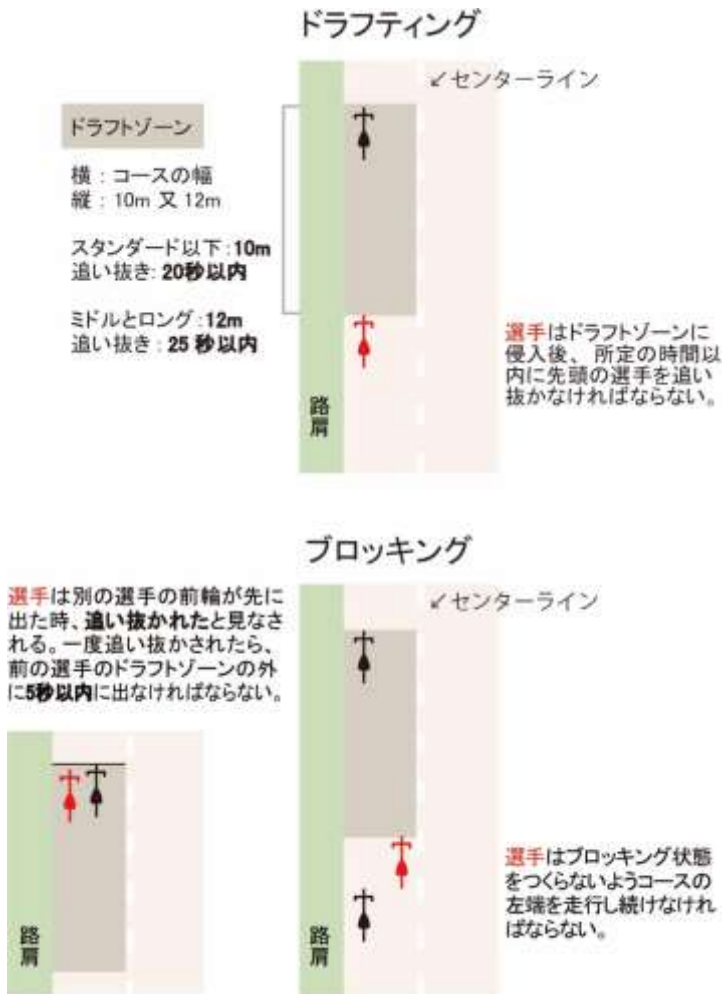
ンド・ゴーのペナルティを受ける。

- (2) 先行する選手を追い越したとき、追い越した選手のバイクの前輪の最前部から追い越された選手のバイクの前輪の最前部までの間隔をミドルおよびロングディスタンス 12mスタンダードあるいはこれより短い距離の大会 10m以上開けないで追い越した選手がキープレフト走行に入ること。
- (3) 他の選手の右側を、他の選手と同一の速度を保ったまま走行を続けること。この場合において、他の選手のドラフトゾーンに進入しているかどうかを問わない。

(追い越しと手順)

第95条 追い越しを試みていることときは、ミドルおよびロングディスタンス 25 秒スタンダードあるいはこれより短い距離の大会 20 秒以内に限り、他の選手のドラフトゾーンに進入できる。

- 2 「追い越しを試みている」とは、追い越す気持ちを持って前進している状態をいい、先行する選手のドラフトゾーン内において先行する選手と同一の速度を保ったまま走行しているときは、追い越しを試みているとはみなさない。
- 3 先行する選手は、追い越されるまでは加速をして競うことができる。
- 4 追い越しを試みている選手の前輪の最前部が、先行する選手の前輪の最前部より前方に出たときに「追い越された」とみなす。
- 5 追い越した選手は、追い越すときの速度を持続させ、追い越された選手の前輪の最前部からミドルおよびロングディスタンス 12mスタンダードあるいはこれより短い距離の大会 10m以上引き離してから、緩やかにキープレフト走行に入るものとし、キープレフト走行に入る前に速度を緩めてはならない。
- 6 追い越された選手は追い越された瞬間から加速を止め、ミドルおよびロングディスタンス 25 秒スタンダードあるいはこれより短い距離の大会 20 秒以内に追い越した選手の前輪の最前部から後方ミドルおよびロングディスタンス 12mスタンダードあるいはこれより短い距離の大会 10m以上離れてドラフトゾーンから脱しなければならない。
- 7 追い越された選手は、前項の方法により一度追い越した選手のドラフトゾーンの外に、5 秒以内に出なければならない。
- 8 選手は、コースの端を走行し続け、ブロッキング状態をつくってはいけない。ブロッキングとは、後続の選手が、前を行く選手の走行位置が不適切で、追い抜けない状態である。
- 9 複数の先行する選手を追い越す場合において、それらの選手の間に入ることによってドラフトゾーンの重なりが生じるときは、これらの選手の間に入ることなく一気に追い越さなければならない。
- 10 ドラフティングの罰則
 - (1) ドラフティング禁止と宣言されたレースでは、ドラフティングを禁止する。
 - (2) 審判は、タイムペナルティの罰則対象となるドラフティングを行った選手に通知する。この通知は、はっきりと明確でなければならない。
 - (3) 罰則を受けた選手は、次のペナルティボックスで停止し、レース距離に応じて科せられる特定の時間、そこに留まらなければならない。スプリントディスタンスで 1 分、スタンダードディスタンス 2 分、ミドルとロングディスタンス 5 分間。
 - (4) 次のペナルティボックスで停止するのは選手の責任である。履行できなかった場合は失格とする。
 - (5) 二回目のドラフティング違反は、スタンダードディスタンスあるいはこれより短い距離では、失格につながる。
 - (6) 三回目のドラフティング違反では、ミドルとロングディスタンスでは失格につながる。



（追い越すときの注意義務）

第96条 追い越すときは、周囲を確認してから前方の選手の右側から追い越すことを基本とする。

2 Uターン、急カーブ並びに視界が悪い区間及びコース幅が狭い区間などの危険箇所において、追い越し禁止の指示があるときはこれに従わなければならない。ただし、当該区間を徐行している選手がいる場合は、十分に安全に注意しながら追い越すことができる。

（追い越しの奨励事項）

第97条 追い越しを行うときは、周囲の選手に一声かけて追い越しを行うことを推奨する。

第3節 ドラフティングレース（Drafting Race）

（ドラフティングレースの開催）

第98条 ドラフティングレース（バイク競技におけるドラフティングが認められる大会をいう。）の開催は、JTUが承認した大会に限定する。

2 ドラフティングレースであっても、車両ドラフトゾーンへの進入は、危険回避のためにやむをえないときを除き、禁止する。

（安全走行義務）

第99条 ドラフティングレースにおいて選手は、周辺状況を把握し、他選手の動きを予想しながら競

技を行う。

- 2 エアロバーは緊急時にブレーキかけることができるようにすることを想定しながら使用する。
- 3 先頭を走る選手以外の選手は、ブレーキレバーに手指の届く位置をグリップして走行することを推奨する。

(周回遅れ)

- 第100条** ドラフティングレースにおける周回コースでの周回遅れは、コースアウトとし、審判員の指示に従ってコース左端に寄り競技を停止する。バイクパートでラップされたエリート、U23、ジュニア、ユース選手は、審判によってレースから除外される。その選手が先頭の前方 100m を切り、追い抜きが起こるであろうと審判が判断した場合、審判は安全上の理由で決定を(ラップされる前に)早めることができる。この規定は、審判によって変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、周回遅れとなっても競技続行が認められるときは、追い越した選手に影響を与えないように注意しながら競技を続けることができる。この場合において、周回遅れとなった選手が周回遅れとした選手に対するドラフティングをすることを禁止する。

第9章 ラン (ランニング)

(ランの競技方法)

- 第101条** ランは、選手自身の走行により行う。
- 2 ランはランシューズを履いて競技を行わなければならない。
 - 3 レースナンバーの着用(エイジグループ大会では常に着用義務。他の大会では、技術代表が変更することができ、選手は競技説明会で説明を受ける)。
 - 4 這って前進することは禁止。
 - 5 上半身裸で走ってはいけない。
 - 6 バイクヘルメットを着用して走ることは禁止。
 - 7 支柱、木やその他の固定物を支点としてつかみ、カーブを回ってはいけない。
 - 8 チームメンバー、チームマネージャーや他のペースメーカーはコース上を伴走してはいけない。
 - 9 1周回あるいは複数周回早い選手と並走してはいけない。(エリート、U23、ジュニア、ユースとパラトライアスリートに適用)

(ランコース)

- 第102条** ランコースは、ランスタートのラインからフィニッシュのラインまでとする。
- 2 ランで計測される競技時間は、ランスタートのラインからフィニッシュのラインまでの時間とする。

(フィニッシュ)

- 第103条** フィニッシュは、選手の胴体の一部(頭、首、肩、腕及び足は含まれない。)がフィニッシュライン上に達した瞬間とする。
- 2 選手は、単独でフィニッシュラインを走り抜くものとする。
 - 3 選手権及びエリート部門では、意図的又は不自然な同着を禁止する。
 - 4 一般部門においても、着順の決定は競技としての重要な要素であり、着順を明確にすることが求められる。
 - 5 フィニッシュの直前では、帽子及びサングラスを外すことを奨励する。

(コース再進入の禁止)

- 第104条** フィニッシュ後に、再度コースに入ること及び再度フィニッシュすることを禁止する。

(同伴フィニッシュ)

- 第105条** 選手以外の者がコース内に入り同伴フィニッシュをすることを禁止する。ただし、選手権部門以外において、次の各号が満たされ、かつ、所轄競技団体が認めた場合に限り、同伴フィニッシュ

ユを許可する。

- (1) 事前に同伴フィニッシュを許可する旨の公表がされていること。
 - (2) 他の選手へ影響を与えない範囲内であること。
 - (3) 大会スタッフの指示に従うこと。
- 2 選手は、自主的な判断により、同伴フィニッシュが大会の運営に支障を来たさないよう、状況に応じたスムーズな競技運営に協力するものとする。
 - 3 事前に設定された「同伴者用ゲート（フィニッシュラインから50m以内に設置されることを基準とする。）」から大会スタッフの指示に従い、コースに入るものとする。
 - 4 複数の選手が競い合っているときは、コースに入ることが制限されることがある。
 - 5 同伴者がコース内に持ち込むことができる旗などは最小限のものとする。
 - 6 大会に出場した選手の同伴フィニッシュは、レースナンバー及び計測チップなどをはずして行わなければならない。
 - 7 **同伴**フィニッシュの際に、飲食物の提供を受けることは禁止する。

第10章 罰則（ペナルティ）

（罰則の適用）

- 第106条** この規則の適正な運用を担保するため、この規則に違反し、又はこの規則に基づく大会スタッフの指示に従わない選手には、違反の程度に応じて罰則が科せられる。
- 2 違反の情状に酌量すべきものがあるときは、その罰則を減免することができる。
 - 3 罰則の適用は審判長又は審判員によって宣告される。ただし、その最終決定権限及び責任は審判長が負う。
 - 4 罰則が適用されたときは、公式掲示板及び結果（リザルト）にその旨掲示される。
 - 5 審判長は、罰則の適用を行ったときは遅滞なく加盟団体を通じJTUに報告しなければならない。
 - 6 すべての罰則の適用に際し、事前に注意が与えられることを条件としない。
 - 7 選手は、この規則に基づくことなく、いかなる罰則も科せられない。ただし、大会規程により事前に示される場合はそれによる。
 - 8 **資格停止又は追放は、ITU 競技規則と ITU アンチ・ドーピング規則いずれかの非常に重大な違反に対して適用される**
 - 9 **違反が例示されなくても、審判が不当なアドバンテージがあったと判断したとき、もしくは意図的に危険な状況が生み出されたと判断したときは、罰則を与えることが許可される。**

（罰則の種類）

- 第107条** 罰則の種類は、指導、タイムペナルティ（略称：TP、ストップ・アンド・ゴー（略称：SG）を含む。）、失格（略称：DQ）、資格停止、**除名**、追放とする。
- 2 罰則の軽重は、前条の順に軽い罰から重い罰とする。**違反事項と罰則は、附則Kに記載されている**

（指導）

- 第108条** 指導は、違反によって競技上の大きなアドバンテージ又は順位の変動が得られない行為及び言動であって、タイムペナルティ以上の重い罰則を適用することが適当でない違反に対して科せられる。

（指導の手順）

- 第109条** 指導を科す必要がある違反が認められたときは、審判員からその違反を行った選手のレースナンバーを告げられるとともに、イエローカード、ホイッスル又はホーンなどを用い違反行為があったことを示されるものとする。ただし、これらが行われることを必須条件としない。
- 2 指導は、違反の内容の説明及びその改善を求めるものとする。
 - 3 指導を受けた選手は、前項による改善に応じることにより、より重い罰則を適用されない。

（タイムペナルティ及びストップ・アンド・ゴー）

第110条 タイムペナルティ及びストップ・アンド・ゴーは、違反によって競技上の大きなアドバンテージ若しくは順位の変動が得られる行為（可能性がある行為を含む。）、危険行為及び重大なマナー違反に対し、一つの違反ごとに、状況に応じ、いずれかが科せられる。

2 一つの大会において、前項に掲げる違反行為等が複数回繰り返された場合においては、より重い罰則が科されることがある。

3 審判はより深刻なペナルティを与える前に警告する必要はない。

4 タイムペナルティは、失格とならない違反に対して適切なペナルティである。

5 タイムペナルティはトランジションエリアやある地点のペナルティボックスの中で与えられる。

6 審判は選手にタイムペナルティの罰則が必要かを決める。

7 タイムペナルティには2つのタイプの違反がある。

(1) ドラフティング違反

(2) 附則 K のリストにあるその他の違反

8 タイムペナルティは違反の種類にとっても対応している。

(1) ドラフティング違反

- ・ロングやミドル大会では5分
- ・スタンダード大会では2分
- ・スプリントやそれより短い大会は1分

(2) その他の違反

- ・ロングやミドル大会では1分
- ・スタンダード大会では15秒
- ・スプリントやそれよりも短い大会では10秒

9 ペナルティ通知：審判はタイムペナルティを決めると、選手に可能な限り早く、安全に以下の通り通知する。

(1) ドラフティング違反

- ・ホイッスルを鳴らし、ブルーカードを提示、英語で選手のナンバーを述べ、ドラフティング違反、次のペナルティボックスで止まりなさいと言う。審判は選手がペナルティ通告を理解したことを確認する。

(2) その他の違反

- ・スタートやスイム違反：選手は用具に触れることなくトランジション1でペナルティを受ける。審判は選手のトランジションのスポットに居て、ホイッスルを鳴らし、黄色カードを提示しタイムペナルティを告げる。
- ・バイクでの違反：ホイッスルを鳴らし、黄色いカードを提示し、英語で選手のナンバーを述べ、タイムペナルティ、次のペナルティボックスで止まりなさい。または、タイムペナルティ、ランペナルティボックスで止まりなさいと言う。審判は選手がペナルティ通知を理解したかを確認する(以下の表参照)
- ・トランジションやランでの違反：選手はホイッスルが鳴り、黄色いカードを提示され、英語で選手のナンバーを言われ、タイムペナルティ、停止しなさい。または、ペナルティボックスの掲示板に選手のナンバー表示を見て、違反に気が付きます。この掲示板をチェックすることは選手の責任になる(以下の表参照)。

10 異なったカテゴリーのペナルティ適用

	エリートドラフティング	エリートドラフティング禁止 エリートパラトライアスロン	エイジグループ オープンパラトライアスロン
スタート	T1	T1	T1
スイム	ランペナルティボックス	ランペナルティボックス	T1
トランジション1	ランペナルティボックス	ランペナルティボックス	T1で警告
バイク	ランペナルティボックス	バイクペナルティボックス	バイクペナルティボックス
トランジション2	ランペナルティボックス	ランペナルティボックス	T2で警告
ラン	ランペナルティボックス	ランペナルティボックス	その場所で警告/タイムペナルティ

確認：エリート、U23、ジュニアとユース選手の全てのエリート参照。ウィンタートライアスロンのランペナルティボックスはスキーペナルティボックスに置き換えられる。デ

ユアスロンやアクアスロン大会のランペナルティボックスは第二ランペナルティボックスを指す。オープンパラトライアスロンは世界選手権のみ適用される。

(タイムペナルティの手順)

第111条 審判はペナルティの理由を伝える必要なくタイムペナルティを与える。

2 青か黄色いカードを提示されたら、選手は審判の指示に従う。

3 トランジション1におけるタイムペナルティ(この地点までの違反)

(1) ペナルティを受けた選手がトランジションの自分の場所に到着したら、審判は黄色いカードを提示する。選手は用具に触ることなく、自分のトランジションスペースに止まる指示に従い、審判は計測を開始する。もし選手が用具に触れたり、用具を動かしたりしたなら、審判は用具に触れることを止め、計測を休止する。そして選手が是正したならカウントは再開される。

(2) ペナルティタイムが完了したなら、審判はゴーと言い、選手はレースを再開する。

4 バイクペナルティボックスでタイムペナルティ

(1) バイクペナルティボックスではペナルティを受けた選手のレースナンバーは表示されない。選手は通知をペナルティの通知を受けた後、コース上の次のペナルティボックスでペナルティを受けたことを報告する責任がある。

(2) ペナルティを受けた選手は、バイクから降りてペナルティボックスに入り、審判にレースナンバーと受けたペナルティの数と提示されたカードの色を告げる。このタイムペナルティは選手が上記の全てを行った時点から始まり、審判にゴーと言われたら、終わる。その時から選手はレースを再開することができる。選手がボックスを離れたら、審判は選手に戻るようにつげ、計測は休止される。選手が従ったら、計測は再開される。

5 ランペナルティボックスでのタイムペナルティ

(1) ペナルティを受けた選手のレースナンバーはペナルティボックスの掲示板にはっきりと表示される。

(2) ペナルティを受けた選手は、ペナルティボックスに入り、審判にレースナンバーと受けたペナルティの数を知らせる。タイムペナルティは上記を選手が全て行ったら始まり、審判がゴーと言った時点で終わる。その時点から選手はレースを再開できる。もし選手がその場を離れたら、審判は戻るようにつげ、計測が休止される。そして選手が従ったらカウントが再開される。

(3) ペナルティを受けた選手のレースナンバーは掲示板から削除される。

(4) ペナルティを受けた選手はランラップのどの周回でも受けることができる。

(5) リレー大会では、競技を終了していない、チームのどの選手でも受けることができる。

(6) ペナルティはランの前半を完了する前に掲示板に表示されなければならない。

(ストップ・アンド・ゴーの手順)

第112条 ストップ・アンド・ゴーを科す必要がある違反が認められたときは、審判員からその違反を行った選手のレースナンバー及び「ストップ」又は「止まりなさい」などの通告及びイエローカード、ホイッスル又はホーンなどを用いて違反行為があったことを示されるとともに、ストップ・アンド・ゴーが適用されることを宣告される。

2 前項に掲げる宣告があった選手は、周囲の安全に注意しながら速やかにコースの左端又は競技に支障を来たさない場所に寄って一旦停止し、審判員の指示に従って競技を再開しなければならない。この場合において要した時間は、競技の時間に加算される。

3 バイク競技中に第1項の宣告を受けた選手は、次の各号に掲げる順に行動をとらなければならない。

(1) 周囲の安全に気を配りながら速やかにコースの左端に寄って停車する。

(2) バイクから降車し、バイクの横に両足で立ち、両輪が地面から同時に離れるように持ち上げる。

(3) 審判員の「ゴー」又は「行ってください」などの合図を受けてから競技を再開する。

(失格)

第113条 失格は、繰り返しのバイクドラフティング違反、及び/又は危険行為、スポーツマン精神に反する行為のみに限定されないが、これらの深刻な競技規則違反に対応するための罰則である

（失格の手順）

- 第114条** 失格を科す必要がある違反が認められたときは、審判員からその違反を行った選手のレースナンバーが告げられるとともに、レッドカード、赤旗、ホイッスル又はホーンなどを用い違反行為があったことを示されるものとする。ただし、これらが行われることを必須条件としない。
- 2 競技中に失格の宣告を受けた選手は、周囲の安全に注意しながら速やかにコースの左端又は競技に支障を来たさない場所に寄って競技を停止して審判員の指示に従わなければならない。
 - 3 失格の宣告を受けた場合であっても、審判員の指示に従って競技を再開し、競技終了後に審判長の裁定を受けることができる。ただし、当該選手が競技を再開することにより大会運営に支障を来たすと審判員が認めたときは競技を再開することができない。
 - 4 失格の裁定は、競技終了後、審判長により失格の裁定が出されるまで確定しない。ただし、当該違反に対して上訴が行われた場合は、上訴委員会の裁定が出されるまで確定しない。
 - 5 処分決定後の選手は、上訴する権利を持っている。
 - 6 資格停止処分後、選手は復権のために ITU 仲裁委員会に申請しなければならない。

（資格停止）

- 第115条** 失格に相当する違反を繰り返し行ったとき及びドーピング違反を行ったときは、3ヶ月以上4年未満の資格停止を科せられる。
- 2 資格停止期間中はITU、IOC、JTU及び加盟団体の公式大会に出場することはできない。
 - 3 資格停止の期間はJTU理事会において決定される。
 - 4 資格停止に至る違反のリストは、附則Kに示している。
 - 5 処分決定後の選手は、上訴する権利を持っている。
 - 6 資格停止処分後、選手は復権のために ITU 仲裁委員会に申請しなければならない。

（追放）

- 第116条** 次の各号に掲げる行為を行ったときは追放とする。
- （1）ドーピング違反を2回以上行ったとき。
 - （2）暴行など極めて悪質な行為を行ったとき。
- 2 追放された者はITU、JTU及び加盟団体の公式大会に出場することができない。
 - 3 追放はJTU総会において決定される。
 - 4 追放後の復権はJTU総会において決定される。
 - 5 処分決定後の選手は、上訴する権利を持っている。
 - 6 資格停止処分後、選手は復権のために ITU 仲裁委員会に申請しなければならない。

第 11 章 オフィシャル

(オフィシャル)

第 117 条 オフィシャルは、この規則に則って大会を運営する義務を負う。

- 2 大会においては次に掲げるオフィシャルを置くものとする。
 - (1) 技術代表 (テクニカル・デリゲート (略称: TD)) この規則及びその他競技の実施に関する規則に則って大会が開催されていることを保証する責務を負う。
 - (2) 審判長 (レース・レフェリー (略称: RR)) 審判員を指揮し、この規則に対する違反の最終的な判定を行う権限を有する。
 - (3) チーフ・レース・オフィシャル (略称: CRO) 審判員の職務の割当及び監督を行う。
 - (4) 審判員 (レース・オフィシャル (又はマーシャル)) コース、エイドステーション及びホイール・ストップに配置され、与えられた権限の下にこの規則に則って大会を運営する責務を負う。
 - (5) 審議委員会 (コンペティション・ジュリー) 抗議に対する裁定を行う。
- 3 審判長、チーフ・テクニカル・オフィシャル及び審判員は、JTU 公認審判員の認定を受けており、かつ、その認定が有効な者以外がその職務に従事することはできない。

(審議委員会)

第 118 条 審議委員会は以下の 3 人が当たる。ただし、ITU 主催大会においては ITU の規定による。

- (1) JTU 主催大会においては JTU 理事、それ以外の大会においては所轄加盟団体の理事
 - (2) 主催者代表
 - (3) 技術代表
- 2 前項に掲げる者が審議委員となることが困難な場合は、JTU 主催大会においては JTU 理事会、その他の場合においては所轄加盟団体の理事会の承認を得て他のものが審議委員となることができる。ただし審判長が審議委員となることはできない。

第 12 章 抗議 (プロテスト)

(抗議)

第 119 条 審判長の判定、競技環境及び他の選手並びに大会スタッフの言動に不服があるときは抗議をすることができる。

- 2 自らの言動がこの規則に違反していると認めた場合、自己申告することを推奨する。

(制限事項)

第 120 条 次の各号に掲げる判定 (ジャッジメント・コール) に対する抗議は受け入れられない。

- (1) ドラフティング
- (2) ブロッキング
- (3) 暴言などスポーツマン精神に反する言動

(抗議の手続)

第 121 条 抗議の申請は選手本人又は代理人が審議委員会に対して行う。

- 2 抗議は口頭で行うことができる。ただし、審議委員会が特に必要と認めた場合は書面により抗議を行うものとする。
- 3 抗議を受理したときは、できる限り速やかに抗議内容を審議委員会で協議し、裁定を行う。ただし、速やかに裁定を行うことが困難な場合は裁定が遅延する旨回答することを可とする。
- 4 審議委員会は、必要に応じ抗議内容に関係する者に対し事情聴取を行うことができる。

(抗議の期限)

第 122 条 抗議は、次の各号に掲げる期限までに行わなければならない。

- (1) コースに関する抗議：競技開始 24 時間前まで。ただし、安全確保に関する抗議はこの限りでない。
- (2) 競技中に審判員から受けた判定若しくは言動又は他の選手の言動に対する抗議：抗議者のフィニッシュ後 60 分以内
- (3) 他の選手の競技用具に関する抗議：抗議者のフィニッシュ後 30 分以内
- (4) 記録及び計時に関する抗議：公式記録が掲示されてから 30 分以内。ただし、記録の発表が後日行われる場合は、公式記録を受け取った日から 14 日以内

第 13 章 上訴（アピール）

（上訴）

第 123 条 選手又は審判長は、審議委員会の裁定に不服があるときは上訴をすることができる。

（制限事項）

第 124 条 次の各号に掲げる判定（ジャッジメント・コール）に対する上訴は受け入れられない。

- (1) ドラフティング
- (2) ブロッキング
- (3) 暴言などスポーツマン精神に反する言動

（上訴手続）

第 125 条 上訴の申請は、裁定のあった日から 14 日以内に、選手本人若しくは代理人又は審判長が、預託金を添えて上訴申立書を、JTU 主催大会にあっては JTU 理事会に、その他の大会にあっては所轄加盟団体に対し提出することによって行う。ただし ITU 主催大会にあっては ITU の規則による。

- 2 上訴委員会は、前項の申請を受けた JTU 又は加盟団体の理事会の中から選出された理事若干名によって構成する。
- 3 上訴委員会は、上訴内容が合理的であると認めた場合は聴聞を開催する。
- 4 聴聞の開催日時は事前に発表される。
- 5 聴聞は非公開とする。
- 6 当事者は、自ら事実関係を証明しなければならない。
- 7 当事者の一方又は双方が、正当な理由なく欠席した場合には、欠席のまま聴聞を開催することができる。ただし、当事者の双方が欠席した場合には、その期日をもって審理を結審することはできない。
- 8 当事者の一方が欠席した場合には、出席した当事者の主張と立証に基づいて審理を進めることができる。
- 9 聴聞は当事者及び代理人のほか、証人及び参考人等、上訴委員会が必要と認める者のみが参加できる。
- 10 裁定は上訴委員会の過半数をもって決定する。

（上訴申立書）

第 126 条 上訴申立書は次に掲げる項目について記載したものを提出する。ただし、上訴申立書に記載することが困難又は不合理なものについては当該項目を省略することができる。

- (1) 上訴申立人の氏名（署名又は捺印）、レースナンバー（上訴申立人が審判長の場合はその旨記載）、住所、電話番号
- (2) 代理人を置く場合は、代理人の氏名（署名又は捺印）、住所、電話番号
- (3) 違反の概要及び根拠条文
- (4) 違反の対象となる選手及びレースナンバー
- (5) 現場の目撃者名及び連絡先
- (6) その他、上訴内容を説明するために必要な事項

（預託金）

第 127 条 預託金は 5 千円とする。

- 2 上訴委員会によって上訴内容が合理的であると認められた場合、預託金は返還される。
- 3 上訴委員会によって上訴内容が合理的でないと認められた場合、預託金は没収される。この場合には、理由を付して上訴申立人に回答しなければならない。

（上部団体への上訴）

第 1 2 8 条 所轄加盟団体における上訴委員会の裁定に不服があるときは J T U 理事会に上訴することができる。

- 2 前項の上訴手続等は第 1 2 5 条から 1 2 7 条の規定を準用する。

第 1 4 章 仲裁

（仲裁）

第 1 2 9 条 J T U 及び加盟団体が開催した大会又はその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

附 則

- 1 この規則は、20〇〇年〇月〇日より施行する。
- 2 この規則施行前に施行された J T U 競技規則は廃止する。

〔参考資料〕

競技種目

トライアスロン標準距離区分

1. ITU は、トライアスロンの選手権競技距離を下記に区分する。単位はキロメートル。

名称	水泳	自転車	ランニング
スーパースプリント (12.875)	0.375	10	2.5
スプリント (25.75)	0.75	20	5
トライアスロン/オリンピック (51.5)	1.5	40	10
ロングディスタンス (67～226.2)	2～4	50～180	10～42.2

2. 日本国内においては、ITU 区分を基本に下記に細分する。

名称	水泳	自転車	ランニング
スプリント (25.75)	0.75	20	5
ショート (13.4～64.9)	0.4～1.9	10～49	3～14
トライアスロン (51.5)	1.5	40	10
ミドル (64.9～112.5)	1.9～2.5	40～90	14～20
ロングディスタンス (67～226.2)	2～4	50～180	10～42.2

上記 3 種目のうち、2 種目が該当する距離を便宜上の呼称とし区分する。

デュアスロン標準距離区分

1. ITU は、デュアスロンの選手権競技距離を下記に区分する。単位はキロメートル。

名称	第 1 ラン	自転車	第 2 ラン
インターナショナル (55)	10	40	5
ロングディスタンス (150)	20	120	10

2. 日本国内においては、ITU 区分を基本に下記に細分する。

名称	第 1 ラン	自転車	第 2 ラン
スプリント (27.5～30)	2.5/5	20	5
ショート (7～77)	1～9	5～59	1～9
インターナショナル・ミドル (40)	5	30	5
ロングディスタンス (80)	10	60	10

上記 3 種目のうち、2 種目が該当する距離を便宜上の呼称とし区分する。

ジュニアトライアスロン/小中学生部門の年齢と距離区分例

名称	水泳	自転車	ランニング
小学 1 年～3 年 (6.1)	0.1	5	1
小学 4 年～6 年 (6.1～13.2)	0.1～0.2	5～10	1～3
中学 1 年～3 年 (13.2)	0.2	10	3

アクアスロン・ウィンタートライアスロンの参考距離

ITU アクアスロン世界選手権：第 1 ラン 1.5～5km、水泳 0.75～1km、第 2 ラン 1.5～5km

ITU ウィンタートライアスロン世界選手権：ラン 8km、MTB 15km、クロスカン트리スキー 10km

誓約書の内容例

大会名称（大会開催日：〇〇年〇月〇日）

1. （誓約）

（1）私は、標記大会への参加にあたり、国際トライアスロン連合（以下、ITU）、アジアトライアスロン同盟（以下、ASTC）及び公益社団法人日本トライアスロン連合（以下、JTU）の諸規程、競技規則及び大会規程（ローカルルール）を遵守することを誓います。

（2）私は、大会主催者が加入する保険の内容ならびに、次に掲げる事項を理解し、承諾して大会に参加することを誓います。

2. （JTU 登録会員等）

（1）私は、JTU 細則第 6 条の規定による登録会員であり、日本国外の ITU 加盟競技団体には登録していないことを表明します。

（2）私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団の関係者及び同条第 2 号に掲げる暴力団員その他これらに類する者ではないことを確約します。

3. （競技特性の理解と安全確保）

（1）私は、トライアスロンまたはこれに関連するスポーツ経験が十分あり、選手の体調は急激に変化する特性があることを認識しているとともに、大会会場が突発的な環境変化が起こり得る野外で行われることから、偶発的な事故が起きうるため、自らの、また、周囲への安全に十分注意しながら競技を行わなければならないことを理解しています。

4. （健康状態の自己申告）

（1）現在、私の健康状態は、最近 1 年間の医師の健康診断の結果、健康であることが確認されており、大会の参加に問題を生じることは予想されません。

（2）特異体質や既往症などにより、大会医療班が緊急医療のために知っておいてほしいことがある場合は、事前に主催者に書面で申告します。

（3）大会主催者からの要請があれば、健康診断書または負荷心電図証明書など必要な書類を提出します。

5. （自己管理責任と応急処置の承諾）

（1）私は、参加者個人の自覚と責任において、安全と健康に十分な注意を払い大会に参加します。

（2）大会開催中に私が負傷し、事故に遭遇し、または疾病が生じた場合においては、主催者が指定する医師が私に対する応急処置を施すことを承諾し、その応急処置の方法および結果に対して異議を唱えません。

6. （負傷・死亡事故の補償範囲）

（1）私は、競技中及び付帯行事の開催中に負傷し、後遺症が発生し、あるいは死亡した場合においても、私に対する補償は大会主催者が契約している保険の範囲内であることを承諾します。

7. （免責事項）

（1）天災または気象状況の悪化などの不可抗力の事由によって、安全確保のために大会中止または競技内容変更があった場合において、大会への参加のために要した諸経費（参加費を含む。）の支払請求を行わないことを承諾します。

（2）大会期間中に自らの競技用具の紛失または盗難に対しては、大会主催者の重大な過失がある場合を除き、大会主催者に対し補償を求めないことを承諾します。

8. （肖像権などの広報使用と商業的利用）

（1）私の肖像・氏名・住所・年齢・競技歴・自己紹介内容などが、大会に関連する広報物全般及び報道・情報メディアにおいて使用されることを了承し、これらに付随して主催者・管轄競技団体が制作する印刷物・ビデオ・情報メディアなどによる商業的利用を承諾します。

9. （家族の承諾と紛争解決）

（1）私の家族・親族または保護者は、本誓約書にもとづく大会の内容を理解し、私の大会参加を承諾しています。

(2) 本誓約書以外のことについては、本誓約書の「1. (誓約)」に明記した競技団体及び大会主催者の諸規程に従い解決することを承諾いたします。

□参加者署名（ ） 年 月 日（捺印不要）
JTU 会員番号（ - ）
住所（〒 ）
□保護者署名（ ） 年 月 日（捺印不要）
（未成年者は、保護者の署名が必要です）

トライアスロンと関連マルチスポーツ（ITU 特定競技実施ルール）

1. インドアトライアスロン

1.1. 定義

- a.) インドア・トライアスロンは、スイミングプール、サイクリングコース、ランニングトラックがあるスポーツパビリオンなどの室内空間で行われるトライアスロンで構成される。

1.2. スイム

- a.) 2.5 メートル幅のレーンごとに選手 2 名が許可される。

1.3. トランジションエリア

- a.) スイムの後に 10 秒間の"ニュートライズド"タイムをすべての選手に義務づける。この時間の目的は、余分な水分を選手から拭うことである。トラックが濡れると非常に滑りやすく、全ての選手にとって危険である。これに従わないと、失格となる。

1.4. バイク

- a.) 周回遅れの選手は、レースから除外されない。
- b.) 選手は、周回の異なる他の選手をドラフティングすることができる。

2. ミドルとロング大会

2.1. 外部からの支援

- a.) 大会実行委員会設置のエイドステーションまたはコーチステーション以外において医療補助や補給食・水分の提供を行ってはならない。

2.2. メディカルガイドライン

- a.) 大会メディカルディレクターは ITU MD（メディカルデリゲート）と連携して、熱中症に係るガイドラインや医療搬送計画を含む具体的な医療ガイドラインを策定する。

2.3. 距離

- a.) レースコースは、タフでかつテクニカルでなければならない。バイクコースの距離は 5%以内の誤差であれば技術代表の判断で認められる。

2.4. 罰則

- a.) ドラフティング違反には 5 分間のペナルティが課せられ、これは直近のペナルティボックスで受けなければならない。また、一人の選手が 3 回ドラフティング違反をとられた場合、この選手は失格となる。

2.5. コーチステーション

- a.) バイク競技とラン競技においてコーチが補給食や飲料を選手に提供するために、指定されたコーチステーションを使うことができる。

2.6. トランジションエリア

- a.) トランジションエリアにおいて、審判員や大会実行委員会のスタッフは、選手からバイクを受取る、並べる、用具の手渡しするなどについて、選手を支援することができる。この支援は、すべての選手に平等でなければならない。
- b.) 選手は、トランジションエリアで、自分のユニフォームを着替えることができる。もし選手が、それを行うために裸になる場合は大会実行委員会が用意したテントの中で行わなければならない。選手が着用するすべてのユニフォームは、ITU 競技規則に準じていなければならない。

2.7. ユニフォーム

- a.) 前面ジッパーを使用しても良い。
- b.) ジッパーを競技中は胸骨の下端まで下げても良い。ランがラスト 200m になったら、ジッパーを上まで上げなければならない。

3. チームリレー

3.1. チームリレーの種目

- a.) ITU は次表に示すチーム競技を主催する。

	競技種目
トライアスロン	同性 3 名 / 混合 4 名
トライアスロン LD	3 種目のベストタイムの合計
デュアスロン	同性 3 名 / 混合 4 名
デュアスロン LD	3 種目のベストタイムの合計
ウインター	同性 3 名 / 混合 4 名
クロストライアスロン	同性 3 名 / 混合 4 名
クロスデュアスロン	同性 3 名 / 混合 4 名
コーポレートトライアスロン	3 種目を 3 名でリレー

3.2. 大陸別選手権と JTU 主催大会

- a.) 大陸別トライアスロン団体と JTU の主催する選手権にこれらのチーム競技を含めなければならない。

3.3. 定義

- a.) 混合リレー：（トライアスロン／クロストライアスロン／デュアスロン／クロスデュアスロン／ウインタートライアスロンのいずれか）チームは、男子 2 名 女子 2 名 計 4 名で構成し、女子、男子、女子、男子の順にリレーする。それぞれが、3 種目を全て競技する。チームの記録は、最初の選手のスタートから 4 番目の選手のフィニッシュまでとする。記録は連続しており、選手間で計時を停止しない。
- b.) 3 人リレー：（トライアスロン／クロストライアスロン／デュアスロン／クロスデュアスロン／ウインタートライアスロンのいずれか）チームは同性の選手 3 名で構成する。それぞれが、3 種目を全て競技する。チームの記録は、最初の選手のスタートから 3 番目の選手のフィニッシュまでとする。記録は連続しており、選手間で計時を停止

しない。

- c.) コーポレイト：チームは、男女を問わず選手 3 名で構成する。最初の選手がスイム競技、2 番目の選手がバイク競技、3 番目の選手がラン競技を担当する。チームの記録は、最初の選手のスタートから、3 番目の選手のフィニッシュまでとする。記録は連続しており、選手間で計時を停止しない。
- d.) 個人記録によるチーム競技：チームの記録は、同じチームで同一性の上位 3 選手の記録を足したものとする。同タイムとなった場合は、3 番目のタイムで決定する。

3.4. 結果

- a.) JTU（各国競技団体）から複数のチームをエントリーできる。ただし、記録として残り、表彰（メダル）と賞金の対象となるのは、その中で最も成績の良い 1 チームだけとなる。

3.5. 出場資格

- a.) 出場資格は、標準的なものとする。最年少資格は 15 歳とする。
- b.) ITU に所属して競技を行う選手は、いかなるチームにも属する資格がない。

3.6. ユニフォーム

- a.) ITU ユニフォーム競技規則を適用する。すべての JTU チームメンバーは同じ JTU のユニフォームを着用しなければならない。

3.7. チームリレー競技説明会

- a.) チームリレー競技説明会：コーチ説明会を大会前日に行う。

3.8. チーム編成

- a.) チームリレー競技説明会において、コーチがチーム編成を申告する。チームリレー競技説明会の終了後、全チームのチーム編成を公表する。
- b.) チーム編成を変更する場合は、競技開始 2 時間前までにコーチが技術代表に申し出なければならない。それを過ぎるとチームリレー競技説明会で申告したチーム編成で確定する。

3.9. レース当日チェックイン

- a.) 全てのチームメンバーが同時にチェックインしなければならない。
- b.) 同一のバイクを複数のチームメンバーで使用してもよい。

3.10. リレーの引継ぎ

- a.) リレーの引継ぎは、15 メートルの長さのリレーゾーンで行わなければならない。
- b.) リレーの引継ぎは、リレーゾーンに入って来た選手が、次走者の身体に手で触れることで行う。
- c.) もし、リレーの引継ぎが故意ではなくリレーゾーンの外で行われた場合、そのチームは 10 秒のペナルティをペナルティボックスで科せられる。もし、リレーの引継ぎが故意にリレーゾーンの外で行われた場合、そのチームは失格となる。
- d.) リレーの引継ぎが行われなければ、チームは失格となる。
- e.) リレーの引継ぎ前は、審判員がリレーゾーンに入る指示を出すまで、選手はプレリレーエリアで待機しなければならない。

らない。

3.11. ペナルティボックス

- a.) 公式スタートの前にスタートしてしまう違反とトランジションエリアにヘルメットのストラップを締めたままの状態で置く違反は、この競技規則に反した選手自身がペナルティを受けなければならない。
- b.) 他のタイムペナルティは、競技中のどのチームメンバーが受けてもよい。タイムペナルティは全てペナルティボックスでの 10 秒間とする。

3.12. フィニッシュ

- a.) 最終走者だけが、フィニッシュラインを通過することができる。

4. パラトライアスロン

17.1. 総則:

- a.) パラトライアスロンは、ITU 憲章に定めるとおり、ITU 競技規則に則って運営する。本章はパラトライアスロンにだけに適用される競技規則を記載する。

4.2. パラトライアスロン競技クラス

- a.) ITU パラトライアスロン競技では、パラトライアスロン競技の遂行上、選手の活動が制限される程度に応じて機能的障がいグループ化する科学的根拠に基づいたクラシフィケーションシステムを施行する。
- b.) 6 つの競技クラスは ITU 競技規則の附則 G に定義されている。
 - (1) PTWC : 車いす利用者。選手はバイクコースではリカンベントタイプのハンドサイクルを、ランパートでは競技用車いすの利用が義務付けられる。2 つのサブクラスを設ける。H1(障がい重い)と H2(障害が軽い)。
 - (2) PTS2 : かなり重度の障がいのある選手。バイクパートおよびランパートでは、肢切断選手に対して承認済みの義肢やその他の装具の使用を許可する。
 - (3) PTS3: 重度の障がいのある選手。バイクパートおよびランパートでは、選手に対して承認済みの義肢やその他の装具の使用を許可する。
 - (4) PTS4: 中度の障がいのある選手。バイクパートおよびランパートでは、選手に対して承認済みの義肢やその他の装具の使用を許可する。
 - (5) PTS5 : 軽度の障がいのある選手。バイクパートおよびランパートでは、承認済みの義肢やその他の装具の使用を許可する。
 - (6) PTVI : 完全あるいは部分的な視覚障がい(IBSA/IPC の B1、B2、B3 クラス相当)。どちらの目も、ともに光の知覚がまったくできない状態から光をある程度知覚できる(B1)選手、部分的に見ることができる(B2 と B3)選手を含む。ガイド 1 名がレース全体を通じて伴走しなければならない。バイクパートではタンデムバイクを使用しなければならない。

4.3. クラス分け

- a.) パラトライアスロンクラス分け競技規則は ITU 競技規則の附則 G で見ることができる。
- b.) ITU 主催大会で競技に参加する全てのパラトライアスリートは、国際パラトライアスロンクラス分けを受け、競技参加に関する最低限の資格基準を満たす確認がなされ、適切な競技クラスへ振り当てられなければならない。

クラス分けを受けようとするパラトライアスリートに対しては下記を求める。

- (1) 競技に先立ち、ITU が指定したクラス分け委員による国際クラス分けに出席できること。
 - (2) クラス分けの際、適切な医師の署名入り診断書「ITU PI Medical Diagnostics Form」または「ITU VI Medical Diagnostics Form」とパスポートサイズの写真、その他関係する医学的な書類（検査結果など）を提出すること。
- c.) ITU 主催大会に参加するパラトライアスリートのクラス分けが実施できない場合、国内競技団体を通して、遅くとも競技の 6 週間前までに自身の医学的な書類を ITU に送付するように通知する。それによって仮クラス分けがその選手に対して行われる。
- d.) 選手の競技クラスが変更となる場合、過去のリザルトの補正を求めることができる。ITU は事案毎に各々の内容を調査し、該当する大会のリザルトを変更する必要があるかどうかを決定する。

4.4. 競技クラス毎の参加資格とレースフォーマット

- a.) すべてのパラトライアスリートはトライアスロン、デュアスロンそしてアクアスロン大会で競技することが許される。PTS2、PTS3、PTS4 そして PTS5 競技クラスのパラトライアスリートに限っては、ウインタートライアスロン、クロストライアスロンそしてクロスデュアスロン大会でも競技することを許可する。
- b.) すべてのレースは一斉スタートまたはウェーブスタートとする。同一競技クラスで同性の選手は同一ウェーブでスタートしなければならない。
- c.) パラトライアスロン世界選手権、パラトライアスロンコンチネンタル選手権、および世界パラトライアスロンイベント（世界パラトライアスロンシリーズやパラトライアスロンワールドカップ）はすべてスプリントディスタンスで行われ、時間制限は 2 時間とする。
- d.) デュアスロン大会においては、パラトライアスロン競技は最低 2 ウェーブで少なくとも一分間隔でスタートさせるべきである。PTWC 選手は第 1 ウェーブ、残りの競技クラスの選手が第 2 ウェーブでスタートするべきである。
- e.) 技術代表の裁量において競技フォーマットを変更しても良い。
- f.) クラスにサブクラスが含まれている場合、一斉スタートか、インターバルスタートシステムと呼ばれる時間差スタートを採用する。
 - (1) すべてのサブカテゴリーが一斉スタートする場合、それ相応の補正時間を最終タイムに加算する。その補正時間は下記のとおり。

	PTVI-B1 男子	PTVI-B2/B3 男子	PTVI-B1 女子	PTVI-B2/B3 女子
スプリントトライアスロン	0:00	+3:16	0:00	+3:42
スプリントデュアスロン	0:00	+2:58	0:00	+3:22

	PHTC-H1 男子	PHTC-H2 男子	PHTC-H1 女子	PHTC-H2 女子
スプリントトライアスロン	0:00	+3:35	0:00	+4:48
スプリントデュアスロン	0:00	+3:15	0:00	+4:21

*デュアスロンに変更された場合、デュアスロンの値が用いられる。

- (2) インターバルスタートシステムを採用するレースでは、ITU 競技規則の附則 L2 にあるような書式に従って

スタートリストを準備する。

- (3) 万が一、選手が競技観察によって異なるサブクラスに再割り当てされた場合、最終タイムを指定された補正時間に従って調整する。
- (4) 重複や時間制約による問題を避けるため、審判長は一斉スタートを許可することがある。
- (5) スタート順や補正時間に関して申し立てられるいかなる抗議は ITU 競技規則 12 章の“資格についての抗議”に従うものとする。

4.5. パラトライアスロン競技説明会

- a.) 全ての ITU 大会において、技術代表は選手競技説明会を行う。パラトライアスリートは出席しなければならない。コーチもまた競技説明会に出席できる。競技説明会に欠席した選手に対して以下の罰則を適用する。
 - ・技術代表に連絡することなしに競技説明会を欠席した選手を、スタートリストから除外する。
 - ・競技説明会の開始した後に会場に入ったパラトライアスリートと、技術代表連絡のうえ競技説明会を欠席したパラトライアスリートは、トランジション 1 でタイムペナルティの罰則を受ける。
 - ・世界パラトライアスロンシリーズや ITU パラトライアスロンワールドカップにおいて、同年に 2 回競技説明会に欠席しているパラトライアスリートが、例えば技術代表に連絡していたとしても競技説明会欠席 3 回目となった際は、スタートリストから除外される。
- b.) 全てのガイドとパーソナルハンドラーは競技説明会の受付で登録をする。
- c.) 全てのパラトライアスリートは競技説明会の後、自身の選手支給品を受け取る。選手支給品には下記のものが含まれている。
 - (1) PTWC : 赤色のスイムキャップ、ヘルメット用のレースナンバーシール 3 枚、ハンドサイクル用のレースナンバーシール 1 枚、競技用車いす用のレースナンバーシール 1 枚、日常用車いす用のレースナンバーシール 1 枚、選手用の公式レースナンバー 1 枚とパーソナルハンドラー用の公式レースナンバー 1 枚。
 - (2) PTS2, PTS3, PTS4 and PTS5 : 赤色、黄色か緑色のスイムキャップ、ヘルメット用のレースナンバーシール 3 枚、バイク用のレースナンバーシール 1 枚、義肢や補助用具用のレースナンバー 3 枚、選手用の公式レースナンバー 1 枚あるいはボディナンバーデカール 4 組、そしてパーソナルハンドラーがいるならばパーソナルハンドラー用の公式レースナンバー 1 枚。
 - (3) PTVI : B2, B3 選手用緑色スイムキャップ 1 枚、または B1 選手用のオレンジ色のスイムキャップ 1 枚とガイド用白色スイムキャップ 1 枚、ヘルメット用ナンバーシール 6 枚、バイク用レースナンバーシール 1 枚、選手用公式レースナンバー 1 枚あるいはボディナンバーデカール 4 組、そして「GUIDE」と書かれたガイド用レースナンバー 1 枚。

4.6. パラトライアスロンパーソナルハンドラー

- a.) 資格のあるパーソナルハンドラーを確保することはパラトライアスリートの責任であり、パーソナルハンドラーはパラトライアスロン競技説明会で ITU 技術代表から確認され、ハンドラーとしての資格を得る。
- b.) パーソナルハンドラーを下記のように割り当てる。
 - (1) PTS2, PTS3, PTS4 と PTS5 の各競技クラスのパーソナルハンドラーは 1 名まで。クラス分けの過程において、それぞれの選手に対して、パーソナルハンドラーを伴う許可を決定する。既にクラス分けされた選手の承認可否の判断は、下記によって構成される承認委員会によって行う。
 - ・ ITU クラス分け責任者
 - ・ ITU パラトライアスロン委員会のメンバー

- ・ ITU の Sport Department から指名された人
- (2) PTWC 競技クラスのパーソナルハンドラーは 1 名まで
- (3) PTVI 競技クラスにパーソナルハンドラーはいない(ガイドがパーソナルハンドラーの役割も担う)
- c.) パーソナルハンドラーがパラトライアスリートを支援するために以下を特定の許可する。
 - (1) 義肢などの補装具に関する支援
 - (2) パラトライアスリートのハンドサイクルや競技用車いすへの乗降の支援
 - (3) ウェットスーツや衣類の脱衣
 - (4) トランジションエリアや公式ホイールステーションでの、バイクの修理や他の競技用具に関する支援。ただし PTVI におけるガイドは、バイクコースのどこでも修理支援を行うことができるが、外部の支援を受けることはできない。
 - (5) トランジションにバイクをラックにかけの支援
- d.) 全てのパーソナルハンドラーは ITU 競技規則と、審判長によって妥当または必要とみなされる追加の規則を遵守しなければならない。
- e.) パラトライアスリートの推進に繋がるパーソナルハンドラーのいかなる行動も、失格の理由となる。
- f.) 1 名のパーソナルハンドラーは、同一競技クラスで同性である場合に限り、最大 2 名の選手を支援できる。
- g.) 全てのパーソナルハンドラーはレース中、担当する選手のトランジションエリアから 2m 以内にいないといけない。この場所から移動するには、審判員の許可が必要である。

4.7. パラトライアスリート登録手順:

- a.) 競技説明会登録:
 - (1) パラトライアスリートは、競技説明会の会場へ入場するために、出席の旨サインしなければならない。この段階で、受付担当オフィシャルにパーソナルハンドラーがいるかどうかを伝えなければならない。
 - (2) パラトライアスリートは自身のパーソナルハンドラーを伴って参加しなければならない。
 - (3) 競技説明会の直後に、選手は選手支給品を受け取り、パーソナルハンドラーは大会実行委員会から提供されるパーソナルハンドラー T シャツを受け取る。
- b.) アスリートラウンジチェックイン
 - (1) パラトライアスリートとパーソナルハンドラーは一緒にチェックインしなければならない。
 - (2) パーソナルハンドラーは公式レースナンバーと公式パーソナルハンドラー T シャツを身に付けなければならない。
 - (3) パラトライアスリートがパーソナルハンドラーを同行していない場合、パーソナルハンドラーの到着を待たなければならない。パラトライアスリートが一人でチェックインした場合、そのパーソナルハンドラーは競技エリアに入ることはできない。
 - (4) いったんパーソナルハンドラーとして登録されたら、例外的な状況である場合、かつ技術代表によって承認されないかぎり変更することはできない。
 - (5) チェックイン時に 2 つの計測チップが全ての選手に配布される。
 - (6) プレトランジションエリアに置く競技用具（義肢や杖など）はレースナンバー記載されていなければならない。それらの用具はアスリートラウンジでチェックされる。

4.8. プレトランジションエリア規範:

- a.) プレトランジションエリアがある場合、PTWC、PTS2、PTS3、PTS4 と PTS5 のパラトライアスリートはこのエリア

でウェットスーツを脱いでもよい。PTWC のパーソナルハンドラーだけがこのエリアに立ち入り、支援できる。しかし、選手を推進させる行為はしてはいけない。

- b.) すべての PTWC 選手はプレトランジションエリアからトランジションエリアまで、日常の車いすで移動しなければならない。このエリアに置く PTWC パラトライアスリートの日常の車いすは、ブレーキを備えていなければならない。
- c.) スイム出口エリアから最も近い利用可能な場所において、常に PTWC 選手の日常の車いすをレースナンバー順に並べることとする。
- d.) プレトランジションエリアの中に、PTWC、PTS2、PTS3、PTS4 そして PTS5（必要に応じて）の競技クラスの選手が義肢や杖を準備しておくために、スペースを用意する。水際にいる審判員からレースナンバーに関する通知を受けながら、最低 2 人の審判員がこれらの補装具を水から上がってきた選手に渡す調整をする。審判は全ての競技用具を番号順に並べておく。
- e.) 選手がプレトランジションエリアから出た時点において、その選手の競技用具や補装具がプレトランジションエリアに残されてはならない。
- f.) 義足にクリートやバイクシューズが装着されていても、そのクリートが安全に覆われており、滑り止め加工が施されていれば、プレトランジションエリアからの使用が許可される。
- g.) PTS2 から PTS5 の片下肢切断のパラトライアスリートはプレトランジションエリアからトランジション 1 までを義肢か杖を使用しなければならない。プレトランジションからトランジション 1 までを片足跳びで移動することは許可しない。

4.9. トランジションエリア規則

- a.) 大会実行委員会はスイム出口に最低 16 名のスイムイグジットアシスタントを用意しなければならない。スイムイグジットアシスタントは、パラトライアスリートのスイム出口からプレトランジションエリアへの移動の支援に責任を持つ。スイムイグジットアシスタントの最終的な人数は ITU 技術代表が決定する。これらの人々だけがこのエリアに入ることができる。彼らの訓練を ITU 技術代表が監督する。
- b.) スイム出口では、選手は下記のスイムキャップの色に応じてスイムイグジットアシスタントの支援を受ける。
 - (1) 赤色：パラトライアスリートはスイム出口からプレトランジションエリアまで持ち上げられて移動する必要がある。
 - (2) 黄色：パラトライアスリートはスイム出口からプレトランジションエリアまで歩いたり走ったりして移動する際に支援が必要である。
 - (3) 緑色、オレンジ色、白色：パラトライアスリートはスイム出口でいかなる支援も必要ない。白色キャップはガイドが使用する。
- c.) スイムイグジットアシスタントは、能力の及ぶ限り、誠意をもって、安全を第一として選手を支援する。
- d.) バイク、タンデムバイクやハンドサイクルについては、スイム出口からトランジションまでの使用を許可しない。
- e.) 全ての競技用具や補装具はトランジションエリアの各パラトライアスリートに割り当てられたスペースの中に置かなければならない。
- f.) バイクシューズはバイクパートの前後で、トランジションエリアの選手が割り当てられたスペースに置いておかなければならない。
- g.) トランジションエリアにおける PTVI の位置は乗車ラインから最も近いところに設定しなければならない（男女ともに）。残りの競技クラスは、PTS5、PTS4、PTS3、PTS2 そして PTWC の順に続く。PTWC 選手に対して、トランジションエリア内でハンドサイクルに乗ることを許可する。
- h.) PTWC パラトライアスリートのトランジションエリアの個人スペースは 4 x 2 メートルとする。選手、ハンドラーとす

全ての競技用具、補装具はトランジションエリアにいる間、このスペース内に納めておかねばならない。

4.10. パラトライアスロン スイム規則/用具

- a.) 安全上の理由で、スタートの際の選手紹介は、次の競技クラス順に実施される。PTVI、PTS5、PTS4、PTS3、PTS2、PTWC。安全上の理由で、PTWC 選手は常に、他のすべての競技クラスの選手が所定の位置についてから入水を行う。
- b.) スイムスタートは水中スタートを採用する。
- c.) スイムコースが複数周回ある場合、パラトライアスリートは周回毎に水中から出る必要はない。
- d.) フィンやパドル（ただしそれらに限定されない）を含む、人工的な推進力を生む器具や浮力を生む器具はどんなものであれ許可しない。承認されているニーブレースを除き、全ての補装具は推進力を生む器具とみなす。それらの器具の利用は、失格の理由となる。
- e.) スイム中、鋭利なもの、スクリュー、義肢のライナー、あるいは他者を傷つける恐れのある補助用具は如何なるものであれ使用を許可しない。
- f.) ウェットスーツ使用は下記の表により決定する。

スイム距離	ウェットスーツ着用義務(未満)	制限時間
750 m	18 °C	45 分
1500 m	18 °C	1 時間 10 分
3000 m	18 °C	1 時間 40 分
4000 m	18 °C	2 時間 15 分

- g.) パラトライアスリートがこの時間内にスイムを終了することができず、フィニッシュまで 100m 以上の距離がある場合、選手を速やかに退水させる。
- h.) ウェットスーツ使用は水温が 28°C 以上の場合、許可しない。
- i.) 水温が 30.1°C から 32°C の場合、最大距離は 750m、最大水中滞在時間は 20 分となる。
- j.) 公式水温が 32°C 超の場合か 15°C を下回る場合、スイム競技は中止とする（公式水温は下表のように計算する）
 - (1) 上述の温度は最終決定の際に使われる水温として常に利用されるわけではない。
水温 22°C 未満で気温 16°C 未満の場合、計測された水温を下記の表に従って調整する。

(*)		気温(単位は°C)								
水温(単位は°C)		15°C	14°C	13°C	12°C	11°C	10°C	9°C	8°C	7°C
	22°C	18.5	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	中止
	21°C	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	中止	中止
	20°C	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	中止	中止	中止
	19°C	17.0	16.5	16.0	15.5	15.5	中止	中止	中止	中止
	18°C	16.5	16.0	15.5	15.0	中止	中止	中止	中止	中止
	17°C	16.0	15.5	15.0	中止	中止	中止	中止	中止	中止
	16°C	15.5	15.0	中止	中止	中止	中止	中止	中止	中止
	15°C	15.0	中止	中止	中止	中止	中止	中止	中止	中止

4.11. パラトライアスロンバイク規則/用具

- a.) パラトライアスロン競技ではドラフティングは禁止とする。ウインタートライアスロン、クロスデュアスロン、クロストライ

アスロンはパラトライアスリートに対してはドラフティング許可レースとする。

- b.) パラトライアスロン競技においては、「バイク」という用語はバイク、タンデムバイク、ハンドサイクルを含む。
- c.) 全てのバイクは人力で推進させなければならない。腕や脚はバイクを推進させるために使用されるが、両方同時に利用してはならない。いかなる違反も失格の理由となる。
- d.) パラトライアスロン競技のためのバイクの仕様は ITU 競技規則 5.2 章に概要を表示する。
- e.) 全てのバイクは 2 つの独立したブレーキがついていなければならない。バイク、タンデムバイクは前後輪それぞれに独立したブレーキをつける。ハンドサイクルについている両方のブレーキはいずれも前輪に効くようにする。
- f.) ディスクブレーキを許可する。
- g.) 片上肢障害のあるパラトライアスリートはブレーキングシステムにスプリッターを取り付けて良い。これを改造とはみなさない。
- h.) 抵抗を減らす効果を持つ防護シールド、フェアリング（整流板）や他の器具を許可しない。
- i.) 人工のハンドグリップや義肢はバイクや選手の身体に固定できるが、バイクと選手の身体に同時に固定してはならない。
- j.) ハンドサイクル（PTWC）を除き、選手のポジションはペダル、サドル、ハンドルバーのみによって支えられていなければならない。
- k.) 義肢を装着しない大腿切断や下肢欠損のパラトライアスリートは、適合性を承認要請することなしに大腿部を支える補装具やソケットを使用することができる。
- l.) 障がいに応じたバイクやハンドサイクルの改造に関して、参加を希望する大会の少なくとも 1 か月前に、明確な説明文と最低 5 枚の写真を添え、下記ウェブサイトに掲載されている「Equipment Adaptation Form（競技用具の改造に関する申請書）」を利用し、JTU を通じて書面にて ITU へ承認を依頼しなければならない。承認委員会による評価後、ITU より申請者へ評価結果が伝えられる。承認されると、その情報は「承認済みの障がいに応じたバイク改造」ファイルとして、下記ウェブサイトへアップデートされる。
[http://www.triathlon.org/about/downloads_category/paratriathlonm.\)](http://www.triathlon.org/about/downloads_category/paratriathlonm.) ITU と ITU 審判は、パラトライアスリートによる競技用具の選択や改造に関する不備や違反がもたらすいかなる結果に対しても責任を負わない。
- n.) バイクコースは急勾配部分でも最大 12%を超えてはいけない。
- o.) もし公式レースナンバー使用が必須ならば、背面から見えるようにしなければならない。

4.12. パラトライアスロン PTWC スイム規則／用具

- a.) 選手は 3 つまで締め具の使用が可能であり、脚のどの位置を留めても構わない。締め具は最大 10cm 幅とする。
- b.) ニーブレースの利用は、浮力や推進力を持っていないことを前提に許可される。ウェットスーツ着用の場合、ニーブレースはウェットスーツの外側に着用しなくてはならない。ニーブレースは最大で脚の表面の半分を覆ってよい。その全長は大腿中央部より上、および下腿中央部より下を超えてはならず、また膝周辺を固定していなければならない。
 - (1) ニーブレース仕様
 - ・ 素材：浮力や推進力を備えていない PVC プラスチックかカーボンファイバー
 - ・ 空気や他のどんな気体も取り込む隙間や空間を備えてないこと
 - ・ 厚さは 5 mm までとする。
- c.) ニーブレースは ITU に承認を得なければならない。全ての承認申請は、JTU より、選手が参加する大会の 1 か

月前までに、明確な説明文と写真 5 枚を添え、ITU ウェブサイトの文書セクションにある『Knee Brace Approval Request Form（ニーブレース承認申請書）』を使って、ITU の承認を得るために、書面で提出する。承認委員会による評価後、ITU より申請者へ評価結果が伝えられる。承認されると、その情報を『承認済みニーブレース』として ITU ウェブサイトの同じ場所にアップデートされる。

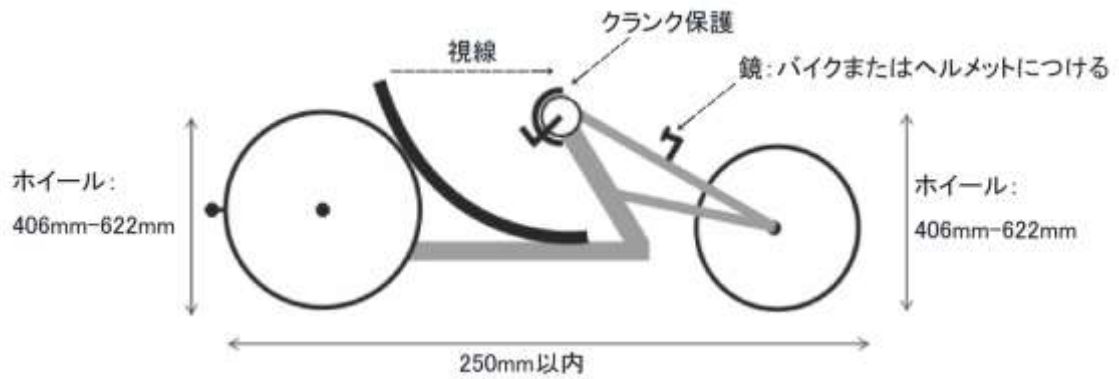
d.) ウェットスーツの下肢部分の使用を常に許可する。

4.13. パラトライアスロン PTWC バイク規則／用具

a.) パラトライアスリートは、腕の力（AP）で推進するハンドサイクルを、リカンベントポジションで使用しなければならない。

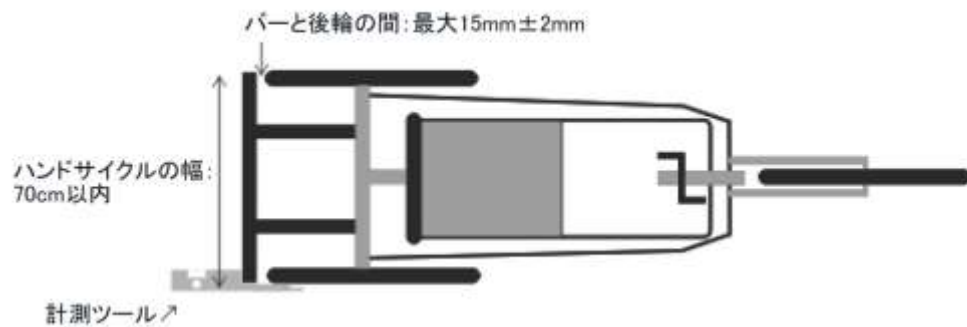
b.) リカンベントポジションのハンドサイクルの仕様は以下の通り。

- (1) ハンドサイクルは「腕力による」三輪車で、国際自転車競技連合（UCI）の自転車構造の一般原則に適合する、パイプで構成された開放フレームを持っていなければならない（車台フレームチューブが直線状でなくてもよいことを除く）。座席または背もたれのフレームチューブの直径は、UCI の一般原則に定める最大値を超えてはならない。
- (2) 一輪は他の同軸輪と直径が異なってもよい。前車輪（一輪または二輪）は操舵可能で、前車輪または後車輪の一輪はハンドグリップとチェーンで構成された機構で駆動されなければならない。ハンドサイクルは、ペダルに替えてハンドグリップをつけたクランクアーム、チェーンホイール、チェーンおよびスプロケットからなる従来型の自転車推進機構によってのみ推進されなければならない。手、腕および上体を主として推進させなければならない。
- (3) パラトライアスリートは明瞭な視界を確保しなければならない。パラトライアスリートの水平視線は、選手の手が前方最大限に伸ばされたハンドルバー上に置かれ、肩甲骨の先が背もたれに接し、ヘッドレストがあれば頭がそれに接した状態で着座した時に、クランクハウジング／クランクセットの上方になければならない。このポジションでの着座姿勢について、下記の計算に基づいて適切な測定値が求められる。（＃1）地面から選手の眼の高さまでの距離と、（＃2）地面からクランクハウジング（クランクセット）の中心までの距離を各々測定し、計測＃1 は計測＃2 と同じかそれ以上でなければならない。
- (4) 全てのハンドサイクルは、後方視界を得るために選手のヘルメットあるいはハンドサイクルの前方箇所に鏡をつけなければならない。
- (5) バイク中、選手は膝の前に脚を置くポジションにしなければならない。
- (6) 競技中にハンドサイクルの調整を行ってはならない。
- (7) ハンドサイクルのホイールは、最小径 406mm(ERTRO)、最大径 622mm とする。必要であれば、改造されたハブ取り付け具は使用できる。ハンドサイクルの同軸車輪間隔は、接地点におけるタイヤ中央間の距離において、最小 55 cm、最大 70 cm とする。



- (8) ディスクホイールをハンドサイクルの前輪には許可しない。
- (9) ディスクブレーキを後輪にのみ許可する。
- (10) ハンドサイクルは長さ 250cm、幅 70cm を超えてはならない。
- (11) 変速機器はハンドルバー先端かパラトリアスリートの体側のどちらかに取り付けることができる。
- (12) 最大のチェーンリングにはパラトリアスリートを保護するための安全カバーをつけなければならない。このカバーは十分に堅固な材料で作られ、チェーンリングを選手に面する半円周（180°）以上完全に覆わなければならない。
- (13) フレームチューブの最大径は、材料、形状に関わりなく 80mm とする。チューブの接合部につけられるひれ状、脈状のものは、強度向上のためのもののみとする。機能のない、空気力学的装置は競技には許可されない。
- (14) クイックリリースのボディハーネスを許可する。
- (15) 2 つの後輪を備えるハンドサイクルは、後ろを走る選手の前輪が、後輪の車輪の間に侵入してくるのを防ぐために、セーフティバーを装備しなければならない。
- (16) セーフティバーはチューブ形状（最低直径 18mm）で、衝撃を受けても曲がったり壊れたりしないよう十分に強固な素材で作られていなければならない。装備が必須であり、両輪の間隔を上回る長さにしてはならず、チューブの両端は閉じるか栓をしておかなければならない。セーフティバーの位置はホイールと 15mm（+/- 2mm）の間隔で、地表から軸までの距離は 280mm（+/- 10mm）とする。セーフティバーの構造や組立は、競技で経験するような通常の凹凸程度では安全機能に影響を及ぼさないことが、保証されていなければならない（図参照）。





- c.) レースナンバーは後方から見えるようにハンドサイクルの背面に貼り付ける
- d.) ヘルメットはハンドサイクルに乗車する前にストラップを留め、フィニッシュするまで留めておかなければならない。
- e.) 選手はトランジション 1 の出口の乗車ラインと、トランジション 2 の入口の降車ラインで完全に止まらなければならない。止まって、番判がゴーと言えれば選手は競技を続けることができる。ハンドサイクルはライン直前に前輪が止まれば、正しく停止したと考えられる。もしラインに触れたり、ラインを越えて停車したりしたならば、タイムペナルティが適用される。

4.14. パラトライアスロン PTWC ラン規則／用具

- a.) 全てのパラトライアスリートはラン競技で『競技用車いす』を使用する。
- b.) 競技用車いすの仕様は以下の通り。
 - (1) 競技用車いすには 2 つの大きなホイールと 1 つの小さなホイールがある。
 - (2) 前輪にブレーキがある。
 - (3) 競技用車いすのボディのどの部分も前輪のハブを超えて前に出てはいけい。また、後輪 2 つのハブの内
部より広くてはならない。主な車体は地面からの最大高さは 50cm とする。
 - (4) 大きい方の車輪の最大径は、空気を入れた状態のタイヤを含み 70cm を超えてはならない。小さい方の
車輪の最大径は、空気を入れた状態のタイヤを含み 50cm を超えてはいけい。
 - (5) それぞれの大きい車輪について、1 つずつの簡素な円状のハンドリムを許可する。競技用車いすを推進さ
せるようなどんな機械的な装置やレバーも許可しない。
 - (6) 手で操作するメカニカルステアリング装置を許可する。
 - (7) パラトライアスリートは前輪を手動で左右に旋回できなければならない。
 - (8) 競技用車いすのどの部分も、後輪タイヤ後端の垂直面から突き出していない。
 - (9) 上記の全ての競技規則に競技用車いすを適合させることはパラトライアスリートの義務であり、競技用車
いすの調整のために大会を遅延させることはできない。
 - (10) パラトライアスリートは競技中、自身の下肢が地面を引きずられたり接触したりしないように十分に保持
/固定されていることを確認しなければならない。
 - (11) パラトライアスリートは競技用車いすに座っている間中、承認されたバイクヘルメットを装着しなければ
ならない。
- c.) パラトライアスリートがホイールやハンドリムを押すことを除く、いかなる方法による推進も失格となる。
- d.) オートバイや車両にドラフティングすることは禁止で、ブルーカードが選手への提示のために用いられる。ここで適
用されるドラフティングはオートバイや車両のドラフトゾーンに入ることである。(罰則は ITU 競技規則 5.6 章に

示されている)

- ・ オートバイドラフトゾーン：オートバイ後方 12m までである。
- ・ 車両ドラフトゾーン：車両後方 35m までで、全ての車両に適用する。
- e.) 他のパトライアスリートの追い抜きを試みているパトライアスリートは、追い越した後に相手の競技用車いすの進路前方へ入る際に十分な間隔を確保する責任を負う。追い抜かれるパトライアスリートは、相手の競技用車いすの前輪が一度でも自分の前輪を追い越したら、相手の追い越しの妨害や邪魔をしない責任を持つ。
- f.) PTWC 選手は、前輪の車軸中心がフィニッシュラインの近い方の先端鉛直線上に届いた瞬間を、フィニッシュしたと判定する。
- g.) レースナンバーを後方から見えるように競技用車いすの背面に貼り付ける。
- h.) ランコースは急勾配部分でも最大 5%を超えてはいけない。

4.15. パトライアスロン PTS2、PTS3、PTS4、PTS5 のラン規則／用具

- a.) 選手は身体の欠損部位等において義肢の使用が認められる。選手はクラス分け評価中に確認・承認された補装具や競技用具を用いてのみ競技できる。
- b.) ランニングブレードは義足を装着している限りにおいて許可される。
- c.) 選手は前方から見えるようにレースナンバーか 4 組のボディナンバーデカールを身に付ける。

4.16. パトライアスロン PTVI 規則

以下の付加的競技規則は全ての視覚障がいのあるパトライアスリート(PTVI)とそのガイドに適用される。

- a.) 総則
 - (1) 盲導犬はいかなる時も許可されない。
 - (2) 各選手は同性、同国籍のガイドが必要となる。選手もガイドも JTU 登録証が必要である。
 - (3) 各選手には競技を通して最大 1 名のガイドが許可される。
 - (4) ITU エリート大会や ITU 公認エリート大会に出場した選手は、その後 12 ヶ月を経過するまで、ガイドを務めることはできない。
 - (5) 全てのガイドは ITU 競技規則附則 A に定める出場最低年齢規定に従わなければならない。
 - (6) ガイドが怪我や病気の場合、医師の診断書の提出を条件として、公式な競技開始時刻の 24 時間前までであれば交代が可能である。この期限後は、交代を許可しない。
 - (7) ガイドは選手を押したり、引っ張ったりしてはいけない。
 - (8) 選手とガイドは、スイム中は 1.5m、その他競技中は 0.5m 以上離れてはならない。
 - (9) ガイドは、パドルボード、カヤックなど（スイム競技中）、自転車、オートバイなど（ラン競技中）、またはその他の機械的移動手段を用いてはならない。
 - (10) サブクラス B1 の全ての PTVI 選手は全競技中を通してブラックアウトゴーグルを装着しなければならない。スイムブラックアウトゴーグルはトランジション 1 の彼らが割り当てられたスペースに到着するまで使用する。バイクとランのブラックアウトグラスはトランジション 1 から選手とガイドがフィニッシュラインを越えるまで使用しなければならない。ブラックアウトゴーグルおよびグラスはチェックイン時に確認される。選手は、貼付部や塗布部、鼻あて周辺やサイド、下方から光が入らないようにしなければならない。
 - (11) 選手とガイドは ITU アンチ・ドーピング競技規則に従う。
- b.) スイム

- (1) 各選手はスイム中、自身のガイドとガイドロープでつながれていなければならない。
- (2) ガイドはいかなる時も選手をリードしたりペースを作ったり、引っ張ったり押したりして前進させてはならない。
- (3) ガイドは選手の隣、互いの頭部間の距離が最大 1.5m 以内で泳がなければならない。ガイドロープは伸縮性があり鮮やかな蛍光色とし、平置き状態で長さ 80cm までとする。ガイドロープは選手の身体のどの部分に固定しても良い。

c.) バイク

- (1) 全てのパラトライアスリートとガイドはタンデムバイクを使用する。タンデムバイクの仕様は以下の通り。
 - ・ タンデムバイクは 2 人乗り用車両で、UCI の自転車構造の一般原則に適合した、同径の 2 つの車輪を持つ車両である。前車輪はパイロットとなるガイドにより操舵可能でなければならない。ガイド、選手ともに前方を向いて前傾姿勢を取り、後輪はペダルとチェーンで構成される推進機構を介して両者により駆動されなければならない。大きさは最大長 2.7m、最大幅 0.5m までとする。
 - ・ タンデムバイクのトップチューブおよび追加の補強チューブは、ガイド、選手の身体的寸法に応じて傾斜させてもよい。

d.) ラン

- (1) 各選手はラン中、自身とガイドをガイドロープでつながなければならない。ガイドロープは伸縮性が無い素材であり、エネルギーを貯め込んだり、選手の競技力を向上させたりするものであってはならない。
- (2) 選手はラン中、ガイドの肘をつかんでもよい。ガイドランナーはレース中のどの場所でもアドバンテージを得るように、選手を押したり、引っ張ったり、あるいは他の方法で推進力を与えることはできない。ガイドは、選手がつまずくか転倒した場合は、進行方向に対してアドバンテージを与えない限りにおいて、選手を起こしたり体勢を整えたりすることができる。
- (3) 選手がフィニッシュラインを越える際、ガイドは 0.5m 以内の距離で、選手の横が後ろにいないなければならない。
- (4) フリーリードゾーン：安全上の理由でガイドが選手を先導してもいいゾーンであり、下記の前後 10m とする。エイドステーション、鋭角な折り返し、ペナルティボックス、トランジションエリア、スイム出口、プリトランジションエリア、その他技術代表が決定した箇所。フリーリードゾーンに関しては競技説明会で説明がある。

4.17. 衛生

- a.) カテーテル及び尿路変更機器具を利用する全てのパラトライアスリートは、常にカテーテルバッグを利用し、流出を防止しなければならない。これはトレーニング、競技、クラス分けを通して適用される。

4.18. 承認委員会

- a.) 下記メンバーによって構成される委員会が、バイク改造やブレース承認に関する決定を行う。
 - (1) ITU 技術委員会のメンバー
 - (2) ITU スポーツ省の代表
 - (3) ITU パラトライアスロン委員会のメンバー
- b.) 承認委員会による決定に対し、ITU 仲裁裁判所への上訴がなされることがある。この上訴は承認委員会の決定を差し止めるものではないが、ITU 仲裁裁判所が上訴に基づく決定を行うまでの間、その承認委員会の決定は有効である。

5. ウィンタートライアスロン

5.1. 定義

- a.) ウィンタートライアスロンは2つの異なったフォーマットで行われる。
 - (1) ウィンタートライアスロン（ランニング、マウンテンバイク、クロスカンリースキー）
 - (2) S3 ウィンタートライアスロン（スノーシューイング、スケート、クロスカンリースキー）
- b.) すべてのレース種目は、雪上もしくは氷上で実施されることが好ましい。ランとバイク種目は、異なる路面にて行うことができる。

5.2. 公式トレーニングとコース試走

- a.) 公式トレーニングと試走セッションは、技術代表と大会実行委員会によって実施される。選手とコーチは、これらの公式トレーニングと試走セッションに参加できる。
- b.) レース当日の規範：選手は、レース進行中にコース上でウォームアップや試走を行うことはできない。

5.3. ラン

- a.) ランニングシューズは、ランニング競技で着用義務とする。この規則は、エイジグループ選手には適用しない。
- b.) スパイク付のランニングシューズは許可される。

5.4. マウンテンバイク

- a.) 最小タイヤ寸法は 26x1.5 インチであり、タイヤの最小部分が 40mm 未満であってはならない。
- b.) 前後のホイールは異なる寸法であっても良い。
- c.) ウィンタートライアスロン競技のバイク種目は、通常の道路や小道に沿い、雪上クロスカンリースキーのように設定される。
- d.) 選手は、コース上でバイクを押したり持って進むことを許可される。
- e.) ドラフティングの許可；安全上の理由から、トランジションエリアに入る前に他の選手を追い抜くことを禁止する。周回遅れの選手をレースから除外されない。
- f.) 選手は、自分の工具および部品を持参し、自分で修理を行わなければならない。
- g.) バイクシューズはバイク種目では必須とする。この規則は、エイジグループ選手には適用しない。
- h.) スパイクタイヤは、スパイクがタイヤ表面から 5mm 未満であることを条件に許可する。
- i.) 伝統的な MTB バーエンドは認める。エンドは塞がれてなければならない。

5.5. スキー

- a.) 用具（スキー板）のテストは、レース前に審判によって発表があれば、特別に指定されたトラックまたはレースコースで行える。
- b.) 選手は、レース中、コース上のチームメンバー、チームマネージャー、その他ペースメーカーを伴うことはできない。
- c.) 選手はスキー 1 組と両ポールを変更することができる。
- d.) 選手は好みの技法によってスキーを競技できる。
- e.) 指定されたゾーンでは、クラシックスタイルもしくはダブルポーリングに制限される。
- f.) スキー競技中はバイクヘルメット着用を禁止する。ただしそれが、移動による低気温の影響によるのであれば、技術代表の承認によりヘルメット着用を許可する。
- g.) 選手が追い越しを望んだ場合、追い越された選手はできるだけ早くコースの脇に寄らなければならない。

- h.) フィニッシュシュート（30-50m）では、フリースタイルスキーは禁止される。ダブルポーリングが必須で、クラシックテクニク用の準備されたトラックを使用しなければならない。この規定は、競技説明会で説明される。
- i.) 選手は、フィニッシュラインから10mを過ぎるまで、スキー板を脱着することはできない。最終のスキー板のチェックは、このラインを過ぎたところで行う。
- j.) スキーブーツはクロスカントリースキーで必須とする。この規則は、エイジグループ選手には適用しない。

5.6. スノーシューイング

- a.) 参加者自身が足に履いたスノーシューで全コースを終了せねばならない。
- b.) 選手はスノーシューを交換することは許可されない。
- c.) スノーシューは、幅 18cm（7 インチ）・長さ 51 cm（20 インチ）以上でなければならず、かつ使用面が 774cm^2 （120 平方インチ）以上でなければならない。
- d.) 選手が追い越しを望んだ場合、追い越された選手はできるだけ早くコースの脇に寄らなければならない。

5.7. スケート

- a.) ノルディックブレードを含むすべてのタイプのスケート靴が許可される。
- b.) 選手はスケート靴を交換することは許可されない。
- c.) 選手が追い越しを望んだ場合、追い越された選手はできるだけ早くコースの脇に寄らなければならない。
- d.) 選手は、競技規則 5.2g) に沿ってヘルメットを着用する。

5.8. トランジションエリア規則

- a.) トランジションエリアでのスキー滑走は禁止される。
- b.) 選手は、トランジションエリアの各選手自身のスペースで、スノーシューやスケート靴の脱ぎ着しなければならない。「ノルディックブレード交換ゾーン」が準備されている場合、選手はそこにノルディックブレードを置くか選択してもよい。
- c.) トランジションエリアでは、審判員はバイクの受け取り、配置、用具の手渡しなどにより、選手を支援することができる。このサービスは、すべての選手に平等でなければならない。
- d.) すべての選手は、バイクスタート時にバイクをラックから外してからバイクフィニッシュ時にラックに掛けるまで、もしくはスケートを履いてから脱ぐまで、自分のヘルメットをしっかりと締めなければならない。
- e.) 「ノルディックブレード交換ゾーン」は氷上の端の脇に設置される。
- f.) 選手がシューズカバーを脱ぎ捨てられるゾーンは「スキー板設置ライン」より後に設置される。

5.9. コーチステーション

- a.) コーチは、バイク競技で、自分の食料や飲料を選手に提供するための指定スペースを有している。

5.10. フィニッシュ定義

- a.) 選手はフィニッシュライン先端から伸ばした垂線を、前に出した方のスキーブーツが越えた時に、「フィニッシュした」と判断される。

5.11. 気象条件

- a.) 気温がマイナス 18 度未満の場合、レースは中止される。

6. クロストライアスロンとデュアスロン

6.1. 総則

- a.) クロストライアスロンは、スイム、マウンテンバイク（MTB）、クロスカンントリーランニングで競技を行う。
- b.) クロスデュアスロンは、クロスカンントリーランニング、マウンテンバイク（MTB）、クロスカンントリーランニングで競技を行う。

6.2. 距離

- a.) クロストライアスロンの競技距離については、ITU 競技規則の附則 A に付記する。
- b.) クロスデュアスロンの競技距離については、ITU 競技規則の附則 A に付記する。
- c.) レースコースは、タフでかつテクニカルでなければならない。バイクコースの距離は 5%以内の誤差であれば技術代表の判断で認められる。

6.3. 公式トレーニングと試走

- a.) 技術代表と実行委員会は公式トレーニングと試走を実施する。選手とコーチは、この公式トレーニングと試走に参加することができる。
- b.) レース当日：選手は、競技開始後にコースでのウォームアップや試走を行ってはならない。

6.4. マウンテンバイク規則

- a.) MTB のタイヤ径は 29 インチ以下、タイヤ幅は 1.5 インチ以上でなければならない。
- b.) 前輪と後輪で異なるホイールサイズを使用することができる。
- c.) ブロックタイヤおよび／またはスリックタイヤを使用することができる。
- d.) 選手は、コース上でバイクを降りて押したり担いだりして走行することができる。
- e.) ドラフティング許可：安全上のため、トランジションエリア手前で他の選手を追い越してはならない。周回遅れとなった選手はレースを継続することができる。
- f.) クリップオン（エアロバー）の使用は禁止する。
- g.) ロード用のドロップハンドルの使用は禁止する。
- h.) MTB 用のバーエンドを装着してもよいがバーエンドは塞がれていなければならない。

6.5. ラン規則

- a.) スパイクシューズを使用することができる。

6.6. コーチステーション

- a.) コーチはバイクとラン競技において、指定スペースでドリンクおよび補給食を選手に提供することができる。

7. 予選ラウンド形式での競技

7.1. 総則

- a.) 予選ラウンド形式での競技は、いくつかのラウンドで構成されており、各予選通過選手が次のラウンドに進み、最終的には決勝で勝者を決定する。

7.2.ラウンド

- a.) ラウンドは、予選と決勝と呼ばれる 2 つのラウンドがある
- b.) 予選と決勝での選手数は最大 30 名とする。予選の数は次のようになる。

参加選手	予選
30人未満	予選無し、一発決勝
31人から60人	2つの予選(15人から30人毎)
61人から90人	3つの予選(20人から30人毎)
91人から120人	4つの予選(22人から30人毎)
121人から150人	5つの予選(24人から30人毎)

7.3. 予選

- a.) すべての予選は、決勝に決まった数の選手を選出する。さらに、一定数の選手が、予選タイムによって選出される。

参加選手	予選の数	各予選の決勝進出者数	タイムで選出される選手数
31人から60人	2	14	2
61人から90人	3	9	3
91人から120人	4	7	2
121人以上	5	5	5

- b.) 別の予選の組の選手が、同タイムで予選ポジション最下位で同順位となった場合、それら全員を予選通過とし、結果次のラウンドでは選手数が増える。
- c.) 決勝に進めなかった選手は、タイムにより選別される。決勝を辞退した選手がいたら、決勝進出できなかった選手の中より第一選手を繰り上げとする。決勝への選手数が 30 名を下回った場合、繰り上げを行う。（同一タイムの選手からランダム選択する。）繰り上げの制限時間は、選手登録開始までとする。
- d.) B 決勝があるレースにおいては、A 決勝に進出できなかった選手の中から予選タイムベスト 30 の選手が B 決勝に選出される。

7.4. 予選での選手配分

- a.) 技術代表は、予選の組を次のように構成する。
- (1) 適用するランキングが存在しない場合、予選の組の選手数を同じにするよう配分される（予選の組によっては、他の組より選手 1 名が多い）。
 - (2) ランキングが適用される場合、ランク付けされた選手は、次のチャートにより配分され、ランキングされていない選手は、残りのスポットに配分される。

表：予選でランク付けされた選手の配分例

予選 1 組	予選 2 組	予選 3 組	予選 4 組
1			
	2		
		3	
			4
			5
		6	
	7		
8			
9			
	10		
		11	
			12
			13
		14	
	15		
16			
17			
etc.			

確認：数字はランキングオーダーを反映する。

7.5. ナンバーリング

- a.) 決勝でのナンバーリングは、以下の基準で順次割り付ける。第一基準：予選での順位。第二基準：予選のタイム。第三基準：ポイントランキング。第四基準：ランダム配分。

7.6. リザルト

- a.) 大会の最終リザルトは、決勝の結果とする。
- b.) 大会で、決勝での完走者よりも、より多くの順位にランキングポイントが配分されるときは、残りのポイントは次のように授与する。
- (1) 予選タイムに準じて決勝での DNF 選手へ配分。
 - (2) 予選タイムに準じて決勝での DNS 選手へ配分。
 - (3) B 決勝のないレース：予選タイムに準じて決勝に進めなかった選手へ配分。
B 決勝があるレース：B 決勝の結果でポイントを配分。
 - (4) DSQ 選手は、ポイントを獲得することはできない。

7.7. 賞金

- a.) 賞金配分は、総則（ITU 競技規則の附則 I）に従い、必要に応じて前項を参照する。

8. タイムトライアル予選形式での競技

8.1. 総則

- a.) タイムトライアル予選形式での競技は予選と決勝の 2 つのレースで構成される。予選は選手が一人ずつスター

トするタイムトライアル方式であり、決勝は予選タイムで選抜された選手が一斉スタートするレースである。

b.) 決勝での結果をレース結果とする。

8.2. ラウンド

- a.) 競技は二つのラウンドがある。
- b.) それぞれ予選と決勝と呼ばれる。
- c.) 予選はドラフティング禁止バイクレースのタイムトライアルで行われ、決勝は一斉スタートのドラフティング許可バイクレースで行われる。予選と決勝の両方で、選手はドラフティング許可レース用のバイクと用具を使用しなければならない。
- d.) 技術代表はタイムトライアル予選の各選手のスタート間隔を 15 秒から 3 分の間で決定する。
- e.) 決勝は 30 人の選手で行われる。審判長は技術的装置を利用して 2 人あるいはそれ以上の選手が同着かどうかを判断する。同着があった場合、決勝が 30 人以上の選手で行われる場合もある。

8.3. 予選から決勝へ

- a.) 予選でタイムの速い上位から 30 人の選手が、決勝進出の資格を持つ。
- b.) 決勝に進出しない選手は、予選のタイムによって順位を付ける。決勝に棄権する選手が出た場合、決勝に進出しなかった中で、最も速かった選手が繰り上がり決勝へ進出する。この繰り上げは決勝進出選手が 30 人を下回った場合だけに行われる。繰り上げは選手登録が開始される迄とする。
- c.) B 決勝が行われる場合、A 決勝に進出できなかった選手の中からタイムの速い上位 30 人の選手が、B 決勝の出場資格を持つ。

8.4. 予選でのナンバーリングと選手の配分

- a.) レースナンバーは ITU 競技規則 2.10 章に則って選手に割り当てられる。
- b.) 選手はレースナンバーの大きいほうから降順で、一人ずつスタートする。
- c.) 選手がスタートしなかったり、レースナンバーがいくつか割り当てられなかった場合、使用されなかったナンバーに割り当てられたその時間に選手がスタートしているとみなして、スタートを連続して進める。
- d.) スタートリストの例を以下に示す。

レースナンバー	名	姓	国コード	スタート時間
102	Grzegorz	Zgliczynsk	POL	09:00:00
101	Andrew	Farrell	USA	09:00:30
100	Todd	Martin	AUS	09:01:00
99	Gervasio	Da silva	BRA	09:01:30

8.5. 予選スタートシステム

- a.) ITU 競技規則 4.7 に定められた原則を適用する。
 - (1) 選手はスタート時間にスタートラインに居る責任がある。
 - (2) ビデオカメラが全てのスタートを記録するために使用される。
 - (3) スタート審判は自身の時計と記録担当の時計を一致させる責任がある。
 - (4) スタート審判は全ての選手が正しい時間にスタートできるように機会を提供しなければならない。スタート

審判のアシスタントは、違反があった場合の詳細を記録するために、スタート審判員の近くに居なければならない。選手のスタートの遅れが不可抗力であったと審議委員が判断した時のために、選手の正確なスタートタイムは、電子的装置と手動で記録されなければならない。

- (5) 選手はスタート順に並ぶ。選手は自身のスタート時間の2分前までにプレスタートエリアで申告しなければならない。
- (6) 選手は、スタートの15秒前と5秒前に、スタートまでの残り時間をスタート審判員から知らされる。
- (7) スタート審判員は電子/手動ホーンを用いてスタート時間を知らせる。
- (8) スタート時間前にスタートした選手はスタートラインに呼び戻される。スタートラインに戻らなかった選手は失格となる。スタート時間後にスタートしようとする選手はスタート審判員の承認を得てスタートしなければならない。これらの選手のスタート時間は予め設定されたスタート時間になる。

8.6. 決勝でのレースナンバーの割り当て

- a.) 決勝のレースナンバーは予選タイム順に割り当てられる。予選で最も速いタイムに決勝でレースナンバー1番が割り当てられる。同着の選手はランダムにナンバーを振られる。

8.7. 結果

- a.) 決勝の結果を大会の最終結果とする。表彰、賞金はそれによって配分される。
- b.) 決勝で完走した選手よりも多くのランキングポイントが割り当てられる大会であれば、以下の順に残りのポイントを割り当てる。
 - (1) 予選のタイムに応じて、決勝でDNFの選手
 - (2) 予選のタイムに応じて、決勝でDNSの選手
 - (3) もしB決勝がなかった場合：決勝に進出しなかった選手の中から、予選のタイムによってポイントを割り当てる。もしB決勝がある場合：B決勝の結果でポイントを決める。
 - (4) DSQ選手はいかなるポイントも獲得できない。

9. アクアバイク

9.1. 総則

- a.) アクアバイクはスイム、トランジションエリア1、バイク、そしてトランジション2の構成である。
- b.) アクアバイク大会はロングディスタンスやエイジグループカテゴリー下でのみ組まれ、同じスイムとバイクの距離でロングディスタンストライアスロン大会のプログラムに含まれる。

9.2. 距離

- a.) スイム1900メートルかそれ以上に続き、バイク80キロメートルか、それ以上。アクアバイクが含まれているロングディスタンストライアスロン大会の距離を反映している。

9.3. 特別競技規則

- a.) アクアバイクはアクアバイクが含まれているロングディスタンストライアスロン大会と同じ競技規則によって統治される。

9.4. フィニッシュ

- a.) 選手は T2 出口にあるフィニッシュラインでレースをフィニッシュする。このポイントに記録されたタイムがファイナルタイムになる。

(I T U 附則抜粋)

附則 A : レース距離と年齢要件

トライアスロン

トライアスロン	スイム	バイク	ラン	出場最低年齢
チームリレー	250 から 300m	5 から 8 km	1.5 から 2 km	15
スーパースプリント	250 から 500m	6.5 から 13 km	1.7 から 3.5 km	15
スプリント	750m 以上	20 km 以上	5 km 以上	16
スタンダード	1500m	40 km	10 km	18
ミドル	1900 から 3000m	80 から 90 km	20 から 21 km	18
ロング	1000 から 4000m	100 から 200 km	10 から 42.2 km	18

デュアスロン

デュアスロン	ラン	バイク	ラン	出場最低年齢
チームリレー	1.5 から 2 km	5 から 8 km	0.75 から 1 km	15
スプリント	5 km	20 km	2.5 km	16
スタンダード	5 から 10 km	30 から 40 km	5 km	18
ミドル	10 から 20 km	60 から 90 km	10 km	18
ロング	10 から 20 km	120 から 150 km	20 から 30 km	18

アクアスロン

アクアスロン	ラン	スイム	ラン	出場最低年齢
スタンダード	2.5 km	1000m	2.5 km	16
スタンダード(低水温)		1000m	5 km	16
ロング	5 km	2000m	5 km	18
ロング(低水温)		2000m	10 km	18

ウィンタートライアスロン

ウィンタートライアスロン	クロスカン트리ラン	マウンテンバイク	クロスカンリースキー	出場最低年齢
チームリレー	2 to 3 km	4 to 5 km	3 to 4 km	15
スプリント	3 to 4 km	5 to 6 km	5 to 6 km	16
スタンダード	7 to 9 km	12 to 14 km	10 to 12 km	18

S3 ウィンタートライアスロン

S3 ウィンタートライアスロン	スノーシューイング	スケート	クロスカンリースキー	出場最低年齢
スタンダード	4 から 6 km	10 から 14 km	7 から 9 km	16

クロストライアスロン

クロストライアスロン	スイム	マウンテンバイク	クロスカンリースラン	出場最低年齢
チームリレー	200 から 250m	4 から 5 km	1.2 から 1.6 km	15
スプリント	500m	10 から 12 km	3 から 4 km	16
スタンダード	1000 から 1500m	20 から 30 km	6 から 10 km	18

Cross Duathlon: クロスデュアスロン

クロスデュアスロン	クロスカンリースラン	マウンテンバイク	クロスカンリースラン	出場最低年齢
チームリレー	1.2 から 1.6 km	4 から 5 km	0.6 から 0.8 km	15
スプリント	3 から 4 km	10 から 12 km	1.5 から 2 km	16
スタンダード	6 から 8 km	20 から 25 km		18

アクアバイク

アクアバイク	スイム	バイク	出場最低年齢
ロングディスタンス	1000 から 4000m	100 から 200 km	18

附則 D : 用語の定義

年齢	大会の実施年 12 月 31 日における選手の年齢
エイジグループチームマネジャー競技説明会	TD が競技に関する詳細事項をエイジグループのチームマネジャーとコーチに対して通知する説明会
エイド/外部援助	選手が受けるいかなる種類の物質的な補助や人的援助。その援助の内容により、許可されたり、禁止されたりすることがある。
アンブッシュマーケティング	意図的にテレビやメディアの生放送の機会を利用して、許可されたサイズよりも大きいスポンサーロゴを映し出したり、大会実行委員会や ITU によって提供されていない用具や物体を映し出したりすること。
上訴	競技大会の審議委員会や ITU 仲裁裁判所に対する要求で、審判長/審議委員会の決定に対する再調査を求めるもの。(注:ドーピング違反の発見やドーピング違反の発見により科せられた罰則に対する上訴はこれには含まれない。ITU 仲裁裁判所にこれらの上訴は独立してなされなければならない。)
上訴人	上訴する選手。
アクアバイク	スイムとバイクの 2 つのパートからなるマルチスポーツ：最初の競技がスイムで最後がバイクとなる。
アクアスロン	スイムとランの 3 パートからなるマルチスポーツ：第一ラン、スイム、第二ランの構成となる。

援助	選手を援助したり安定させたりするためになされる無許可や非公式なあらゆる試み。
アシスタントチーフ TO	競技や競技コース上の担当 TO の配置調整に関して CRO を補佐する。
選手	ITU 競技大会において登録し参加する選手
選手競技説明会	TD が競技に関するすべての詳細事項を選手に通知する説明会。
自転車	自転車は 2 つの同径のホイールからなる人的駆動の乗り物である。前輪は操舵可能であり;後輪はペダルとチェーンからなるシステムによって駆動されなければならない。自転車はバイクとも呼ばれる。
ブロッキング	一人の選手による他の選手に対する意図的な進行妨害のこと。バイクコースにおいて、道路上の適切とされる側を進行しない選手。
ブルーカード	バイク競技中におけるドラフティング違反に対する罰則を選手に対して通知する為の青色のカード。
チャージ	他の選手の進行を妨げる、前方、後方や側面への一選手による接触。
チェックイン	競技前に行われる、選手ラウンジとトランジションエリアへの入場管理。両方ともに TD によって入場許可時間が決められる。
チーフ TO	TD により任命され、TO の配置調整及び管理に責任を持つ。
クリーンスタート	全ての選手がホーンの後にスタートする。競技は続行される。
コーチ競技説明会	TD が競技に関する全ての詳細情報をコーチに通知する説明会。
審議委員会	審議委員は TD により任命され、TD が審議委員長を務める。抗議における判定を含む、審判長による決定に対する全ての上訴に対する聴聞や裁定を実施し、抗議上訴の適格性を決定する責務がある。
利益相反	業務上の判断や行為において、主要な利益が別の利益により不当に影響されてしまう危険性を産み出す一連の状況。
大陸	ITU による 5 つの地理的区分。アフリカ、アメリカ、アジア、ヨーロッパ、そしてオセアニア。
CTO	ITU によって認可されたレベル 2 の TO。
コース	スタートからフィニッシュまで、進行方向が、明確にマークかつ測定され所定の表示がされていない。
這う行為	手足のうち 3 つ以上が地面に接した状態で、選手が前進する行為。
バイク競技	選手競技説明会時に定義される通り、バイクコース上でバイクに乗るか、押すかもしくは運ぶ行為が行われる競技上の一部である。バイクコースは乗車ラインで始まり降車ラインで終わる。
降車ライン手前における降車	選手の足はバイクを降車後、降車ライン手前の地面に接触しなければならない。 選手の足が降車ライン手前で地面と接触しなければ、ルール違反とみなされる。
降車ライン	選手がバイクから完全に降車しバイクラックに進行する際に、バイクコースからトランジション入口において指示されたラインである。降車ラインはトランジショ

	ンエリア入口の幅であり、旗/ライン/審判、もしくはその組み合わせによって明示される。
失格	報告された、もしくは抗議の理由となる、ルール違反に対する適切な罰則の一つ。この罰則の結果、当該選手は大会のフィニッシュタイムやスプリットタイムがなくなり、いかなるカテゴリーやレース全体の順位がつかない。当該選手の結果は DSQ(失格)と表示される。
バイクドラフトゾーン	スタンダード及びそれより短い距離の大会においてはバイク競技中のドラフトゾーンは道幅 X10m で、ミドル及びロングディスタンスの大会においては道幅 x12m と定義される。
オートバイドラフトゾーン	バイク競技中、オートバイドラフトゾーンは道幅 x12m と定義される。
他の乗り物によるドラフトゾーン	バイク競技中、道幅 x35m が他の乗り物によるドラフトゾーンと定義される。
ドラフティング	ドラフトゾーンに侵入後、スタンダード及びそれより短い距離の場合は 20 秒、ミドル及びロングディスタンスの場合は 25 秒以内に追い越しを完了しないとドラフティングとみなされる。
デュアスロン	バイクとランの 3 パートからなるマルチスポーツ：第一ラン、バイク、第二ランの構成となる。
フライング	スタート合図より前に、選手の足がスタートラインの垂直部分を越えるとき。
エリート	エリート選手はエリートレースで競技する選手。
大会主催者マニュアル	一貫して高度な世界大会運営及びマーケティング水準を確実に導入するために開発されてきた文書。
追放	追放処分とされた選手は生涯にわたり、いかなる ITU 認可大会や ITU と関連した JTU に認可されたいかなる大会への参加が認められない。
競技エリア	ITU 競技大会が実施される競技コース。
競技場での決定	TO や、または審議委員会による ITU ルールの適用や解釈。
決勝	予選方式の大会における最後の回戦。決勝において大会の優勝者とメダリストが決定される。
フィニッシャー	ルールにのっとりレース全体を完了しフィニッシュラインを越えた、フィニッシュラインの先端部からの垂直線を胴体部分の一部（言い換えると頭、首、腕、脚、手足を除いた身体）でも接触した選手。
不可抗力	ストライキ、ロックアウトや他の産業上の混乱、公序公権に対する不法行為、戦争による封鎖、暴動、落雷、火災爆発、嵐、洪水、要注意人物、ボイコットや制裁によって引き起こされる貨物や移動の遅れを引き起こす、合理的に見て主催者に管理責任を問えない出来事。
競技続行不可と判定された選手	レース医療関係者によって、レースを続行すると自身や他の選手に対して怪我を負わす可能性が高いと判断された選手。
不適切な露出	故意に臀部や陰部を露出すること。更に女性選手の場合、故意に乳首を露出すること。
陸水	潮が水位の変化に影響する湖、入り江、運河及び河川
妨害	他の選手を妨げる意図的なブロック、チャージや突然の動作のこと。

ITO	ITU によって認可されたレベル 3 の TO。
国際トライアスロン連合	トライアスロン、デュアスロン、アクアスロン、ウィンタートライアスロンかつその他全てのマルチスポーツを世界的に管轄する主体。スイスのローザンヌに所在する非営利活動法人。
ITU 競技規則	公正で安全な競技をつかさどる全てのルールと規則を含有する文書。
ITU メンバー	ITU に関連する JTU 及び大陸連合。
ITU 諸規則	ITU により日々採用され改正される諸規則で、主だったもので ITUEOM、ITU 競技規則、ITU 憲法と附則、ITU 選手同意書、ITU クオリフィケーション基準、ITU ランキング基準がある。諸規則は www.triathlon.org からダウンロード可能である。
有効でないスタート	複数の選手が明らかにホーンの前にスタートし、他の選手はスタートラインの後ろにとどまる場合で、スタートはクリーンとみなされず有効でないと宣言される。
バイク最後尾選手とラン先頭選手が重なる場合	バイクとランコースが部分的に共通の場合に発生し、ラン先頭選手がバイクとランコースの重複部分に到達した際に、バイクコース上にバイク選手がいる場合に発生する。
LOC (大会実行委員会)	ITU 競技大会を開催する主体。
乗車ライン後の乗車	選手がバイクに乗車する前に、選手の足が乗車ライン後で地面と接触しなければ、ルール違反とみなされる。
乗車ライン	選手がそのラインの後でバイクに乗車し、バイクコースへ向かうトランジション出口において指示されたラインである。乗車ラインは通常トランジションエリア入口の幅であり、旗/ライン/TO、もしくはその組み合わせによって明示される。
JTU	ITU と関連する国のトライアスロン管轄団体。
NTO	JTU に認可されたレベル 1 の TO。
追い越し	バイクコース上で、追い抜きをかける選手の前輪の先端が追い抜かれる選手の前輪の先端を越えた状態である。追い越しは適切な側からのみ可能である。
パック	二人以上の選手がドラフトゾーン内にいる状態。
追い抜き	選手同士のドラフトゾーンが重なる場合、最大 20 秒以内に継続的に前進続けることでそのドラフトゾーンから離脱し追い越さなければならない。選手は適切な側のみを通行し追い抜くことができる。
罰則	ITU TO によって判定された、選手による意図的でないルール違反の帰結である。罰則には、タイムペナルティ、失格、資格停止や追放といった形態がある。
ペナルティボックス	バイクコース上やランコース上に設けられた、ルール違反に対するタイムペナルティを科すための区域。
義肢	逸失した身体の一部を代替するために用いる人工的な器具。
抗議	他の選手や競技役員の行為や競技の状況に対してなされる正式な苦情

	申立。
審判長	TO によって報告された全てのルール違反に関して聴き取り最終決定をする、かつ TD に対する責任を負う TO。TD が審判長を任命する。
レッドカード	選手に対して失格を宣告するカード。
地域	地理上や文化的な理由により関連した、同じ又は異なる大陸からの国の競技団体の集まり
登録	選手及びコーチ向け競技説明会の入口に設けられるチェックポイント。この説明会の参加者は参加者名簿にサインする。
結果	違反報告書が裁定され、抗議及び上訴が聴聞され、罰則が与えられた後の全選手の時間内フィニッシュ順位。
優先通行権	ITU 競技規則の範疇で、レース中首位になった選手が望ましいコースを通行する権利。
回戦	予選方式の競技大会における各ステージのこと。予選方式の競技大会には準決勝及び決勝の 2 回戦が存在する。
ランコース	競技説明会で定義された、選手が走るか歩くことのできる特有の境界のある競技コースの一部である。トライアスロンとアクアスロンにおいては、ランコースはトランジションの出口に始まりフィニッシュラインで終わる。デュアスロンにおいては、第一ランはスタートラインで始まり、トランジション入口で終わり;第二ランはトランジション出口に始まりフィニッシュラインで終わる。
認可	大会運営に対する JTU による許可。許可発行は大会計画する認可団体によって十分に検分され、安全かつ公正な大会運営のために最大限の潜在資源を提供する JTU の運営要求に十分沿うことの宣言である。
海や転移水域	河口、三角州、リアス式海岸を含む、潮流の影響を受ける海洋、海及び河川の一部
準決勝	予選方式の競技大会の予選部分である。準決勝は決勝にすすむ選手を決定する。
競技クラス	パラトライアスロン競技クラスは、障害に因る活動限定度に応じて選手が区分分けされる、ITU によって定義された区分である。
スポーツマン精神	競技中の選手がとるべき言動。スポーツマン精神とは、公正、合理的で礼節のある言動とされている。一方、悪いスポーツマナーは公正でなく、非倫理的で、不正直で、乱暴な行為、意図的な違法行為、暴言、恐喝、持続的なルール違反のような言動を指す。
標準ブリッジピース	ハンドルバークリップ・オンの両先端部を連結するプラスチックか金属製の堅固な部品で商業的に購入可能なもの。
ストップ・アンド・ゴー	選手をストップさせ、誤りを正して競技を続行させる罰則。
サブクラス	パラトライアスロン競技クラス内の部門。各パラトライアスロンサブクラスには同じ競技クラスで同様の障害状況のあるパラトライアスリートが属している。
資格停止	この罰則を受けた選手は定められた資格停止期間内にいかなる ITU や ITU 関連加盟連合認可大会に参加できない。ドーピング違反に因る資格

	停止処分の選手は IOC 関連のいかなる地方、地域、州、国家や国際大会に参加できない。違反の重大度に応じて資格停止期間は異なる。ITU による資格停止の場合、資格停止期間は ITU 仲裁裁判所によって決定される。
スイムコース	競技説明会で定義された特有の境界内の、選手がスイム競技を行うレースコースの一部。トライアスロン及びアクアスロンにおいて、スイムコースはスタートラインに始まりトランジションエリア入口前の水際で終わる。
TD (技術代表)	ITU による資格を受けた TO で、ITU 競技規則及び ITU EOM が全ての側面において競技大会の前中後から確実に履行されていることに責任を負う。上訴がなされた場合、TD は審議委員会の長を務める。TD は通常は認可大会の管理監督の責を負う。
TO (審判員)	ITU 競技大会における ITO、CRO、NTO による審判チーム。
タイムペナルティ	ある時間をペナルティボックス内でとどまる罰則。フライング時のタイムペナルティはペナルティボックスではなく第一トランジションにおいて科せられる。
胴体	首、頭及び四肢を除いた身体。
トランジションエリア	スイムコースやバイクコースやランコースの一部でなく、個人の競技ウェアや用具を置くために選手に割り当てられた、明確な境界を持つ場所のこと。
トライアスロン	連続するスイム、バイク及びラン競技からなる個人やチームスポーツ。
フライングがある有効スタート	合図前にスタートした選手がごく少数の場合。フライングした選手は第一トランジションにおいてタイムペナルティを受ける。
競技会場	全てのウォームアップと競技区域、その上空、公式ホテル、放送者、プレスとメディア区域、EXPO 区域、と際限ない観客区域を含む隣接区域、VIP 席、トランジションエリア、フィニッシュエリア及び大会実行委員会の管轄化にある全ての区域。
違反	罰則につながるルール違反。
警告	競技中、選手に対して TO から出される注意。警告の目的は起こりうるルール違反の潜在性を選手に注意喚起し、予見的な行動を促進することである。
ウィンタートライアスロン	異なるウィンタースポーツからなるマルチスポーツ。二つの様式がある、1 つ目は雪上ラン、雪上バイクそしてクロスカン트리スキーでフィニッシュするもので、2 つ目は雪上ラン、スケート、そしてクロスカン트리スキーでフィニッシュするものである。
イエローカード	警告、タイムペナルティやストップ・アンド・ゴーに至りうる違反を選手に対して通知する為のカード。

附則 F1：ユニフォーム規則

1. 概要

- 1.1. ITU 大会で競技するために、選手は ITU ユニフォーム規則に従わなければならないし、ITU 競技規則 2.8 にあるユニフォームを参照しなければならない。
- 1.2. ここで示すユニフォームのイメージは典型的なトライアスロンユニフォームを再現したもので

ある。ウィンタートライアスロンの場合や、トライアスロン、デュアスロンやアクアスロンにおいてもさまざまな場合で、長袖や下肢をカバーすることが許可されている。この附則は全てのケースにおいて同様に適用される。

2. 目的

- 2.1. 地元やグローバルな観客やメディアに対して我々のスポーツのクリーンでプロフェッショナルなイメージを提供すること。
- 2.2. 確認可能な広告のために合理的なスペースをスポンサーに提供すること。
- 2.3. 附則 F2 に示すように、ITU 会員である JTU と選手が権利と責任を尊重しながら、相互に有益な関係を構築可能にする枠組みを提供すること。

3. 一般的な要件

- 3.1. ユニフォームは以下に記述されているもの以外のいかなるロゴやイメージを含有しないこと。
- 3.2. 選手がユニフォームを着ていない時、ユニフォームを平らな面に置いてロゴサイズは測定される。ロゴサイズを測定するために「ITU ロゴ測定テンプレート」が使用される。
- 3.3. 煙草、酒類、そして WADA の禁止リスト上の物質を含む製品以外のものであれば、スポンサーのスペースに使用されるスポンサーのロゴのタイプに制約はない。(スポンサースペースの位置は図 1 参照)
- 3.4. ユニフォームの全てのマークの回りには最小限 1.5 センチの隙間がなければならない。
 - a) ITU ロゴ
 - b) 姓
 - c) 国コード
 - d) 全てのスポンサーのロゴ

4. ユニフォームの色とデザイン

- 4.1. エリート、アンダー23、ジュニア、ユース： ITU 世界トライアスロンシリーズグランドファイナル、ITU 世界トライアスロンシリーズ、ITU コンチネンタル選手権、ITU マルチスポーツ世界選手権におけるユニフォームは、JTU によって選択された色でなければならない。他の全ての ITU 大会におけるユニフォームの色には制約がない。

パラ： ITU 世界選手権グランドファイナル、ITU コンチネンタル選手権、ITU マルチスポーツ世界選手権におけるユニフォームは、JTU によって選択された色でなければならない。

エイジ： ITU 世界選手権、ITU コンチネンタル選手権、ITU マルチスポーツ世界選手権におけるユニフォームは、JTU によって選択された色でなければならない。
- 4.2. ユニフォームや表彰式の服装の色とデザインは国をはっきりと識別できるものでなければならない。事前に ITU によって承認されていないと認められない。
- 4.3. 国のユニフォームは見た目で識別されなければならない。しかしながら、デザインの要件は、選手の体型やサイズに関わる技術的要件に影響を与えてはいけない。
- 4.4. ユニフォームの色やデザインの承認プロセスは附則 F3 に概説されている。承認プロセスの目的は複数の国が同じユニフォームの色とデザインを持たないよう確認することである。
- 4.5. エリート、アンダー23、ジュニア、ユース： ITU は ITU 世界トライアスロンシリーズの現状のポイント上のリーダーが着用するユニフォームの色に関して、1 月 30 日までに特定のルールを確立する権利を有している。



5. 姓と国コード/名

5.1. 姓と IOC 国コードはユニフォーム前面上部と臀部に置かなければならない。ファーストネームのイニシャルは姓の前に加えてもよい。同姓の選手はファーストネームのイニシャルを付けることが推奨される。姓と国コードの表記は以下の基準に沿っていなければならない。

a) フォント

- ・ フォントタイプは ‘Arial’ でなければならない。
- ・ 姓や国コードの文字は大文字でなければならない。名前が 9 文字以上の場合、最初の大文字に続き小文字を使用してもよい。 ‘ ’ などの記号やスペースは文字として考えられる。(図 2：姓レイアウト参照)

b) 色

- ・ ユニフォームが暗い色なら、文字は白にしなければならない。ユニフォームが明るい色なら、文字は黒にしなければならない。

c) 場所

- ・ 前：前面の位置は、ITU ロゴやスポンサースペース B や F の下とする。選手の姓は国コードやスポンサースペース A の上とする。
- ・ 後ろ：背面の位置は選手がバイク乗車中にはっきりと見えるようにウエストラインより下とする。選手の姓は国コードより上とする。
- ・ 高さ：姓や国コードは、文字数に関わらず、5cm の高さにしなければならない。ジッパーは 40cm。
- ・ 幅：姓の幅は最小 12cm、最大 15cm である。文字数の少ない姓でも最小幅 12cm にしなければならない (図 2：姓レイアウト参照)。国コードの幅は 6cm から 10cm にしなければならない。

図 2. 姓レイアウト

I D A

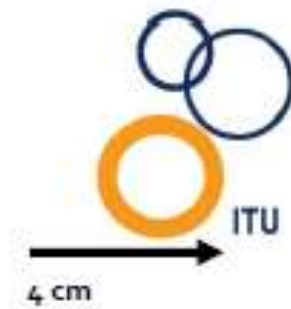
- 上部の“IDA”のような姓は、高さ 15cm、幅 12cm
- 下部の“Nakabayashi”のような長い名前は、高さは 5cm だが、名前は最大 15cm 取れる

Nakabayashi

6. ITU ロゴ

- 6.1. 公式な ITU ロゴは右肩上に表記する。
- 6.2. 右下に ITU 文字を伴う公式 ITU リングに準拠させる。
- 6.3. 水平方向の寸法は 4cm になる。
- 6.4. 暗い色のユニフォームには白バージョンロゴ、明るい色のユニフォームには青やオレンジバージョンロゴを使用しなければならない（6.5 の図 3 参照）。
- 6.5. ITU ロゴのプリントバージョンは[ここ](#)をクリック

Diagram 3. ITU Logo Layout



- 6.6. 上の図 3 は ITU ロゴの正しいレイアウトを示している。
 - a) ITU オレンジ。
 - パントーン 144C
 - CMYK コンバージョン- C: 0%, M: 49%, Y: 100%, K: 0%.
 - b) ITU 青
 - パントーム 2955C
 - CMYK コンバージョン- C: 100%, M: 45%, Y: 0%, K: 37%
- 6.7. エリート、アンダー23、ジュニア、ユース：世界チャンピオンは ITU ロゴの下に WTS がこの名誉を称えるデザイン要素を追加することが許可されている。図柄の詳細は、別途発表される。

7. スポンサースペース

- 7.1. スポンサースペース A
 - a) このスペースは国コードの真下とする（図 1. スポンサーロゴ：サイズとスペース参照）
 - b) 最大高さは 20cm

- c) 最大幅は 15cm
- d) 3 つまでのスポンサーロゴをこのスペースに置くことができる。
- e) 選手はこのスペースに 1 つか 2 つ、または 3 つロゴを付けられる。それぞれのロゴは異なったスポンサーの表示でなければならない。
- 7.2. スポンサースペース B : 前面左上
 - a) このスペースはユニフォームメーカー、または他のスポンサーのためにある。
 - b) 最大高さは 4cm。
 - c) 最大幅は 5cm
 - d) このスペースはユニフォームの左肩にあり、真ん中ではない。
- 7.3. スポンサースペース C : 側面
 - a) スポンサーロゴは側面に表記する。
 - b) 最大幅は 5cm
 - c) 最大高さは 15cm
 - d) 一つのスポンサーロゴのみが両側に配置することが許される。そのロゴは同一でなければならない。
 - e) このスペースは体の側面から見えなければならない。選手の体型によってはこのスペースは正面や背面からも見えるかもしれない。
- 7.4. スポンサースペース D : 正面の低い位置
 - a) 最大高さは 4cm
 - b) 最大幅は 5cm
 - c) このスペースはユニフォームの下部の左か右につけることができるが、両方につけてはならない。
- 7.5. スポンサースペース E : 背面上部
 - a) スポンサーロゴの 1 つを背面の姓の上に表記できる。
 - b) 最大高さは 10cm
 - c) 最大幅は 15cm
- 7.6. スポンサースペース F : 正面上部
 - a) スポンサーロゴの 1 つを正面の姓の上に表記できる。
 - b) 最大高さは 5cm
 - c) 最大幅は 15cm

8. 帽子

- 8.1. スイム
 - a) ITU/大会実行委員会によって定められたもの以外はスイムキャップにスポンサーロゴは許可されない。
- 8.2. 自転車と PTWC ラン
 - a) 選手は、ITU 競技規則に定められているとおり、自転車競技中および PTWC 選手のラン競技中はヘルメットを着用しなければならない。
 - b) ITU または大会実行委員会によって提供されたヘルメットレースナンバースティッカーは変造なしにヘルメットの正面と両サイドにつけなければならない。他のスティッカーは許可されない。
 - c) ナンバーがはっきりと目視できるためにヘルメットナンバースティッカーの周囲 1.5cm は隙間を設けなければならない。
 - d) ヘルメットは、上述の要件 b) と c) に合致している限り色やデザインは自由で、どのようなロゴがあっても良い。

9. 自転車

- a) 選手の自転車の製品に関係するロゴのみが表記できる。
- b) ロゴはバイクフレームにあるバイクレースナンバーに干渉したり、妨げたりしてはいけない。
- c) ITU または大会実行委員会が提供するバイクレースナンバースティッカーは、変造することなく指示通りにバイクにつけなければならない。

10. ウェットスーツ

10.1. ロゴ

- a) ウェットスーツメーカーのロゴのみがウェットスーツに表示できる。
- b) 最大サイズは正面と背面の 80 平方 cm。このスペースはウェットスーツの表面と裏面の両方に許可される。
- c) もしメーカーが正面や背面に 2 つ、それ以上のロゴを望むなら、合計が 80 平方 cm を超えてはならない。
- d) サイドパネルのロゴは、背面の 80 平方 cm、または正面の 80 平方 cm の、どちらかに含まなければならない。

11. レースナンバー

11.1. エリート、アンダー23、ジュニアそしてユースのレースナンバー

- a) ITU はレース識別ロゴを含むボディナンバーデカールを提供する。そして、それぞれのエリート選手はボディナンバーデカールを大会前に付ける。
- b) ボディナンバーデカールの 1 セットは両腕、両脚に付けられる。
- c) 二桁の数字のデカールは上下に付けられる、横並びではない。
 例えば 23 はこのように表記される。

2
3

 このようにはない。

23

11.2. パラトライアスロンのレースナンバー

- a) 伝統的なレースナンバー：ITU または大会実行委員会が提供するレースナンバーは、選手やチームマネージャーの競技説明会で ITUTD において指示されたとおりに、変造なしに身に付けなければならない。
- b) 大会実行委員会はボディマーキングを提供する。それぞれのエリート選手は大会前にボディマーキングをしなければならない。
- c) 選手またはチームマネージャーの競技説明会にて技術代表からの指示がない限りは、ボディマーキングの 1 セットは、両腕、両脚に付けられる。

11.3. エイジグループのレースナンバー

- a) 伝統的なレースナンバー：ITU または大会実行委員会が提供するレースナンバーは、選手やチームマネージャーの競技説明会で ITUTD において指示されたとおりに、変造なしに身に付けなければならない。
- b) 選手は、選手またはチームマネージャーの競技説明会で ITU の TD によって他の指示がなければ、両腕や両脚にボディマーキングする。
- c) 選手の片方のふくらはぎに選手のカテゴリーと性別をマークしなければならない。(例えばナンバー M25 は男性カテゴリー 25-29 の男性の選手に表記される。または、F40 は女性カテゴリー 40-44 の女性の選手に表記される)

12. 一時的タトゥー

- 12.1. ITU 大会中、選手の体に ITU によって提供されるレースナンバーやロゴ以外の、一時的なタトゥーをすることは許可されていない。

13. 表彰台の服装 (エリート、U23、ジュニア、そしてユースの選手)

- 13.1. この附則で規定されている全てのユニフォーム規則は表彰台の服装にも適用される。

14. PTVI 競技クラスの特別ルール

- 14.1. ガイドのユニフォームは上記の規則に従わなければならない、パラトライアスロン選手のユニフォームと同様に、スポンサーロゴとスペースを使用できる。
- 14.2. 姓スペースの中に、ガイドのユニフォームは“GUIDE”の文字を表示する。
- 14.3. フォントタイプは“Arial”でなければならない、高さは 5cm、幅は 12cm

附則 F2：権利と責任

（エリート、U23、ジュニア、そしてユースの選手）

	世界選 トリアススロンとグランド 権シリースとグランド 権シリースとグランド 権シリースとグランド	ルール トリアススロン ドカップ	選手権 コンチネンタル選手権	選手権 トリアススロンコンチ ネンタルカップ	選手権 マルチスポーツ選手権	他の ITU 大会
ユニフォームの 色とデザイン	カタログど おり	選手とJTU間 の誠実な合意 による	カタログ どおり	選手とJTU 間の誠実な 合意による	カタログど おり	選手とJTU 間の誠実 な合意に よる
姓	ITU 競技ルールに従って必須					
国コード						
ITU ロゴ						
スポンサースペース A～F	選手と JTU 間の誠実な合意による					

権利と責任（パラトリアスロン選手）

	トリアスロン世界選手 権、コンチネンタル選手 権	マルチスポーツ選手 権	他のITU大会
ユニフォームの色と デザイン	カタログどおり	カタログどおり	選手とJTU間の誠実な 合意による
姓	ITU競技ルールに従って必須		
国コード			
ITU ロゴ			
スポンサースペースA ～F	選手とJTU間の誠実な合意による		

権利と責任（エイジグループの選手）

	トリアスロン世界選 手権とコンチネンタル 選手権	マルチスポーツ選手権	他のITU大会
ユニフォームの色とデ ザイン	カタログどおり	選手とJTU間の誠実な合 意による	選手とJTU間の誠実な 合意による
姓	ITU競技規則に従って（オプション）		
国コード	ITU競技規則に従って必須		
ITU ロゴ			
スポンサースペースA～ F	選手とJTU間の誠実な合意による		

附則 I : ITU 関連マルチスポーツ

- ・トライアスロン
- ・ロングディスタンストライアスロン
- ・アクアスロン
- ・デュアスロン
- ・ロングディスタンスデュアスロン
- ・ウィンタートライアスロン
- ・クロストライアスロン
- ・クロスデュアスロン
- ・インドアトライアスロン
- ・アクアバイク

附則 J : ITU 競技大会と ITU 競技カテゴリ

ITU 競技大会

- ・世界選手権
- ・世界トライアスロンシリーズ
- ・世界トライアスロンシリーズグランドファイナル
- ・世界シリーズ
- ・世界大会
- ・コンチネンタル選手権
- ・コンチネンタル大会
- ・コンチネンタル大会プレミアム
- ・コンチネンタル大会ファイナル
- ・コンチネンタルツアーイベント
- ・インターナショナルイベント

ITU 競技カテゴリ

- ・エリート
- ・U23
- ・ジュニア
- ・ユース
- ・エリートパラトライアスロン
- ・オープンパラトライアスロン
- ・エイジグループ
- ・チームリレー

ITU 大会	カテゴリ
世界選手権。スタンダードトライアスロン	U23 とエイジグループ

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

世界選手権。スプリントトライアスロン	ジュニア、エイジグループ、エリートパラトライアスロン、オープンパラトライアスロン
世界選手権。チームリレー	エリート。U23 とジュニア（混合）
世界選手権。ロングトライアスロン	エリート、エイジグループ、エリートパラトライアスロン
世界選手権。スタンダードデュアスロン	エリート、U23、エイジグループ
世界選手権。スプリントデュアスロン	ジュニア、エイジグループ、エリートパラトライアスロン
世界選手権。チームリレーデュアスロン	エリート、ジュニア
世界選手権。ロングデュアスロン	エリート、エイジグループ、エリートパラトライアスロン
世界選手権。ミドルデュアスロン	エリート、エイジグループ、エリートパラトライアスロン
トライアスロン	ジュニア、U23、エリート、エイジグループ、ミックスリレー、エリートパラトライアスロンの PTS2、PTS3、PTS4 と PTS5
世界選手権。アクアスロン	ジュニア、U23、エリート、エイジグループ、エリートパラトライアスロン
世界選手権。クロストライアスロン	ジュニア、U23、エリート、エイジグループ、チームリレー、エリートパラトライアスロンの PTS2、PTS3、PTS4 と PTS5
世界選手権。アクアバイク	エイジグループ
世界シリーズ。スタンダードとスプリントトライアスロン	エリート、パラトライアスロン
世界シリーズ。グランドファイナルトライアスロン	エリート
世界大会。スタンダードとスプリントトライアスロン	エリート、パラトライアスロン
世界大会。ウィンタートライアスロン	エリート
世界シリーズ。スタンダードとスプリントデュアスロン	エリート
世界シリーズ。ロングトライアスロン	エリート
コンチネンタル選手権。スタンダードトライアスロン	エリート、U23、エイジグループ
コンチネンタル選手権。スプリントトライアスロン	エリート、U23、ジュニア、エイジグループ、パラトライアスロン
コンチネンタル選手権。ロングトライアスロン	エリート、エイジグループ、パラトライアスロン
コンチネンタル選手権。チームリレートライアスロン	エリート、ジュニア、ユース

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

コンチネンタル選手権。スタンダードデュアスロン	エリート、U23、エイジグループ
コンチネンタル選手権。スプリントデュアスロン	エリート、U23、ジュニア、エイジグループ、パラトライアスロン
コンチネンタル選手権。チームリレーデュアスロン	エリート、ジュニア
コンチネンタル選手権。ロングデュアスロン	エリート、エイジグループ、パラトライアスロン
コンチネンタル選手権。ウィンタートライアスロン	ジュニア、U23、エリート、エイジグループ、チームリレー、パラトライアスロンの PTS2、PTS3、PTS4 と PTS5
コンチネンタル選手権。アクアスロン	ジュニア、U23、エリート、エイジグループ、パラトライアスロン
コンチネンタル選手権。クロストライアスロン	ジュニア、U23、エリート、エイジグループ、チームリレー、パラトライアスロンの PTS2、PTS3、PTS4 と PTS5
コンチネンタル大会（全大会）	エリート、
コンチネンタルツアー大会	エリート、
ジュニアコンチネンタル大会。トライアスロン	ジュニア

附則 K: 罰則と違反

このリストは最も一般的な罰則と違反の用例である。この附則と競技規則の主要部分と解釈が異なる

る場合、競技規則の本文が適用される。

下表におけるエリートという表記にはエリート、U23、ジュニア及びユースが含まれる。

一般	
違反事例	罰則
1. 間違った年齢カテゴリーや許可されていない距離の競技、前の大会から 3 6 時間経過しないで参加した選手	この期間のすべての競技に失格（DSQ）とされる。
2. 定められたコースから外れた場合	警告で同じ地点から競技に再参加 改めない場合：失格（DSQ）
3. 安全上の理由でコースから外れ、外れた箇所から競技再開できず、アドバンテージを得られた場合	もしアドバンテージを得たならタイムペナルティが適用される
4. 競技役員・審判に対する暴言や暴力行為	失格（DSQ） また ITU 仲裁裁判

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

	所へ資格追放案件として報告する
5. スポーツマン精神的に反する行為	失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判所へ資格停止案件として報告する
6. ブロッキング、チャージング、妨害、又は他の選手に対する前進妨害	非意図的：警告と是正 意図的：失格（DSQ）
7. 不当な接触。選手間での接触の発生そのものは違反ではない。限られたエリアで選手が移動している際に接触は発生しうる。均等に有利な位置取りをしている選手間の偶発的接触は違反ではない。	非意図的：警告と是正 意図的：失格（DSQ）
8. 審判、競技役員や他選手以外からの援助を受けること	修正して元の状態にもどることができれば警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
9. 審判や競技役員の指示に従うことを拒否すること	失格（DSQ）
10. レースナンバーが 大会実行委員会から提供され、技術代表に よって適切な方法での着用が指示され競技説明会で発表された場合に、提供されたままのレースナンバーを着用しないこと	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
11. ウェットスーツ禁止レースでスイム中レースナンバーを身に着けた場合	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
12. 明確に設置されたエイドステーションやゴミ捨て場以外で、ゴミや用具をコース周辺に捨てた場合	警告と是正 改めない場合、タイムペナルティ
13. アドバンテージを得たり、他人に危険となりえたりする不正又は非許可用具を使用すること	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
14. レースで特別に決められた交通規則を違反したとき	非意図的：可能であれば警告と是正 改めない場合または意図的：失格（DSQ）
15. ITU 公認競技大会で、エリート、U23、ジュニア、ユース選手やパラトライアスリートによる不自然あるいは意図的な同着；	失格（DSQ）
16. 競技中や表彰時に、チェックイン時と異なるユニフォームを着用したとき	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
17. 競技中や表彰時に、競技規則に適合しないユニフォームを着用したとき	失格（DSQ）
18. 天候状況を判断し技術代表から要請されたにもかかわらず、競技中に腕を覆っていなかった場合	競技前：警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

19. ミドルやロング大会で、競技中にユニフォームの前ジッパーを胸骨の下の位置以下に開いていた場合	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
20. ミドルとロング大会で、ランコースの最終 200m でユニフォームの前ジッパーを下げたままの場合	警告と是正
21. いかなる類であっても政治的、宗教的又は人種的プロパガンダを誇示したとき	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
22. 偽名や年齢詐称、宣誓書の偽造、または虚偽の情報による不正行為	失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判所へ資格停止案件として報告する
23. 資格なしでの出場行為	失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判所へ資格停止案件として報告する
24. ITU 諸規則に対する度重なる違反行為；	失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判所へ資格停止案件として報告する
25. 薬物の不正使用	罰則は WADA 規程に準じて適用される。
26. スポーツマン精神に反する異常かつ暴力的な行為	失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判所へ資格停止案件として報告する
27. 上半身裸で競技する。	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
28. 不適切な露出行為または全裸	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
29. 外部支援：他の選手に、バイク本体、フレーム、ホイール、ヘルメット、あるいは他の用具を与え、自身が競技続行できなくなった場合	両方の選手が失格（DSQ）
30. 他の乗り物から不当なアドバンテージを得た場合（ドラフティングを除く）	失格（DSQ）
31. 停まらなければならない次のペナルティボックスで停止しなかった場合	失格（DSQ）
32. 他の競技が進行中のコースでウォーミングアップを行うこと	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
33. 資格停止処分中の競技参加	失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判所へ資格停止か追放案件として報告する
34. 表彰式でのアンブッシュマーケティング行為	当該競技大会での獲得賞金を没収
35. 検査に選ばれたが技術的不正の検査を意図的に欠席	失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

した場合。	所へ資格停止案件として報告する
36. バイクで人力以外の装置を使い、結果的に技術的不正をした場合	失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判所へ資格停止案件として報告する
37. 選手が周りに十分に注意を払うことを妨害する装置を使用した場合	警告と是正 改めない場合：タイムペナルティ

競技説明会（エイジグループには適用されない）	
違反事例	罰則
38. TD に通知することなく、競技説明会を欠席した 場合	TD に通知せず、説明会に出席しなかった 選手は、今大会のスタートリストから削除され、かつ今後 30 日間競技大会の全てのスタートリスト及びウエイティングリストから削除される。
39. 競技説明会開始後に入室した選手あるいは TD に欠席する旨を伝えた選手	スタート前の整列において、プレスタート ライン列の最後に順序変更 ランカスノーシューが第一競技の場合はタイムペナルティ エリートパラトライアスロンはトランジション 1 でタイムペナルティ
40. ワールドカップまたはワールドトライアスロンシリーズの競技説明会に、同一シーズンに 3 回以上 欠席している選手は、TD に連絡していたか否かに係らず、	その後の大会の競技説明会に欠席する度にスタートリストから削除される。

スタート

違反事例	罰則
41. スターターの合図の前にスタート	タイムペナルティ
42. 指定されたウェーブよりも早いウェーブでスタート	失格（DSQ）
43. 入水するまで前進しない。	タイムペナルティ
44. 一度選択したスタート位置を変更する。	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
45. 複数のスタート位置を確保する	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）

スイム	
-----	--

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

違反事例	罰則
46. ウェットスーツ禁止レースで、肩から下の腕及び / または、膝から下の脚の一部でも衣類でおおう。	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
47. 整列の時までに公式スイムキャップを身に着けていない場合	意図的：警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）

トランジション	
違反事例	罰則
48. 自分の定められた場所以外に、また他の選手の進行を妨げる ようにバイクをラックに不適切に置く。	競技前：警告と是正 競技中： エイジグループとオープンパラ トライアスロン：警告と是正 エリートドラフティング禁止お よびエリートパラトライアスロ ン：タイムペナルティ エリートドラフティング許可：タ イムペナルティ
49. 最初の競技が完了する前に、第 1 トランジションにてヘルメットのストラップを締めておくこと。	エイジグループとオープンパラ トライアスロン：審判がストラッ プを外す。 エリートとエリートパラトライ アスロン：：審判がストラップを 外しタイムペナルティ
50. トランジションエリアで、バイクを押している際ヘルメットのストラップを緩める行為又は締め方が不十分である場合	エイジグループとオープンパラ トライアスロン：警告と是正 エリートとエリートパラトライ アスロン：：タイムペナルティ
51. マウントラインの手前での乗車	エイジグループとオープンパラ トライアスロン：警告と是正 エリートとエリートパラトライ アスロン：：タイムペナルティ
52. ディスマウントラインを過ぎて降車	エイジグループとオープンパラ トライアスロン：警告と是正 エリートとエリートパラトライ アスロン：：タイムペナルティ
53. 指定エリア外に選手用具を投棄もしくは設置	エイジグループとオープンパラ トライアスロン：警告と是正 エリートとエリートパラトライ アスロン：：タイムペナルティ

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

54. トランジションにおいて目印としてマーキングすること	警告と是正 改めない場合、マーキングとその為に使用された物体は除去され当該選手には通知されない。
55. バックドロップシステムのある大会で実行委員会が指定された場所に設置してある用意した預託バックに、全ての用具（終日バイクのペダルにバイクシューズを装着している場合を除き）を預けなかった場合。	エイジグループ：警告と是正 エリートとエリートパラ：タイムペナルティ

バイク	
違反事例	罰則
56. バイクコース試走及び/又は公式 バイク練習時のヘルメット未装着	その試走・練習から除外される。
57. バイク競技中に、バイクなしで前に進む。	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
58. スプリントディスタンスのドラフティング禁止レースでのドラフティング行為	1 回目の違反：タイムペナルティ 2 回目の違反：失格（DSQ）
59. スタンダードディスタンスのドラフティング禁止レースでのドラフティング行為	1 回目の違反：ドラフティングタイムペナルティ 2 回目の違反：失格（DSQ）
60. ミドル又はロングディスタンスのドラフティング禁止レースでのドラフティング行為	1 回目と 2 回目の違反：ドラフティングタイムペナルティ 3 回目の違反：失格（DSQ）
61. ドラフティング許可レースにおいて異なる性別の選手に対するドラフティング行為	1 回目の違反：警告と是正 2 回目の違反：失格（DSQ）
62. 車両やオートバイにドラフティングをした場合	警告と是正 改めない場合：タイムペナルティ
63. ドラフティング禁止レースにおけるブロックング	タイムペナルティ
64. バイク競技中に、ヘルメットのストラップを緩める行為又は締め方が不十分である場合	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
65. 停止中であっても、バイクコースにおいてヘルメットを脱ぐこと。	警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
66. バイク競技中にヘルメットを身に着けない。	失格（DSQ）
67. チェックイン時に持ち込んだバイクと違うバイクあるいはチェックインで許可を得た後に改造したバイクで競技に参加した場合	失格（DSQ）

ラン&スキー	
違反事例	罰則

JTU 競技規則 (2017.09.01) 修正版

68. ラン競技における這う行為	失格 (DSQ)
69. 周回遅れとなった選手が先行選手と並走すること。 (エリート、U23、ジュニア、ユース選手やパラトライアスリートに適用する。)	警告と是正 改めない場合：失格 (DSQ)
70. ヘルメットを着用してのランまたはスキー	警告と是正 改めない場合：失格 (DSQ)
71. 柱、木、他の固定物を利用してカーブ地点を曲がること。	タイムペナルティ
72. フィニッシュ手前の直線で競技に無関係の人を連れてフィニッシュする行為	失格 (DSQ)

チームリレー関連	
違反事例	罰則
73. チームリレーで、交代ゾーンの外での交代	タイムペナルティ
74. チームリレーの交代が未完了または意図的に交代ゾーンの外での交代	失格 (DSQ)

パラトライアスロン関連	
違反事例	罰則
75. カテーテルまたは他の尿路変更機器器具を利用するパラトライアスリートが、トレーニング、競技、クラシフィケーション時に液を流出させた場合	警告と是正 改めない場合：失格 (DSQ)
76. プリトランジションエリアに置くことを許可されている義足につけるクリートやクリートを装着したバイクシューズがカバーされていないなかったり、滑りにくい素材で包まれていなかったりした場合	競技前：警告と是正 改めない場合：失格 (DSQ)
77. 規定の時間内に「暫定」、「再検討」や「確定」のステータスを受けていないパラトライアスリート	失格 (DSQ)
78. 正式承認されていない義肢や特別補助用具を着用または使用したパラトライアスリート	競技前：警告と是正 改めない場合：失格 (DSQ)
79. 保護されない鋭い物体、ねじ、義肢ライナーや人に危害を与える義肢を使用するパラトライアスリート	競技前：警告と是正 改めない場合：失格 (DSQ)
80. クラシフィケーションが NC(未完了)のパラトライアスリート	スタートリストから削除
81. クラシフィケーションで NE (不適格) のパラトライアスリート	スタートリストから削除
82. 予定されたクラシフィケーション・セッションに出席しなかったパラトライアスリート	合理的な説明があれば：2 度目のチャンスを与える。 改めない場合：失格 (DSQ)

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

83. 意図的に技量や能力を不正確に伝えたパラトライアスリート	初めての行為：失格（DSQ） 二度目の行為：失格（DSQ）また ITU 仲裁裁判所へ資格停止か追放案件として報告する
84. 競技説明会で登録していないガイドとパーソナルハンドラー	競技エリアへのアクセス権を保持できない。
85. LOC か ITU が発行する特別な資格証を持参していないパーソナルハンドラー	警告と是正 改めない場合、ハンドラーが受け持つパラトライアスリートが失格（DSQ）
86. 登録したパーソナルハンドラーより多くのパーソナルハンドラーの援助を受けたパラトライアスリート	失格（DSQ）
87. 選手を前進させる、パーソナルハンドラーのあらゆる行為	ハンドラーが受け持つパラトライアスリートが DSQ（失格）
88. 競技中に、選手のトランジションやホイールステーション以外でパラトライアスリートのバイクを修理したパーソナルハンドラー	失格（DSQ）
89. パラトライアスリートの未登録の用具をプレトランジションエリアに置いた場合	競技前：警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
90. PTS2、PTS3、PTS4 及び PTS5 のパーソナルハンドラー が、プレトランジションエリア内にいた場合	競技前：警告と是正 改めない場合、ハンドラーが受け持つパラトライアスリートが失格（DSQ）
91. 下肢切断のあるパラ選手がプレトランジションエリアからトランジション 1 まで義足や松葉づえを使用せずに片足でホッピングした場合	競技前：警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
92. PTWC パラトライアスリートが自分の割り当て場所以外でトランジションを行う	タイムペナルティ
93. PTWC 選手が乗降者ラインで完全に止まらないまたは審判がゴーという前に競技を再開した場合	タイムペナルティ
94. PTWC 選手がランの時に車両やオートバイにドラフティングした場合	警告と是正 改めない場合：ドラフティングタイムペナルティ
95. プレトランジションエリアから出た際に用具を置っぱなしにしたパラトライアスリート	警告と是正 改めない場合：タイムペナルティ
96. 要求条件を満たさないガイドと競技をした PTVI 選手	失格（DSQ）
97. スイムやラン競技中に、PTVI 選手がガイドとつなが	警告と是正

JTU 競技規則（2017.09.01）修正版

れてない場合	改めない場合：失格（DSQ）
98. スイム競技中に PTVI 選手がペース配分されたり、ガイドから 1.5m 以上離れたりした場合	1 回目の違反：タイムペナルティ 2 回目の違反：DSQ（失格）
99. スイム競技終了後、PTVI 選手でガイドにペース配分をされたり、先導されたり、ガイドから 0.5m 以上離れた場合	1 回目の違反：タイムペナルティ 2 回目の違反：DSQ（失格）
100. PTVI 選手が、ガイドに引っ張られたり押されたりした場合	失格（DSQ）
101. PTVI 選手のフィニッシュの際に並走又は背後にいるガイドとの距離が 0.5m 以上離れていた場合	失格（DSQ）
102. パラトライアスリートが、ガイドドッグ（盲導犬）と競技エリアに入った場合	競技前：警告と是正 改めない場合：失格（DSQ）
103. PTVI B1 選手がスイム、バイク及びラン競技の際、完全遮光ゴーグル及びメガネをしていなかった場合	失格（DSQ）